

スウェーデンにおける規制影響評価の動向及び評価  
の質の確保に関する調査研究  
報 告 書

平成26年3月  
総務省行政評価局

■□目次□■

第1章 調査研究の概要 .....	1
1.調査研究の背景・目的 .....	1
2.調査研究の内容、方法 .....	1
第2章 スウェーデンにおける規制影響評価の概要と最近の動向 .....	5
1. スウェーデンにおける行政機構、法体系の特徴 .....	5
2. スウェーデンにおける規制影響評価の発展経緯 .....	6
3. スウェーデンにおける規制影響評価の関連省庁・機関 .....	9
4. スウェーデンにおける規制影響評価の実施内容 .....	11
5. スウェーデンにおける規制影響評価の実施フロー .....	14
6. より良い規制委員会による規制影響評価のチェック内容、体制 .....	19
7. 企業・エネルギー・コミュニケーション省の規制案、規制影響評価の審査 .....	21
8. スウェーデンにおける規制影響評価の現状と動向 .....	21
第3章 スウェーデンにおける規制影響評価の質の確保のための取組と現状 .....	23
1. チェック機関による規制影響評価の質の改善 .....	23
2. 研修を通じた規制影響評価の質の改善 .....	60
3. 第三者機関による評価 .....	62
4. スウェーデンにおける規制影響評価の質の確保のための取組の現状 .....	65
第4章 スウェーデンにおける規制影響評価の事例の選定 .....	66
1. スウェーデンにおける規制影響評価の実績 .....	66
2. スウェーデンにおける規制影響評価の特徴、傾向 .....	69
3. スウェーデンにおける規制影響評価の事例 .....	110
第5章 まとめ .....	152



## 第1章 調査研究の概要

### 1.調査研究の背景・目的

我が国における規制の事前評価については、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）において、規制によって発生又は増減することが見込まれる具体的な費用及び便益の要素を可能な限り列挙して説明し、費用及び便益は可能な限り定量化又は金銭価値化して示すことが望ましいとされている。

平成19年10月から実施された我が国の規制の事前評価については、数えてすでに6年が経過し、一定の蓄積は図られてきているものと考えられるが、これまで各府省で実施された評価内容を見ると、費用・便益の分析手法が定性的記述により説明されているものがほとんどで、定量化又は金銭価値化により分析されているものが少ない等、未だ十分とは言える状況に達していない。

我が国における規制の事前評価の質を向上させるためには、定量化又は金銭価値化による分析を一層推進させる必要があるが、そのためには、できるだけ多くの諸外国における先行的な取組の成果や事例を収集し、評価手法や評価内容等の改善余地について具体的に掘り下げた分析を行い、陥りやすい共通の問題やその改善方策等を取りまとめるなどした上で、各府省で情報を共有していくことが重要となる。

これまでも米国や英国をはじめ規制影響評価の先進国の状況について情報提供を行ってきたところであるが、未だ十分と言える評価が行われているとは言えない現状であることに鑑み、本調査研究は、2008年に「より良い規制委員会（Better Regulation Council）」が設置されるまで各省庁の分権的な色彩が強かったスウェーデンの規制影響評価を巡る動向に着目し、当該評価の導入以降の評価を巡る動向と政府がこれまで行ってきた様々な取組及びその成果のみならず、ガイドライン等の分析のみでは明らかにならない、取組に関する問題意識などの側面的な情報を含め情報収集し、その結果を各府省等に提供することにより、我が国における規制の事前評価の質の確保に資することを目的とする。

### 2.調査研究の内容、方法

#### (1) 調査の内容

本調査研究では、以下の項目により調査を実施した。

#### ■スウェーデンにおける規制影響評価の概要と最近の動向

スウェーデンにおける規制影響評価の概要について、制度の導入から定着に向けて行った様々な取組や成果、規制影響評価を巡る最近の動向等を調査する。特に、2008年に企業・エネルギー・コミュニケーション省の下に設置された、統一的なレベルでの推進機関として独立性を重視し、規制及び規制影響評価を評価する、より良い規制委員会（Better Regulation Council）の活動状況と最近の動向について調査するとともに、規制影響評価に関するガイドラインやマニュアル、手引書等の内容と解説をはじめ、規制影響評価制度の定

着化に向けて政府がこれまで行ってきた取組とそうした取組に対する規制実施機関における対応状況や具体的な成果などを把握する。

### ■スウェーデンにおける規制影響評価の質の確保のための取組と現状

スウェーデンにおける規制影響評価の質の確保に向けた取組について、特に、2002年から規制評価の「質」確保の取組として、毎年定期的に評価書の検証を実施し、政府に対して勧告を行っている、事業者団体、労働組合から成る「より良い規制のためのスウェーデン産業商業委員会（NNR）」の活動状況を含めて調査するとともに、費用・便益の定量化による手法等の定着など規制影響評価の質の確保に向けて政府がこれまで行ってきた取組とそうした取組に対する規制実施機関における対応状況や具体的な成果など、どのような問題意識の下で取組や改革が行われ、どのような改善が図られたのかということについて把握する。

### ■スウェーデンにおける規制影響評価の事例の選定

スウェーデンにおける規制影響評価の実施状況や現状を把握する観点から、公表されている事例を収集し、可能な限り「分野別」等にわかりやすく整理した上で、事例で用いられている手法等について、特徴や傾向等を踏まえつつ、日本での適用方法に留意しながら解説する。

## (2) 調査の実施方法

本調査研究は、総務省行政評価局より、新日本有限責任監査法人への委託により行われ、調査は、文献調査、海外インタビュー調査を通じて実施した。

### ① 文献調査

スウェーデンにおける規制影響評価に関する日本語、英語の文献を調査するとともに、スウェーデン現地調査のサポート、通訳、翻訳を担う Japan Scandinavia Research Center を通じて省庁への情報照会、スウェーデン語による情報検索も併せて実施した。

- ・ 政策評価に関する海外評価報告書（ドイツ・スウェーデン） - 農林水産省

<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/gaiyo/pdf/069.pdf#search='%E3%82%B9%E3%82%A6%E3%82%A7%E3%83%BC%E3%83%87%E3%83%B3+%E8%A6%8F%E5%88%B6%E5%BD%B1%E9%9F%BF%E5%88%86%E6%9E%90'>

- ・ A COMPARATIVE ANALYSIS OF REGULATORY IMPACT ASSESSMENT IN TEN EU COUNTRIES

<https://www.wbginvestmentclimate.org/uploads/9.ReportonRIAEU.pdf#search='COMPARATIVE+ANALYSIS+OF+REGULATORY+IMPACT+ASSESSMENT+IN+TE+EU'>

- OECD, BETTER REGULATION IN EUROPE SWEDEN  
<http://www.oecd.org/regreform/regulatory-policy/45419072.pdf>
- Better Regulation Council SWEDEN  
<http://www.regelradet.se/en/>
- NNR SWEDEN  
<http://www.nnr.se/inenglish>
- Swedish National Audit Office  
<http://www.riksrevisionen.se/en/Start/>
- Swedish Agency for Economic and Regional Growth  
<http://www.enklareregler.se/om-enklareregler.se/in-english.html>

## ② 海外インタビュー調査（スウェーデン）

インタビュー調査は、以下のようにスウェーデン現地において実施した。

■海外インタビュー調査：平成26年（2014年）2月24日～3月2日の期間、スウェーデン・ストックホルムを訪問し、スウェーデンにおける規制影響評価の制度所管機関、評価実施機関（実施庁）、関係機関、有識者等を訪問して、実施状況等を調査した。調査は、塩島秀孝（総務省行政評価局政策評価官室 評価手法開発専門官）と委託先の統括である左近靖博（新日本有限責任監査法人 シニア・マネージャー）により実施した。

図表 1-1 海外現地調査日程表（平成26年（2014年）2月24～3月2日）

月日	時間	予定
2月24日（月）	午前	—
	午後	成田発→コペンハーゲン着、コペンハーゲン発→ストックホルム着
2月25日（火）	9時～	より良い規制のためのスウェーデン産業商業委員会（Board of Swedish Industry and Commerce for Better Regulation : NNR）
	13時～	より良い規制委員会（Better Regulation Council）
2月26日（水）	9時～	企業・エネルギー・コミュニケーション省（Ministry of Enterprise, Energy and Communications）
	11時～	郵便通信庁（Swedish Post and Telecom Authority : PTS）
	13時～	国家財政管理局（Swedish National Financial Management Authority : ESV）
2月27日（木）	9時30分～	経済地域発展庁（Swedish Agency for Economic and Regional Growth）
	15時～	金融監督庁（Financial Supervisory Authority）
2月28日（金）	9時～	Dr. Magnus Erlandson（マルメ大学 : Malmö University）
	10時30分～	統計庁（Statistics Sweden : SCB）
	13時～	労働環境庁（Swedish Work Environment Authority）
	15時～	Dr. Johan Eklund（ヨンショーピング大学 : Jönköping University）
3月1日（土）	午前	資料整理
	午後	ストックホルム発→コペンハーゲン着、コペンハーゲン発→
3月2日（日）	午前	成田着

図表 1-2 インタビュー対象者

機関	インタビュー対象者
より良い規制のためのスウェーデン産業商業委員会 (NNR)	Mr. Jens Hedström (President) Mr. Tomas Lööv (Senior Adviser)
より良い規制委員会	Mr. Gustaf Molander (Case Officer) Ms.Linda Bodén (Case Officer)
企業・エネルギー・コミュニケーション省	Mr. Mattias Moberg (Director) Ms.Elisabeth Kristensson (Deputy Director)
郵便通信庁 (PTS)	Mr. Björrn Scharin (Senior Adviser) Ms.Mia Gombor (Expert Senior Legal Officer) Ms.Sofie Sandell (Legal Adviser)
国家財政管理局 (ESV)	Mr. Patrick Freedman (Adviser) 他 2 名
経済地域発展庁	Ms. Anna Nyström (Better Regulation) 他1名
金融監督庁	Ms. Matilda Gjrja (Senior Analyst) Mr.Erik Kärrlander (Analyst)
マルメ大学	Dr. Magnus Erlandson
統計庁 (SCB)	Ms. Cecilia Herzman (Director for data correction department for entrepreneur organization) Ms. Heidi Tormark (Senior adviser)
労働環境庁	Ms. Karin Sundh-Nygård (Head of Division) Ms.Urban Göransson (Senior administrative officer)
ヨーンショーピング大学	Dr.Johan Eklund

### (3) 表記における注釈

本調査報告書において、krと表記されているものは、スウェーデンの通貨単位であるスウェーデン・クローナを意味している。2014 /3/31時点のレートはTTSレートで1クローナ15.44円である。

## 第2章 スウェーデンにおける規制影響評価の概要と最近の動向

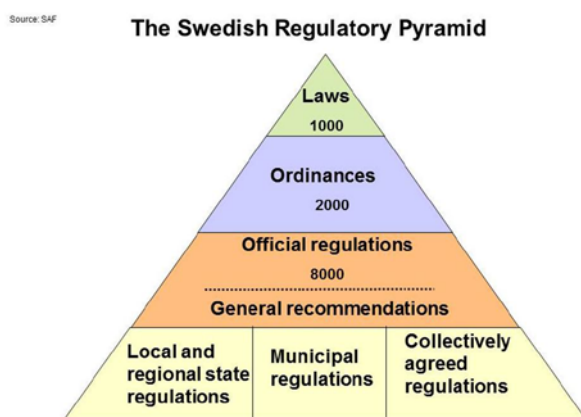
### 1. スウェーデンにおける行政機構、法体系の特徴

スウェーデンの中央政府の構造は、政策の企画・立案を担う、首相府、12の省及び1局<sup>1</sup>と政策の実施を担う約150近くあるエージェンシー（実施庁）により構成されている。多くのOECD諸国は、政府部門の企画・立案部門と実施部門の分離を1980～90年代に行ったが、スウェーデンでは、1700年代後半に実施されている。これは、議会の行政への介入の排除、王家による支配に対する行政官の抵抗といった歴史的な背景に基づくものであり、1809年の基本法により実施庁の独立的な位置付けが法的に規定されている<sup>2</sup>。公務員の多くは実施庁に属しており、公務員全体のうちの約99%を占めている。

スウェーデンの政策実施機関である実施庁は、伝統的にも、また、法的にも強い独立性を有しており、運営に関する意思決定を独立して行う権限が付与されており、実施庁の権限の執行及び法の施行に関しては、閣議も所管大臣も実施庁の決定に介入することはできないようになっている。実施庁の運営費は項目別ではなく一括交付金となっており、翌年にそれを持ち越すことも可能となっており、運営の柔軟性が与えられている一方で、運営についての業績報告が重視されている。

また、規制影響評価の対象であるスウェーデンにおける法体系及びその数について以下に示す。法律が約1,000、政令が約2,000、規則が約8,000となっている。法律、政令は省の所管事項で、規則は庁の所管となっている。なお、政府機関のうち、企画立案部門である省は、独立性の観点から実施部門である実施庁の定める規則の変更等を要求することができない仕組みになっている。

図表 2-1 スウェーデンにおける規制体系



(出典) より良い規制委員会作成資料

<sup>1</sup> 総務管理局、雇用省、財務省、国防省、地方省、農務省、法務省、文化省、環境省、企業・エネルギー・コミュニケーション省、保健・社会省、教育・研究省、外務省。

<sup>2</sup> 財務省財務総合政策研究所(2001)「民間の経営理念や手法を導入した予算・財政のマネジメントの改革」より。<https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk053.htm>



## 2. スウェーデンにおける規制影響評価の発展経緯

スウェーデンにおける規制影響評価は、1995年に出された政令（Government Agencies and Institute Ordinance, SFS1995, 1322）<sup>3</sup>により開始され、法律、政令を除く新規の規制（規則）の制定においては、庁は規制影響評価を実施して関係省庁と協議を行い、規制がコストを増加させる場合には、実施庁である国家財政管理局（National Financial Management Authority）と協議するという基本的な方針が示された。この政令では、規制影響評価の実施についての具体的な対象やチェック体制等は示されておらず、政令の履行については不十分な点があったと指摘されている<sup>4</sup>。

### 規制影響分析に関する政令（SFS1995, 1322）

27条

- ・省庁が規則を、或いは法律集の規則（1976:725）により一般助言を決定する前に、省庁は最も目的にかなった対策かどうか注意深く考慮し、
- 1. 規則、或いは一般的助言の費用面を調査し、規制影響評価として調査結果を文書化し、
- 2. 省庁、コミューン、県、関係組織、その他の費用面で、或るいは何らかに特別に影響を与える組織に対して、規制影響評価に対して発言する機会を与え、また、国家財政管理局に対して臨時に問題について発言する機会を与えなければならない。
- 3. 該当する者に少なからずの費用増加を与えることにつながる規則を決定することの理解を得た上で政府の承認を得なければならない。

（出典）規制影響分析に関する政令（SFS1995, 1322）

その後、1990年代後半において、スウェーデンにおいては産業競争力強化の観点から既に競争力のある大企業ではなく、中小企業の競争力を高めることが重視されるようになり、1996年7月に産業・雇用・コミュニケーション省（Ministry of Industry, Employment and Communications）内においても小企業対策小委員会<sup>5</sup>が設置される等、規制の緩和、負担軽減を中心に、政策的に中小企業の競争力強化を重視する方針が示されるようになった。そのような状況の中、1998年には新たに規制影響分析に関する政令（Committees Ordinance, SFS 1998, 1474）が策定され、基本的なコスト計算の方法等、規制によるコストの影響を評価する具体的な方針が示された。続いて同年に規制緩和による中小企業の競争力強化に対するニーズを踏まえて、規制影響分析に関する政令（SFS1998, 1820）<sup>6</sup>が発表され、翌1999年以降、庁では新規の規則及び規則の改定によって、特に中小企業の労働環境、競争環境等に対して影響を与えるような場合、インパクト評価（規制影響評価）を実施することが義務付けられるようになった。

<sup>3</sup> [http://www.riksdagen.se/sv/Dokument-Lagar/Lagar/Svenskforfattningssamling/Verksforordning-19951322\\_sfs-1995-1322/](http://www.riksdagen.se/sv/Dokument-Lagar/Lagar/Svenskforfattningssamling/Verksforordning-19951322_sfs-1995-1322/)

<sup>4</sup> 関係者へのインタビューによる。

<sup>5</sup> 中小企業に対する報告義務の負担軽減と競争力との関係の問題が議論された(SOU 1997:186)

<sup>6</sup> [http://www.riksdagen.se/sv/Dokument-Lagar/Lagar/Svenskforfattningssamling/Forordning-19981820-om-sars\\_sfs-1998-1820/](http://www.riksdagen.se/sv/Dokument-Lagar/Lagar/Svenskforfattningssamling/Forordning-19981820-om-sars_sfs-1998-1820/)

### スウェーデンにおける中小企業の負担に配慮した規制影響評価導入の背景

一つは、中小企業を取り巻く環境が政治問題として取り上げられるようになったことである。スウェーデンの産業構造が巨大企業数社から活気のある中小企業へと中心が移行したのにつれて、政策も転換された。1970年代に比べると、中小企業が経済に占める割合は随分大きくなっている。

もう一つは、この分野（規制改善）におけるOECDの取組みをはじめ、他のヨーロッパ諸国の影響を受けたことである。

スウェーデン経済における中小企業の重要性は、組織や規制改善担当組織の構成にも反映されており、SimpLex Teamも産業・雇用・コミュニケーション省の管轄下に置かれている。OECDのこれまでの規制改善の取組みから、行政組織を十分機能させるには規制改善の実施が必要であることが明らかにされている。規制改善の取組みは一度限りの政策となってしまう可能性もある。

(出典) (財) 農林水産奨励会、農林水産政策情報センター (2003) 「政策評価に関する海外評価報告書 (ドイツ・スウェーデン)」より一部修正

### 規制影響分析に関する政令 (SFS1998, 1474)

14条 提案が政府、コミューン、県、企業、個人の費用、或いは収入に影響を与えるならば、考察の中でこの影響を計算しなければならない。提案がその他の社会経済的影響を意味するならば、これも報告しなければならない。政府、コミューン、或いは県に対する歳出増加、歳入増加に関しては委員会が財政調達案を提案しなければならない。

(出典) 規制影響分析に関する政令 (Committees Ordinance, SFS 1998, 1474)

### 規制影響分析に関する政令 (SFS1998, 1820)

2条 中小企業の活動条件、競争力、或いはその他の条件に重要な効果を持つ、新しい規則、或いは規則の変更を庁が考慮している時には、庁はできるだけ早急に、この観点から特に規制影響評価を実施し、その結果を文書化しなければならない。

3条 規制影響評価は以下の視点で実施されなければならない。

- ① 規制によって解決される課題は何か、また、規制が実行されない場合はどうなるか。
- ② 他に解決方法はあるか。
- ③ この規制の結果、中小企業はどのような行政措置、或いはその他の措置を受けることになるか。
- ④ 中小企業が規制に対応するまでに、どのくらいの時間を要するか。
- ⑤ 規制により、賃金やその他諸経費等の付加コスト或いは負担が中小企業に発生しないか。
- ⑥ 規制により、競争が歪められ、中小企業に不利に働き、中小企業の競争力が損なわれないか。
- ⑦ その他の規制により、中小企業が影響を受けることは無いか。
- ⑧ 規制の遵守は管理できるものか、また、規制の中小企業への影響をどのように観察し、調査し、見直せばよいか。
- ⑨ 中小企業に悪影響を与えないよう、規制は期間を限定して実行するのが良いか。
- ⑩ 規制の実施を検討するにあたり、中小企業に特定の配慮をする必要があるか。
- ⑪ 情報に関する特別措置は必要か。
- ⑫ 関連企業や当局との協議は行われたか、また、どのような有意義な意見が出されたか。

(出典) 規制影響分析に関する政令 (SFS1998, 1820)

このようにスウェーデンでの規制影響評価は、規制が特に中小企業に影響する場合について実施が義務化され、その調整部門として、1999年、政府のより良い規制政策を所管する産業・雇用・コミュニケーション省内に Simplex Team が設置され、各省庁が行う規制影

響評価の内容、質の向上を図るための支援と審査が行われている<sup>7</sup>。規制影響評価を実施するかどうは、同チームの判断に委ねられており、また、同チームが承認しない限り規制は施行されない仕組みになっており、この Simplex Team の評価は、上記政令（SFS1998, 1820）第3条に示されている12の項目に沿って実施された。なお、規制影響評価が主に中小企業に影響する場合について実施が義務化されたことの背景には、スウェーデンにおいては、産業構造上、歴史的に中小企業の数が多いことがあることも指摘できる。

図表2-2 スウェーデンにおける従業員規模別の企業の経済指標（2011年）

（単位：％）

従業員規模	0-9名	10-49名	50-249名	250名以上
企業数	96.6	2.9	0.5	0.1
従業員数	23.5	22.2	18.4	35.9
売上高	21.5	18.5	20.0	40.0
付加価値額	24.3	18.2	17.3	40.1

（出典）スウェーデン統計局

OECD 報告書（Government Capacity to Assure High Quality Regulation in Sweden）によると、1990年代後半に導入されたスウェーデンの規制影響評価は、中小企業への影響分析に過度に特化していること及びガイダンスに従った規制影響評価実施の遵守状況を確保する制度（Simplex Team の評価）が十分に機能していない、すなわち要求されている事項が確保されているか、質が確保されているか、その履行状況を確認できないため、制度に大きな欠陥があると指摘された。このうち、Simplex Team が機能しなかった点については、ライン省庁内の一部門であり他省庁から独立した立場や権限がなかったことや、人員、専門性の不足があったようである<sup>8</sup>。このような指摘を踏まえて新たな制度の検討が進められ、引き続き経済や企業活動への影響に着目する、新しい規制影響評価の制度の検討が進められた。

また、政策的な背景の1つになったのは、EU 諸国において規制に係る企業の管理負担を軽減しようという動きである<sup>9</sup>。合理化・構造改革を打ち出した2000年のリスボン戦略（Lisbon Agenda）において、規制改革は重要な取組であった。また、2007年のブリュッセルにおける欧州委員会では、企業（特に中小企業）の管理負担を削減することが欧州経済

<sup>7</sup> マルメ大学のDr. Magnus Erlandson によれば、「1998年の規制影響評価では規則のみが対象になっており、法律、政令は対象外となっていた。政治サイドにおいて法律、政令を規制影響評価の対象にしてしまうと、企業への影響を示さなければならず、自らの政策を縛ってしまうというのを恐れたのではないかと思われる。」とのことであった。

<sup>8</sup> インタビューによる。また、（財）農林水産奨励会、農林水産政策情報センター（2003）「政策評価に関する海外評価報告書（ドイツ・スウェーデン）」によると、Simplex Teamは法律専門家が多数を占めていたようである。

<sup>9</sup> Ministry of Enterprise, Energy and Communications (2008) “The Swedish Better Regulation Council – a council to examine new and amended regulations that affect the regulatory burden on enterprises”

の活性化において重要であるとし、EU 法令に係る管理負担を 2012 年までに 25%削減することで合意した。このような動きの中、スウェーデンでも政府が 2006 年に規制によって生じる管理費用を今後 4 年間で 25%削減することを決定した（Better Regulation 2006-2010、The Government's Action Plan for Better Regulation 2006-2010 “Positive Change in Day-to-Day Business”）。

これらの状況を背景にスウェーデンにおける現行の規制影響評価は、1998 年の政令の基本的な内容を踏襲して制定された 2007 年の「規制影響分析に関する政令（Ordinance on Impact Analysis of Regulation, SFS2007, 1244）」が実施根拠になっており、併せて「スウェーデンより良い規制委員会からの意見聴取に関する政令（Ordinance on the obtaining of opinions from the Swedish Better Regulation Council）」により、2008 年に企業・エネルギー・コミュニケーション省の下により良い規制委員会（Swedish Better Regulation Council : BRC）が 2014 年までの時限期間として設置され、規制影響評価の内容のチェックが行われるようになった（Simplex Team は廃止）。また、従来までは規制影響評価の対象が規則のみであったが、規制影響分析のガイドライン（Guidelines for work on regulatory impact assessments in the Government Offices）が施行されたことにより、対象が法律、政令にまで拡大されている他、従来は規制が中小企業に影響を与える場合において規制影響評価を実施することが求められていたが、これが企業全般に拡大されている。

### 3. スウェーデンにおける規制影響評価の関連省庁・機関

スウェーデンにおける規制影響評価は多くの省庁・機関が関与しているのが特徴である。

まず、規制政策、規制影響評価の制度を所管しているのは企業・エネルギー・コミュニケーション省である。同省は、法律、政令に関して規制影響評価の内容や質が不十分である場合には、それを拒否する権限を有している。また、同省に属するより良い規制委員会が重要な役割を果たしている。より良い規制委員会は、独立した立場で各省が作成する規制影響評価の内容をチェックする役割を有している。その他、政令には、経済地域発展庁及び国家財政管理局が、主に規制影響評価のための研修及び手法開発を担当することが規定されている。

また、規制政策において関係する機関として財務省、法務省がある。財務省は、規制影響評価の経済、財務面への影響をチェックする役割を有しており、通常はステークホルダーとしてコンサルテーション<sup>10</sup>の際にコメントをしている。また、法務省は、法令の質の確保に主眼があることから、規制案について法的側面からチェックする役割を有しており、財務省と同様、通常はステークホルダーとしてコンサルテーションの際にコメントする。

その他、首相府は、規制影響評価に関連して行政府（省庁）と立法府（議会）の調整を行うのが主な役割である。ただし、同府は、法令の質の確保において重要な役割を果たし

---

<sup>10</sup> コンサルテーションとは、異なる専門性をもつ複数の者が、援助対象である問題状況について検討し、よりよい援助の在り方について話し合うプロセス（出典：独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所）

ている他、同府内のEU調整担当官（EU co-ordination Secretariat）は、EU法との整合の観点から全ての法案のチェックを行っている。

なお、政府機関ではないが、産業界の立場から規制による企業活動への負担軽減のため、コンサルテーションの段階で規制案、規制影響評価に対してコメントを提出する役割を果たしている、より良い規制のためのスウェーデン産業商業委員会（Board of Swedish Industry and Commerce for Better Regulation : NNR）も規制影響評価に関与している。（詳細はpp.55）

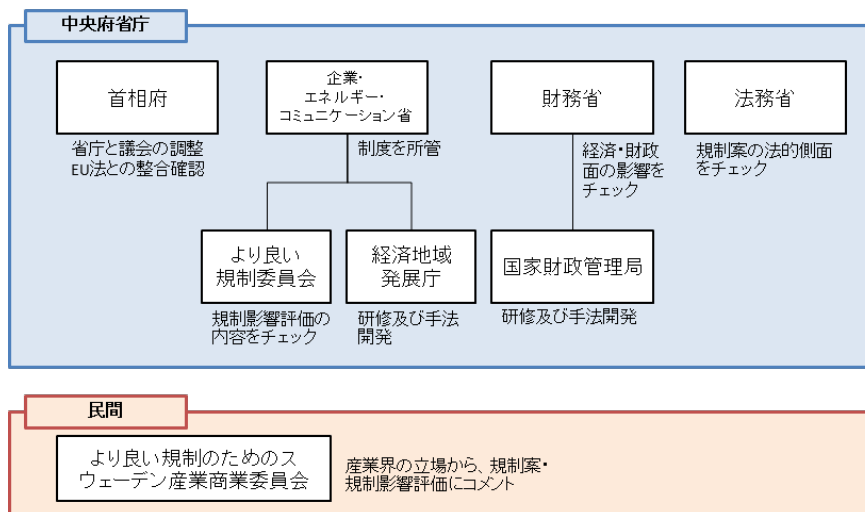
政府部門における規制影響評価の機能、役割分担は以下の2つの図表の通りである。

図表2-3 規制影響評価の関係機関と主な役割<sup>11</sup>

機関	役割
企業・エネルギー・コミュニケーション省（Ministry of Enterprise, Energy and Communications）	<ul style="list-style-type: none"> <li>スウェーデン全体の規制政策、規制影響評価の制度を所管。ガイドライン等を発行。</li> <li>規制影響評価（法律、政令についてのみ）の内容、質が十分でない場合には、それを拒否することができる。ただし、実質的な審査は行っていないようである。</li> <li>より良い規制に関する政府全体の調整機能を果たし、より良い規制に関する省庁横断的なグループ（省庁の長官によるもの及び実務レベルによるもの）で議長を務める。</li> </ul>
より良い規制委員会（Swedish Better Regulation Council）	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業・エネルギー・コミュニケーション省に属する機関。</li> <li>各省が作成する規制影響評価のうち企業に影響するものの内容をチェックしてコメントを提出。コメントは勧告であって各省庁に遵守義務はない。規制影響評価の研修も実施。</li> </ul>
経済地域発展庁（Swedish Agency for Economic and Regional Growth）	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業・エネルギー・コミュニケーション省に属する庁。</li> <li>規制影響評価のための研修（年6～8回）、手法開発を担当。</li> <li>規制影響評価のためのウェブサイトを通じて、インタラクティブな教育プログラムを提供している他、管理コストを計算するための標準的なソフトウェアも公開している。</li> </ul>
国家財政管理局（Swedish National Financial Management Authority）	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務省に属する機関。</li> <li>経済地域発展庁と共同で規制影響評価に関するアドバイス、研修を担当。特に、国家財政に関連する分野を所管していることから、規制による行政コストに着目。規制導入による政府のコスト、地方政府のコストを計算することに焦点を当てたマニュアルの開発を現在行っている。</li> </ul>
財務省（Ministry of Finance）	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制の経済、財務面への影響をチェック。通常、ステークホルダーとしてコンサルテーション時にコメント。</li> </ul>
法務省（Ministry of Justice）	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令の質の確保に主眼があることから、規制案について法的側面からチェック。通常はステークホルダーとしてコンサルテーションの際にコメント。</li> </ul>
首相府（Prime Minister's Office）	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制影響評価に関連して行政府（省庁）と立法府（議会）の調整を行う。</li> <li>法令の質の確保においては重要な役割を果たす。</li> <li>同府内のEU調整担当官（EU co-ordination Secretariat）は、EU法との整合の観点から全ての法案のチェックを行う。</li> </ul>
より良い規制のためのスウェーデン産業商業委員会（Board of Swedish Industry and Commerce for Better Regulation : NNR）	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業界の立場から規制による企業活動への負担軽減のため、規制案、規制影響評価に対してコメントを提出。</li> </ul>

<sup>11</sup> OECD（2010）”Better Regulation in Europe: Sweden”及び現地調査インタビューに基づきまとめた。

図表 2-4 規制影響評価の関係機関の全体像



#### 4. スウェーデンにおける規制影響評価の実施内容

スウェーデンにおける現行の規制影響評価は、1998年の政令の基本的な内容を踏襲して制定された2007年の「規制影響分析に関する政令(Ordinance on Impact Analysis of Regulation, SFS2007, 1244)」が実施根拠になっている。これによると、規則を通じて規制を行う実施庁は、規則を通じた規制等に関する意思決定がなされる前のできるだけ早い段階で、「金銭的及びその他の影響について個別事案の必要状況に応じて評価し、影響評価について文書化する(規制影響分析に関する政令第4条)」と定められている。なお、以前は中小企業に影響を与える場合に規制影響評価を実施する規定になっていたが、この規定では対象が企業となる等、より幅広くなっている。ただし、政令と同時に出版された規制影響分析のガイドライン(Guidelines for work on regulatory impact assessments in the Government Offices)によると、規制影響評価は、政府活動のみに関連する規制や政府が指定する調査に関する規制、外交業務に係る規制については適用されないことになっている。また、上記の政令が規制影響評価を求めているのは実施庁に対してのみであり、上記ガイドラインの導入によって規制影響評価の実施義務が新たに省にまで拡大され、従来までは規則のみが対象であったものが、法律、政令にまで拡大しており、「規制影響分析に関する政令」の第6条、第7条の規定を指針として、省所管の法律、政令にも適用されることが明記されている。このように現行規定では、全ての省庁を対象に、法律、政令、規則に関する規制に対して規制影響評価の実施が義務付けられている。その他、ガイドラインでは、規制影響評価を実施するに当たり、省庁に規制影響評価の担当組織を設置すること、所管する新規の法令の結果を追跡することが求められている。

現行の規制影響分析に関する政令第6条では、影響評価には以下を含めることとされている。なお、この規定には「費用」「便益」の記載がないが、同規定を根拠にして、規制の費用、便益の分析を行う規制影響評価が実施されている。

### スウェーデンにおける規制影響評価の内容 (SFS2007, 1244)

#### 6 条

- 現状の問題と（規制の導入により）望まれる結果に関する記述
- 望まれる結果を達成するための代替案及び規制が実施されなかった場合に想定される結果の記述
- 規制により影響を受ける主体に関する情報
- 規制の金銭的及びその他の影響に関する情報と、検討している代替案を実施した場合との比較
- 規制が EU (European Union) メンバーとしてスウェーデンの義務に準ずるものか、それを超えるかどうかの評価
- 規制の施行の段階で特別な説明、或るいは情報手段が必要かどうか

また、同政令第7条では、もし、規制が企業の労働環境、競争環境に重大な影響を与える場合には、規制影響評価には次の事項を含まなければならないことが示されている。

### スウェーデンにおける規制影響評価の内容(企業への負担分析) (SFS2007, 1244)

#### 7 条

- 影響を受ける企業数、産業、企業の規模
- 企業に求められる規制の数、企業の維持管理コストへの影響
- 規制は企業のその他コストを含むか。規制導入によって企業にどのような変化が生じるか。
- 企業の競争環境への影響はどの程度か。
- 企業のその他の側面への影響
- 規制策定において小規模企業への特定配慮が必要かどうかの検討

このように現行規定では、規制の策定、修正において、労働環境や企業活動、競争環境に重大な影響を与えるものについて、規制影響評価を作成することが義務付けられており、主に規制導入による維持管理コスト、それらによる費用面の把握に主眼が置かれている。また、規制目的を達成する上で、最も効果的な方法、すなわち最小の維持管理コストで実施されるかどうかの評価されている。その背景には既述のようにスウェーデン政府が 2006 年に規制によって生じる管理費用を今後 4 年間で 25% 削減することを決定したこともあり、規制影響評価の制度の運用においても、主に規制のコスト面への影響への分析が中心となっている（チェック機関であるより良い規制委員会もコスト面のみを評価）。

なお、規制影響評価を実施する理由がない場合には、規制影響評価を省略することができる、ということについて、規制影響分析のガイドライン第 2 条において以下のように示されている。このような理由に該当する場合には、当該評価を実施しない理由とともに、実施しない旨をコンサルテーションにおいて明示されなければならない、とされている。

### 規制影響評価を実施しない場合の理由

#### 2 条

- 軽微な案件について、その影響を予見するに十分な既存資料が利用可能な場合には、規制影響評価を実施する必要はない。
- 規制影響評価が事案の検討を遅延させ、規制導入の重要性に照らして多大な不都合を生じる結果となる場合には、規制の新設又は修正の事前に規制影響評価を実施する必要はない。

(出典) 規制影響分析のガイドライン

また、規制影響評価を実施する際には、コンサルテーションの実施が求められている。規制影響評価はコンサルテーションを通じて、政府、企業等の利害関係者に対して広く意見を収集し、規制案、規制影響評価の内容の見直しを進める等、より実態を正確に示す方法による実施、調整が行われている。規制影響分析に関する政令では、第4条に次のように定めている。

#### スウェーデンの規制影響評価の際のコンサルテーション (SFS2007, 1244)

##### 4条

省庁は、規制や一般助言に関する意思決定がなされる前、できるだけ早い段階で、(中略) 政府機関、自治体、団体、企業セクター、及び、財務、その他に関して大きな影響を受ける関係者に当該課題や影響評価に対して意見を述べる機会を与える。

コンサルテーションの具体的な取組として、企業におけるコスト負担の計算のために企業と公式・非公式のミーティングを開催したり、広くアンケートや電話による調査等を実施して企業意見を聴取したりする等、規制案及び規制影響評価の検討の初期段階より企業との情報交換を積極的に実施している。このように利害関係者とのコミュニケーションを重視し、その意見を重視する調整はスウェーデンの政策形成において一般的かつ重要な方法と見られているようで、利害関係者の様々な意見を通じて規制、規制影響評価の内容の調整と充実化が図られているという点に特徴がある。

#### コンサルテーションの実際

##### ○より良い規制のためのスウェーデン産業商業委員会 (NNR)

・コンサルテーションは、公聴会形式のものや、電話、レターを通じて関係者に照会する方法が採用される場合がある。レターについては特に関係省庁について回答が義務化されているものもある。NNRは年間に300件程度の照会を受けるが回答はそのうちの160~170件程度である。コンサルテーションによって、規制案、規制影響評価が影響を受けるような場合もあるが、それ以上にオープン社会であるスウェーデンにおいてコンサルテーションは絶対に必要なプロセスであるとの理解の方がより正しい。

##### ○郵便通信庁

・コンサルテーションのタイミングにおいてもコストに関する意見が多く寄せられ、適宜に規制影響評価の内容が見直される。

##### ○労働環境庁

・コンサルテーションでは関係者、企業等から様々な意見が寄せられる。規制影響評価のコスト計算については計算方法そのものよりも、コストの単位、その額についての細かい指摘が多い。また、より良い規制委員会からも計算方法、内容についてのコメントが寄せられるが、指摘を踏まえて全面的な見直しまでに至ったことはない。基本的には軽微な指摘事項に対応している。庁のトップも指摘事項に対して基本的には対応するよう指示があることから、全く無視するようなことはなく、基本的には指摘を受け入れるようにしている。しかし、対応状況は必ずしも100%という訳ではない。

(出典) インタビュー調査



## 5. スウェーデンにおける規制影響評価の実施フロー

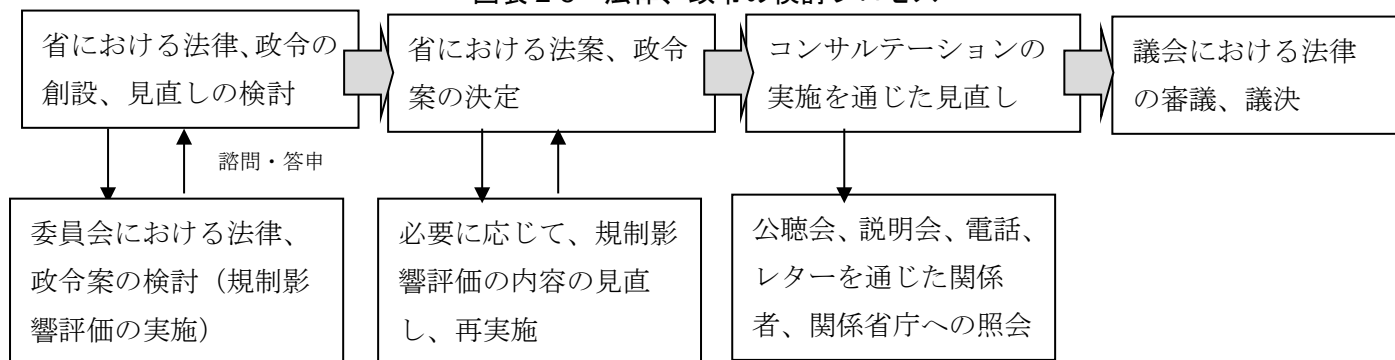
現行制度では、省が制定する法律、政令、実施庁が制定する規則の創設、見直しが行われる際、企業活動に影響を与える場合は、規制影響分析の実施が義務付けられている。以下においては、法律、政令の実施フロー、規則の実施フローを整理する。また、規制影響評価の実施体制、プロセスも整理する。

### (1) 法律、政令の場合の実施フロー

法律、政令の制定及び見直しをする場合には、通常、省内において、政府の諮問に応じて法案、政令案を検討するための独立組織である委員会（Committee）が設置される。委員会メンバーは、法律の専門家、分野の専門家、行政官、その他に政治家が入る場合もある<sup>12</sup>。法律、政令の制定及び見直しは、この委員会において協議・検討が進められ、素案の検討がなされるタイミングにおいて、規制影響評価も実施される。規制及び規制影響評価の結果は、省に送られ、続いて省庁内での検討が行われる。ここでは、法律、政令の内容、規制影響評価の内容の検討と見直しが行われる。規制影響評価は、委員会において実施されたものが、そのまま省の検討において踏襲される場合もあるが、省内で内容の修正が行われたり、或いは規制影響評価そのものが再度実施されたりする場合もあるようである。

このような過程を経て省で決定された規制案、規制影響評価は、コンサルテーションにかけられ、利害関係者、関係省庁への照会を通じた意見募集と見直しが行われる。コンサルテーションは、広く公に実施される公聴会形式のものや、産業界、個別企業を対象にした説明会、その他、特定関係者を対象にした電話、レターを通じた照会による方法が採用される。なお、レターによる照会については、特に関係する省庁については回答が義務化されているものもある。コンサルテーションを通じて、規制案の見直しが実施された後、規制案、規制影響評価は閣議決定を経て、法案については議会に送られ、審議、議決され、新たな制度となる。

図表 2-5 法律、政令の検討プロセス



(出典) インタビュー調査

<sup>12</sup> NNRへのインタビューでは次のような意見を得た。「NNRでは規制影響評価が法律の専門家を中心とした委員会で起案されることが問題の所在と考えている。規制影響評価のような経済的な分析は外部の専門家に依頼してより精緻なものを作成するようにすれば質は格段に向上すると考えている。」

## (2) 規則の場合の実施フロー

各実施機関である庁における規則の制定過程は、各実施庁によって異なるが、現地インタビューで複数の機関における規制案作成、見直しのフローを確認したところ、概ね共通していることが確認された。以下においては、統計庁における実施フローを基に整理する。なお、多くの実施庁において、規制影響評価の実務マニュアルが策定されているようである。

実施庁において、規則の制定、見直しを担当する法務担当部（Legal Affairs Group）において、まず、規制を所管する担当部から提出された規則の制定、見直しに関する案の検討が行われる<sup>13</sup>。この検討を踏まえて、規則の制定、見直しが決定的な場合、作業チームであるアドバイザー・グループが任命される。法務担当部とアドバイザー・グループの検討後、規則案の概要、骨子の作成が行われ、続いて規則案の内容、詳細の検討が行われる。このタイミングで具体化された規則案を基に規制影響評価が行われる。規則案、規制影響評価については、法務担当部のレビューを経て、利害関係者に対して意見を受け付けるコンサルテーションが行われる。コンサルテーションを通じて得た意見については、その対応についての検討が行われ、最終的には法務担当部による検討を経て規制の案、規制影響評価の内容が決定される。その後、組織内での調整、検討を経て規則は制度化される。

### 統計庁における規則制定、見直しフロー

#### ■ 特定と分析

- 1. 規制の見直しに関する省内通知
- 2. 各担当からの見直し要求のレビュー（法務担当部）
- 3. 見直し要求事項リストを法務担当部に提出

#### ■ 初期段階

- 4. アドバイザー・グループ（情報収集、分析担当）の選定
- 5. アドバイザー・グループから法務担当部に規制見直し要求書を提出
- 6. アドバイザー・グループと法務担当部の検討

#### ■ 導入段階

- 7. ドラフト概要、骨子の作成
- 8. 規制案の内容、詳細の作成
- 9. 規制影響評価の実施
- 10. 法的側面及び規制内容のレビュー（法務担当部承認）
- 11. コンサルテーション
- 12. コメント対応の検討
- 13. 法務担当部における検討

#### ■ 説明と意思決定

- 14. 統計庁長官への説明予定の公示
- 15. 統計庁長官説明
- 16. 統計庁長官指摘を踏まえた修正事項の検討（法務担当部承認）
- 17. 規制見直しの原案完成
- 18. アドバイザーのサイン
- 19. 統計庁長官のサイン
- 20. 印刷、公表

（出典） インタビュー調査

<sup>13</sup> 規制影響評価のガイドラインには「各省は、その取り扱う法案に関する影響評価の実施に必要な組織及び手順を確立するとともに、所管する新規法令の結果の状況把握を行うものとする」と記載されている。

以下は、参考として金融監督庁の規制作成マニュアルのうち、規制影響評価部分を翻訳したものである。

**(参考) 金融監督庁の規制作成マニュアル (一部抜粋)**

**1.4.5. 規制影響評価の内容**

以前に指摘されていたように、規制影響評価は、規則、或いは一般的助言に対する提案を作成するプロセスの中に含まれる調査の一部である。それは答申とそれぞれの決定の覚書の一部に含まれる。

規制影響評価は以下の点が含まれなければならない。

- 問題の記述と何を達成したいのか、
- 目標を達成するための選択肢がどのようなものであるのかの記述、そして規制を制定しない場合、どのような効果が発生するのかの記述、
- 規制に関する情報、
- 規制が費用面でどのような影響を与えるのかの情報と考慮された規制の選択肢との影響との比較、
- 規制が、スウェーデンがEU加盟国であることからの責任と合致しているのか、それとも違反しているのかの判断、
- 施行の時期に関して特別の配慮する必要があるのかどうかの判断と特別の情報伝達の必要性があるのかどうかの判断、

上記のうち1つ目と2つ目は答申と覚書とそれぞれの冒頭の章で説明されなければならないことに留意せよ。

規制の変更は、個別の企業、消費者、金融監督庁、そして市場全体に影響を与える。分析がどのようなものか、具体的に説明せよ。選択された規制案と代替案について、良い影響、否定的な影響の両方を説明せよ。規制がもたらす費用が企業の安定性、そして消費者保護に対する良い影響に合致するかどうか、判断せよ。

費用面での規制影響の様々な例

- 金融費用 (例えば提案により支払わなければならない料金、課税の費用)
- 材料費用: マテリアルコスト (例えば、提案がもたらす活動方針によって変更が引き起こされることにより必要となる投資、或いは発生する費用)
- 管理費 (例えば、情報を作成し、保管し、或いは伝達する等、提案された規則の要求に従うための事務管理の時間費用)。

注意深く規制影響を記述せよ。これらに数値をつけることが困難だとしても、可能な限り数値を出すことが望ましい。それ故に、分析が量よりも質がより大部分のケースでより重要になる。できるだけ費用と節減を推計せよ。例えば業界にこれら进行评估することを依頼することが必要になるかもしれない。外部の参考グループの助けを受け、或いは答申の中でこのことを促すことを通じて企業の費用を評価するように依頼せよ。情報を取得する時には外部の参考グループとの接触を利用せよ。何が初期投資なのか、そして何が調査での継続費用なのか示すことを考慮せよ。

経済地域発展庁は計算の際に指針を与えるデータベースを使用している。経済地域発展庁は計算するためにツール、計算方法も示している。詳しい情報は“より良い規制委員会”に連絡せよ。規制影響評価で計算することが出来ない場合、可能な限り詳細に記述せよ。規制の効果はより良くなるのか、悪くなるのか予想されるかどうかの判断を最終的に決定せよ。

次の節では3つの規制影響評価の内容について示す。

**1. 企業への影響**

我々の監視下での企業は、原則的に我々の規則で常に影響を受ける。規則提案により、企業はどのように影響を受けるのか説明せよ。新しい規則は企業に影響を与えるのだろうか。可能ならばそのような規制は避けよ。我々は必要な規制を避けてはならず、我々が企業に対して不

必要に大きな負担を課すことなく、目標を達成するように規制しなければならない。

新規制による良い効果は、例えば管理費を軽減し、或いは業界内、そして他国の制度との関係において整合性、統一性を与え、より企業の効率を高めることが考えられる。

否定的な効果は、例えば新しいITシステムの導入、そして人員の教育を必要とすること等が考えられる。新規制は企業の行動の余地を減少させることになるかもしれない。規制を提案する際に、規制影響分析に関する政令の規定に基づいて、中小企業に対する効果の分析は常に実施せよ。企業行動の前提条件、競争能力、そしてその他の条件に変化を与えるかを検討せよ。目的は、規制が導入され或いは変化された時に、特に零細企業に与える影響に留意することが必要となる。

最終的に我々は、企業間の競争、そして新規企業の市場への参入への可能性、或いは新規市場における既存の企業の参入の可能性に対して、提案がどのような影響を与えるのか、分析しなければならない。規制が企業間の競争条件を変化させることがあるかもしれない。企業数を制限したり、或いは企業の参入機会を縮小したりするだろうか。企業の競争能力を過度に制限するだろうか。企業の突発事故、競争の動機を減少させるだろうか。規制が業界全体にどのように影響するだろうか。

## 2. 社会と消費者への影響

提案されている規制によって、情報量、価格、金融サービスに対する提供、取引費用の減少、その他同様の事項の変化が原因で、消費者、そして投資家が影響を受けることになるだろうか。その場合にはどのように影響を受けるのか説明せよ。企業の費用が変化し、或いは競争力が落ち、逆に状況が改善されるならば、価格、或いは商品の提供を通じて顧客、消費者に間接的に影響を与える。規制によるこれらのリスク、或いは変化を説明せよ。例えばクレジット引締め等に関するシステムの危機の中に、社会が影響を受けるリスクが存在するだろうか。これらのリスクを説明し、重大だと判断した内容を説明せよ。良い社会的効果があるならば、これも説明せよ。

## 3. 金融監督庁への影響

規制の実施が金融監督庁の業務に与える影響や、その効果にも注目せよ。提案が企業の監視、企業へのサービスを高めることになる等、新たな資金が必要となることを意味するだろうか。変更によって、我々が新しい許可について審査する必要性が生じたりはしないだろうか。変更は規則の重なりによって、欠陥をもたらすのではないだろうか。規制が、我々に重大な優先事項への対応の変更、或いはより多くの予算増額の必要性を意味するならば、このことをできるだけ正確に、計量的に示すように努力せよ。良い規制は、金融監督庁にとって、市場で活動する企業をコントロールし、統一感のある規制であり、かつ管理負担の少ないものである。

(出典) 金融監督庁資料より

### (3) 規制影響評価の実施体制、プロセス

規制影響分析のガイドラインでは規制影響評価の担当組織を省内に設置することが求められているが、各省庁においては主に法務担当部が実施の責任と統括的な役割を果たしている。また、その実施体制に関しては、現地調査において確認した実施庁へのインタビューによると、通常は一つの規制に対して1~2名程度の担当者が規制影響評価の実務担当者として配置されている、とのことである。規制影響評価や経済分析に知見、経験がある者が必ず選定されるというものではなく、規制影響評価について、全く知識がない者が選定されるような場合もあるようである。

規制影響評価の実施、特にスウェーデンにおいては企業への負担、影響についての分析が重視されるが、規制影響評価を行う際、制度官庁である企業・エネルギー・コミュニケーション省は、早期の段階から積極的に企業、産業界とコミュニケーションをして、より正確なコストの算定を行うことを求めているが、インタビューを実施した機関においては、企業等に対して積極的にコンタクトして、規制による負担、影響に関する情報を収集する機関と、企業等に対してコンタクトせず、既存の情報や仮設に基づいてコスト負担、影響について計算する機関に分かれた。このように規制による企業に対する負担、影響に関する計算過程は、実態としては機関によって対応が異なるようである。

#### コスト計算に関する企業に対する情報照会の対応

(消極)

##### ○統計庁

・規制影響評価の中心となる企業へのコスト負担の計算は、通常は過去に実施した調査を中心に内部情報が用いられるが、数社に対してコスト情報の提供を依頼することもある。

##### ○労働環境庁

・規制導入によるコスト計算については、庁内にある情報等を基に計算しており、コスト計算に係る情報等について企業等に対して照会するようなことは行っていない。

(積極)

##### ○郵便通信庁

・規制影響評価を行う際の企業に生じるコスト算定については、非公式／公式の企業とのミーティングにより確認することの他、アンケート調査等も活用される。一般的にはミーティング形式の方がより実態を把握しやすい。複数の事業者、業界関係者を対象にした公聴会等も利用する場合もあるが、コストに関する情報を収集することは一般的ではない。他の企業が居るので広く回答、状況を示したがらないからである。

(出典) インタビュー調査

インタビューによると、規制影響評価は、数日から1週間程度で作成されているようで、相対的に時間、労力は投入されていない状況であることが確認された。

## 6. より良い規制委員会による規制影響評価のチェック内容、体制

スウェーデンの規制の事前評価において、現在中心的な役割を担っているのは「より良い規制委員会 (Swedish Better Regulation Council : BRC) 」である。より良い規制委員会は、「スウェーデンより良い規制委員会からの意見聴取に関する政令 (Ordinance on the obtaining of opinions from the Swedish Better Regulation Council) 」に基づき 2008 年に企業・エネルギー・コミュニケーション省の下に設置された<sup>14</sup>。同委員会の位置付けは、規制所管省庁が規制を準備し、意思決定を行う上での助言機関である。

現地調査のインタビューによれば、より良い規制委員会の使命は、企業にとって負担の少ない規制の導入にあり、規制案、規制影響評価のチェックを通じて、特に管理費用 (administrative cost) の軽減に努めているとのことであった。政策的背景としては、2006年に策定された「政府のより良い規制政策2006-2010『日々のビジネスにおける前向きの変化』」 (Better Regulation 2006-2010、The Government's Action Plan for Better Regulation 2006-2010 “Positive Change in Day-to-Day Business” ) 及び続いて2011年に発表された「ビジネスに関する規制の簡素化に向けた継続的取組」 ( “Continued work to simplify matters for business” ) において、規制による企業の管理費用を25%削減することが目標とされていること等がある<sup>15</sup>。より良い規制委員会の主な役割は以下の通りである。

図表 2-6 より良い規制委員会の主な役割

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>• 企業の事業環境、競争力等に影響を及ぼす可能性がある規制の新規案及び改定案の策定について評価</li><li>• 政府及び政府機関が法律で定められている影響評価を実施し、当該規制や規制の改定案が、それらの目的を達成するために簡易で、かつ、企業の管理費用を低く抑えるような方法を採用しているか否かを検討</li><li>• 影響評価の質を評価するとともに、効率的で効果的な規制を促進するための情報を提供</li></ul> |
|---|

(出典) より良い規制委員会ウェブサイトに基づき新日本有限責任監査法人作成  
[http://www.regelradet.se/about\\_us/about-the-swedish-better-regulation-council/](http://www.regelradet.se/about_us/about-the-swedish-better-regulation-council/)

同委員会の組織構成は、委員長 (Chair) 、副委員長 (Deputy Chair) 、2名の委員及び4名の代替委員 (alternate member) により構成されており、うち委員長、副委員長及び他のメンバー2名が定足数となっている<sup>16</sup>。また、同委員会の補助機関として事務局 (Secretariat) がある。事務局は、1名の局長と5名のケース担当官 (case officer) 、2名の秘書 (administrative officer) により構成されている。事務局の主な役割は、委員会が受領した事案の準備と、意思決定するためにそれを委員会に提示することである。

<sup>14</sup> 同委員会は、前述のように当初2014年までの時限機関として設置されたが、現地調査のインタビューで、2015年以降も存続することを確認した。

<sup>15</sup> 前出のように、スウェーデン政府は、2006年に規制によって生じる管理費用を今後4年間で25%削減することを決定したが、その成果については十分検証がなされていない、とのことである (現地インタビューより) が、この政策の内容は現行政策にも引き継がれたようである。

<sup>16</sup> より良い規制委員会ウェブサイト

[http://www.regelradet.se/about\\_us/about-the-swedish-better-regulation-council/](http://www.regelradet.se/about_us/about-the-swedish-better-regulation-council/)

提案されている規制等が企業活動に影響を与える場合、各省庁の提案はより良い規制委員会に送付される。同委員会では、提案及び付随する規制影響評価を、a) 管理上の観点、及び、b) 関連する影響分析の2つの観点から評価する。評価の結果、委員会は提案に対して支持または支持しないの回答を付すことができる。支持の回答には、原案を承認する場合と留保事項付きで承認する場合の2種類がある。提案された規制が委員会からの支持を得るためには、提案がその目的を達成するために簡易な方法を採用していること、及び、企業活動に発生する事務的費用が抑えられていることが必要となっている。同委員会のウェブサイトでは、「委員会の評価は企業活動のみを対象としている。これは、政府や個人への影響は評価の対象には含まないことを意味している」<sup>17</sup>としている。このことは、同国の規制影響評価の一つの大きな特徴と考えられる。

ただし、同委員会は、全ての規制案に対して評価をして回答を出すわけではない。特に、企業の負担や競争環境等に影響しないような案については回答を出さないことになっている。同委員会の回答の対象外になる規制には、例えば、企業活動に直接の影響を与えない、中立的な車両の速度規制のようなものがある。同委員会が回答を出さない規制案に対しては、事務局による「意見」が出される。この意見は、「本規制は企業活動に直接影響、負担を与えるものではないので、より良い規制委員会では回答を出さない」という趣旨の、数行程度のものである。

同委員会の2013年の年次報告書によると、2013年には、同委員会に442件の照会案件が送付された。これらの案件には、法案や政令案、覚書、政府公式報告書、規則案が含まれている。2013年には、442件のうち293件が実施庁の規則案で、うち90件に委員会の回答が付されている。照会を受けた442件全体のうち委員会が回答を付けたのは全体で162件で、残りの280件については、企業への影響が限定的で、時間的な制約、委員会の義務の範囲外、人的資源の不足といった理由から、前述する事務局からの意見を付している。

図表 2-7 ケース別のより良い規制委員会への照会件数 (2013)

区分	計	うち回答	うち事務局意見
法案(法案、法案に関する照会)	0	0	0
政令案(政令の案)	13	4	9
覚書(メモランダム)	104	46	58
政府公式報告	32	22	10
規則案	293	90	203
計	442	162	280

(出典) より良い規制委員会年次報告書 2013年

同委員会の意思決定は投票によってなされる。投票結果が二分された場合には、委員長が裁定することができる。ただし、決定した意見に対する反対意見も明示されることになっている。

<sup>17</sup> より良い規制委員会ウェブサイト (<http://www.regelradet.se/regulations/reviews/>)

委員会は隔週ごとに開催され、委員会の回答はコンサルテーション期間中に出される。ただし、委員会での検討のタイミングがコンサルテーション期間と合わない場合には、規制案が委員会に提出されてから2週間以内に回答が出されることになっている。委員会が実際にどのように運営されるかは、委員会自身の決定に任されている。

## 7. 企業・エネルギー・コミュニケーション省の規制案、規制影響評価の審査

規則に関する法案、政令案及び規制影響評価は、コンサルテーションの過程において企業・エネルギー・コミュニケーション省にも送られ、内容、質のチェックが行われている。この規則に関する法案、政令案及び規制影響評価の内容、質のチェックに関する権限は、法令による根拠は存在しないが、法律、政令の制定に際しては閣議決定が前提となっていることから、規制案及び規制影響評価の内容が不十分と判断した場合、企業・エネルギー・コミュニケーション省は、その提案を拒否する権限を実態として有している、とのことである<sup>18</sup>。通常、規制影響評価に問題がある場合には、まず、担当レベル間での協議により調整が行われ、解決されない場合には上長による調整、法務担当局長による調整、次官による調整、そして最終的には大臣による調整が行われ、問題がある場合には大臣が閣議決定において規制影響評価を拒否することになっている。

このように規制案、規制影響評価は、コンサルテーションのタイミングで各省庁から企業・エネルギー・コミュニケーション省に提出され、内容の審査が行われ、省内の担当4-5名がこれに対応している。企業・エネルギー・コミュニケーション省は、より良い規制委員会の意見も踏まえながら、規制影響評価の内容について確認、審査を行っている、とのことである。ただし、実際に問題となるようなものは件数としては少ないが、年間に1-2件程度は差し戻しになっているようである。より良い規制委員会の審査は勧告であるが、企業・エネルギー・コミュニケーション省の審査には拒否権が伴うので、各省は同省の確認、審査について十分に配慮しているようである。

## 8. スウェーデンにおける規制影響評価の現状と動向

スウェーデンでは規制影響評価が導入され20年近くが経過している。1998年の制度改正以降、規制影響評価は、主に企業活動への影響を中心に分析がなされており、2007年の制度改正及び施行された翌年の2008年以降においては、チェック機能を果たすより良い規制委員会も設立され、規制の企業への負担、競争環境面への影響についての事前確認が行われている。インタビューによれば、スウェーデンの規制影響評価は、規制改革を通じた産業競争力の強化と一体化した制度として導入されたという事情が背景にあり、我が国のように規制による便益の測定や費用と便益の比較は十分に配慮されていないようで、後述するように多くの事例では費用面の分析にとどまっている。なお、インタビューを実施した省庁や有識者からは今後は便益の側面にも留意が必要であるとの意見もあったが、制度所

<sup>18</sup> インタビュー調査において確認。OECD, BETTER REGULATION IN EUROPE SWEDENにも記載。



管官庁等へのインタビューによると、現行の制度、運用においては大きな変化はないものと考えられる。

このスウェーデンにおける規制の費用面への影響の分析においては、規制影響評価実施の早期の段階から影響を受ける企業への聞き取りが推奨されており、また、規制案が策定されたタイミングでは利害関係者を中心にコンサルテーションが実施され、規制の内容、規制影響評価に対するコメントと、それを踏まえた修正が行われる等、省庁と企業が協働で規制、規制影響評価の内容、質の充実化を図っている点がスウェーデン・モデルの特徴と言える。後述するように、企業・エネルギー、コミュニケーション省傘下のより良い規制委員会以外にも、産業界の団体であるより良い規制のためのスウェーデン産業商業委員会（Board of Swedish Industry and Commerce for Better Regulation: NNR）が大半の規制案、規制影響評価に対してコメントを出しており、省庁と企業の協働により規制案の検討と規制影響評価が実施されることが制度、運用面で定着している。

このようにスウェーデンにおける規制影響評価は、我が国のように説明責任を果たすという観点より、むしろ、規制、規制影響評価の内容、質の改善を通じて、企業の負担、競争環境への影響の縮小を実現し、企業の競争環境をより高くするというような、より良い規制の形成過程の手段として位置付けられている。

### 第3章 スウェーデンにおける規制影響評価の質の確保のための取組と現状

#### 1. チェック機関による規制影響評価の質の改善

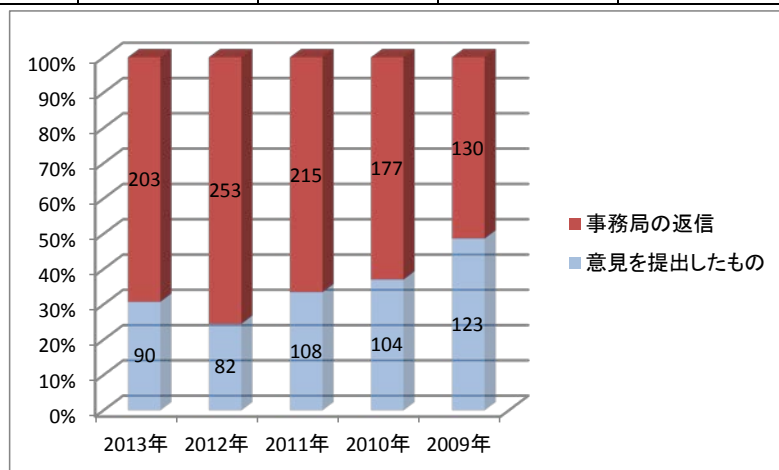
スウェーデンでは、政令により、企業に影響を与える全ての規制案についてより良い規制委員会に提出することが求められており、より良い規制委員会では特に企業の負担、影響が大きいものについて個別に回答を出している。また、規制等を通じた企業活動に対する負担をより軽減することを目的に設立され産業界の団体である、より良い規制のためのスウェーデン産業商業委員会（Board of Swedish Industry and Commerce for Better Regulation : NNR）も、コンサルテーションの段階で、規制案、規制影響評価に意見を出しており、規制案及び規制影響評価の内容、質の改善に貢献している。以下においては、両機関の取組を通じた質の確保の状況を整理する。

##### (1) より良い規制委員会

より良い規制委員会は、特に企業への負担、影響がある規制案、規制影響分析について回答を出している。以下は、主たる対象である規則に関する回答、意見を出した件数の実績である。（「回答」はより良い規制委員会が規制影響評価に対するコメントを出したものの、「意見」は企業等への活動に影響しないので事務局として回答したもの）

図表3-1 より良い規制委員会の規則に関する規制影響評価への回答、事務局意見の状況

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
回答を提出したもの	90(30.7%)	*82(24.5%)	108(33.4%)	104(37.0%)	123(48.6%)
事務局の意見	203(69.3%)	253(75.5%)	215(66.6%)	177(63.0%)	130(51.4%)
計	293	335	323	281	253



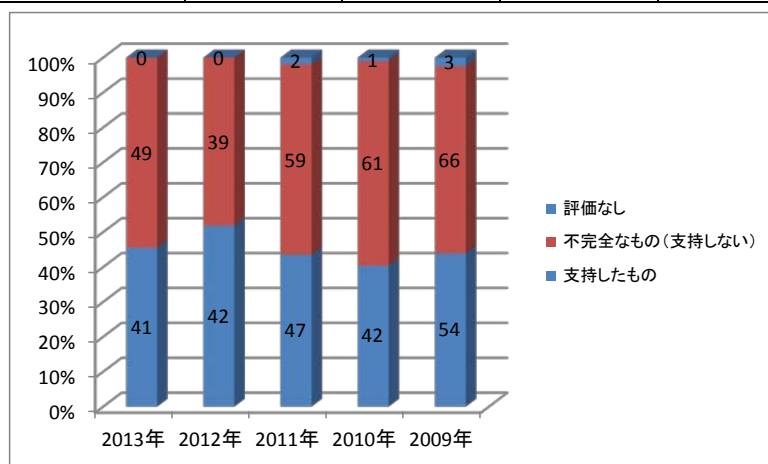
(出典) より良い規制委員会年次報告書より作成

(注) 次頁の表では2012年の回答件数が81件となっている。出典元の誤りと思われる。

また、以下はより良い規制委員会が規則に関する規制影響評価に回答を提出したものの評価結果である。「支持したもの」は、より良い規制委員会が内容、質を踏まえて承認したもので、「不完全なもの」は内容、質を踏まえて支持しなかったもの、また、「評価なし」は、規制影響評価が添付されていなかったものである。

図表3-2 より良い規制委員会の規則に関する規制影響評価の評価結果

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
支持したもの	41(45.6%)	*42(51.9%)	47(43.5%)	42(40.4%)	54(43.9%)
不完全なもの(支持しない)	49(54.4%)	*39(48.1%)	59(54.6%)	61(58.7%)	66(53.7%)
評価なし	0(0.0%)	0(0.0%)	2(1.9%)	1(1.0%)	3(2.4%)



(出典) より良い規制委員会年次報告書より作成

(注) 前頁の表では2012年の回答件数が82件となっている。出典元の誤りと思われる。

より良い規制委員会が支持した規則に関する規制影響分析の割合については、2012年を除くと回答を出したもののうちのおおよそ4割程度で、残りは、より良い規制委員会が規制影響評価の内容、水準を見て、不十分と評価したものである。近年の傾向では2012年を除いておおよそ6割程度が不十分と評価されている。この実績からは、改善傾向は確認できない。

次に、規制影響評価に対するより良い規制委員会の意見については、インタビューでは各機関ともに、重視されていることが確認できた。しかし、規制影響評価の見直しについては期間、リソース等について限界があり、より良い規制委員会の指摘全てに対応しているものではなく、意見を尊重しつつ、可能な範囲で対応しているのが実態の様である。より良い規制委員会によれば、意見に対する対応状況については、庁のレベルでは50%、省のレベルでは30%が対応して、規制案、規制影響評価の見直しが行われている、とのことであった。

## より良い規制委員会の意見に対する対応状況

### ○郵便通信庁

- ・より良い規制委員会の規制影響評価に対するコメントには基本的には対応している。しかし、指摘の内容は適切なものと、そうでないものがある。より良い規制委員会は業界の実情には必ずしも詳しくないので、状況にあったコメントがなされていない場合もある。

### ○統計庁

- ・より良い規制委員会からの規制影響評価に対する指摘はあまりないが、これまでに指摘を全く踏まえなかったことは一度あるかないかといった程度である。なお、より良い規制委員会の指摘と NNR の指摘が異なる場合もある。

### ○労働環境庁

- ・より良い規制委員会からも計算方法、内容についてのコメントが寄せられるが、指摘を踏まえて全面的な見直しまで行ったことはない。基本的には軽微な指摘事項に対応している。庁のトップからも指摘事項に対して基本的には対応するよう指示があることから、全く無視するようなことはなく、基本的には指摘を受け入れるようにしている。しかし、対応状況は必ずしも 100% という訳ではない。

(出典) インタビュー調査

なお、より良い規制委員会は、意見への対応状況を改善するために、関係省庁に対するアンケート、インタビューを実施して、意見が履行されるための情報収集、研究を行っている<sup>19</sup>。2013年の年次報告書によれば、2013年8月～10月に提出された規制案作成の担当者に対してアンケートを実施し、30件送付して23件の回答があった。回答があったもののうち、22件は「より良い規制委員会のインパクト評価（規制影響評価）の問題に対するコメントは明快である」と回答し、他の1件は「そうではない」と回答した。そして、回答があったもののうち、18件は「受け入れられる水準の成果に対して補足的なコメントが得られた」と回答し、他の5件は「そうではない」と回答した。また、2012年8月～2013年6月の期間に提出された規制影響評価について、より良い規制委員会が「問題あり」と指摘したものの99件（50件は省、49件は庁）についてフォローアップ調査を実施した。回答があったもののうち40件は規制の策定プロセスを見直し、うち19件はより良い規制委員会の意見に従い補足修正し、21件は何も対応しなかった、と回答した。続いて、2012年には、前年度実績を含め、インパクト評価（規制影響評価）に問題ありとなった18件にアンケートを送付して13件の回答があった。うち12～13件について、「より良い規制委員会のインパクト評価（規制影響評価）の問題に対するコメントは明快である」「受け入れられる水準の成果に対して補足的なコメントが得られた」と回答した。そして、2011年は4つの省、4つの庁を対象に次官及び法務部長を対象にインタビューが実施された。インタビューの結果、より良い規制委員会は規制の形成過程において一般的には重要機関として認知されていることが確認された。

以下においては、より良い規制委員会の意見の概要を整理する。サンプルとして近年に

<sup>19</sup> 以降の記載内容はより良い規制委員会の年次報告書より。

実施された規制影響評価からより良い規制委員会が支持したもの、支持しないもの、それぞれ 20 件、計 40 件を抽出した。意見の特徴については以下の通りである（より良い規制委員会の意見の概要は pp.28-54 のリストに掲載）。「支持する」のうち 3 件を除く大半のケースは、基準に照らして分析に何らかの問題があることが確認されている一方で支持していること、すなわち留保事項付きで承認であることから、より良い規制委員会では政令の基準への適応状況を基本としながら、当該基準を厳格に適用して評価するのではなく、規制案、規制影響評価の実務状況も含めて企業への負担、影響を加味しながら総合的に分析して、意見を出していることが確認できる。

図表 3-3 より良い規制委員会の評価内容<sup>20</sup>

区分	理由	件数
支持する	規制影響評価はコスト全体を分析しているので支持 事例 a	3
	分析は十分ではないがコスト内容、影響等を指摘しているので支持 事例 b	4
	分析の内容、水準に問題はあるが支持 事例 c	12
	企業の負担、競争力に影響しないので支持 事例 d	1
支持しない	費用の計算が十分にされていないので支持しない：費用項目が欠如、分析の水準 事例 e	12
	全体の試算が困難であっても例示はすべきであるので支持しない 事例 f	2
	規制の影響を受ける対象を分析していないので支持しない 事例 g	6

（出典）新日本有限責任監査法人

また、「支持しないもの」の理由のうち、「全体の試算が困難であっても例示はすべきであるので支持しない」については、規制による企業全体へのコスト計算が困難な場合には、代表的な例を設定して、費用負担への影響を分析することで、より良い規制委員会の支持が得られる、との示唆が確認できる。

#### より良い規制委員会の判断内容の例

##### ■支持する

- 規制影響評価はコスト全体を分析しているので支持
  - ・ 法律の背景と目的が明記され、更に提案による経済的効果も明確に示されているので 2007:1244 令、6 条、7 条を満たしているので“より良い規制委員会”は、規制影響評価を支持する。
- 分析は十分ではないがコスト内容、影響等を指摘しているので支持
  - ・ 法律の背景と目的は良く述べられている。更に考えられる費用も良く認識されている。ただし、提案に該当する保険会社の費用全体が試算されるべきなのだが、されていなかった。それでも規制が 2007:1244 令、6 条、7 条を満たしていると考えます。

<sup>20</sup> 事例リスト（図表3-4 より良い規制委員会の意見の内容）には、各事例をa～gに区分している。

○分析の内容、水準に問題はあがるが支持

- ・ 規制影響評価に対しては事務経費と別の支出項目をもっと区別してほしいと考えるが、1244 令、6 条、7 条は満たしていると考ええる。
- ・ しかし該当する企業のカテゴリごとの情報が欠けており、更に計算の一部を理解することが困難であり、はっきりしていない。これらの欠陥があるにもかかわらず、1244 令、6 条、7 条の要求を満たしているとして“より良い規制委員会”は考える。

○企業の負担、競争力に影響しないので支持

- ・ スウェーデンの企業の経費、競争能力に殆ど影響を及ぼさないと考えることを指摘しているが、その内容が 1244 令、6 条、7 条を満たしていると考ええる。

■支持しない

○費用の計算が十分にされていないので支持しない：費用項目が欠如、分析の水準

- ・ 覚書により発生する事務費全体が明記されていない。また、物品移動コントロールシステム（EMCS）への接続に対して新たに要求される企業の負担が検討されていない。また、提案による倉庫の確保等での競争条件への効果が指摘されていない。“より良い規制委員会”は 1244 令、6 条、7 条の要求を満たしていないと判断する。
- ・ 規制影響評価では該当する企業の管理費用が指摘されていないので、欠陥があると判断する。

○全体の試算が困難であっても例示はすべきなので支持しない

- ・ 提案には一時的に発生する費用、例えばシステム変更、コンサルト費用、そして経常活動費では IT 支援、事後調査、事務費が考えられている。だが、提案による事務費の増加に関する金額的の概算全体が無い。“より良い規制委員会”は平均的企業における上記に挙げた項目の費用を金額的に概算すべきだと判断し、規制影響評価は不十分と判断する。

○規制の影響を受ける対象を分析していないので支持しない

- ・ 法によりどのように該当する企業が影響を受けるのか、そして収入減少と費用の増加が発生するのか金額的に分析されておらず、“より良い規制委員会”は 2007:1244 令、6 条、7 条を満たしていないと考える。

(出典) 規制影響評価書より新日本有限責任監査法人が作成。

図表3-4 より良い規制委員会の意見の内容

	年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
1	2013年1月	統計庁「サービス企業の財、サービス費用の統計情報の提出義務に関する規則に対する中央統計局の提案」 a	<p>👍 サービス業の費用構造を中央統計局が統計情報収集のため調査している。以前は調査協力は自主的なものであったが、規制の見直しによりサービス企業は用意したアンケート表に記入する義務が生じる。目的は国家統計のサービス業での支出情報を正確に明らかにすることである。対象となるのは1,256社であり、輸送、倉庫業、海上輸送、航空輸送、郵便、宅配、情報サービス、不動産情報サービスが含まれる。提案により会社の事務経費は発生するが、提案の目的に不可避の経費であると“より良い規制委員会”は考え、提案内容を受け入れた。</p> <p>規制影響評価では企業の情報提供に必要な事務時間は2時間（1時間880kr）とされ、一社につき年間1,760kr費やされとされている。その結果、業界全体の費用は221万560krになる。法律の背景と目的が明記され、更に提案による経済的効果も明確に示されており2007年の1244令、6条、7条を満たしているため、“より良い規制委員会”は規制影響評価を支持する。</p>
2	2009年9月	外務省「EUとスウェーデン、EU内部市場に関する答申」 c	<p>👍 EUの内部市場は財貨、サービス、資本、人の自由な移動が原則であり、どのような規則が適用されるのか公的部門、実業界に理解させるため、EU内部市場調査では、ウェブサイトを通じて特に中小企業に対してEU内部市場の規則そして企業の権利と責任を企業に伝達する方法が案として提出された。この答申の目的はEU条約の基本原則を明らかにし、企業、省庁に対してEUの規則体系を伝達することにある。答申では情報伝達によりEUの能力を更に確保し、EU内部市場の公的分野での知識水準を引き上げ、一連の対策が効果的に取られようとするためである。規制影響評価では答申の導入による管理費などの情報があまり示されていないが、“より良い規制委員会”は、答申案が現在の法、そして提案されている内容を合致させる問題を広範囲に</p>

	年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
			わたって分析していると評価する。総体として規制影響評価は企業の管理コスト等を指摘し、2007年の1244令、6条、7条を満たしていると“より良い規制委員会”は判断する。
3	2013年9月	環境省「水利用活動調査の部分答申に関する環境省の答申-水利権の変更規則に対する提案（公的調査2013:69）」 e	👎環境全集（環境法典：日本の環境六法を一本の法律に整理してまとめたようなもの）が1998年にできる前に既に水に関する事業活動（ダム、治水、排水等）が存在しているが、現在の環境全集、及びEU法の許可基準を満たしているのは73か所に過ぎない。提案の目的は、現状は、水路を閉鎖することで魚の遡行を妨害し、水力発電に利用される水路の近くの自然生態系に対して悪影響を及ぼしているため、古い施設に対して新たに事業許可の申請義務を課すことで自然界の環境を改善することにある。“より良い規制委員会”は、許可申請手続きには高い費用がかかるので、許可しなかった場合の費用についても費用として示すべき考える。また、回遊魚の水路を設ける際の水利活動会社（河川管理を行う企業）の費用も示すべきであり、同時にEU法に対する小企業への影響や、倒産のリスクの分析が無く、さらに電力生産に対する影響分析がない。一律の規則による競争への好影響があると指摘するものの、分析は全体として欠陥がある。
4	2013年11月	金融監督庁「取引のリスクとITシステム、情報安全性、金融会社と有価証券会社の入金制度に関する規則に対する金融監督庁の提案」 f	👎規制の目的は、銀行、金融会社で平常業務における危機の対処に関して、IT、情報の安全性、入金システムに関する規定を金融監督庁が制定しているが、現行の規定の内容が抽象的すぎて曖昧なので、規制案は内容をより具体的に明記し、例えば危機対策では役員会の役割、ITの強靱性、情報保守の社内ルールを策定して情報漏えいを防止し、組織的にリスクを計測・判断できるようにするよう求めるもの。変更はEUが要求している銀行業界の健全経営への内部監査問題（GL44）にかなうものであり、更にEUがEU各国に要求している預金80万ユーロの国家的補償を果たすよう



	年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
			<p>変更の要求に対応するもの。提案による結果として企業活動の変化が生じ、且つ該当企業の競争条件に対して、どのくらい影響を与えるかということが討議されていた。提案では予想される他の費用の大まかな試算がされている。だが、発生すると考えられる投資コストである材料費（マテリアル・コスト）の全体像が欠けている。“より良い規制委員会”の理解するところでは、該当企業の文書化、報告義務がかなりの量になる。特に活動でのリスクに対する企業の指標、境界値が文書化されねばならず、且つ取締役会、取締役提出されねばならない。社内の内規に対する新しい要求に対しても提案がもたらすと考えられる事務経費の増加の具体的な金額的試算が欠けている。“より良い規制委員会”は、費用の計測、特に現状、企業のプロセスと手段がどのように設けられているかにより大きく依存している費用があるので、一例或いは数例を示し、特に小企業において予想される費用は試算出来たはずだと考える。一部該当する企業にかなりの事務費が加わると予想され、2007年の1244令、6条、7条を満たしていないと判断する。</p>
5	2013年3月	金融監督庁「保険と雇用年金に関する一般助言に関する規則（FFFS2011:39）の変更に 関する提案」 b	<p>👍 提案の目的は、保険会社が提供している特定の保険から別の他の保険に契約変更をする際の保険契約者に対する説明の中で重要な説明事項を伝達する際のルール規定を設定して、保険契約者の契約変更を容易にすることにある。保険を他の会社に移す費用は主として人件費であり、毎回約1,500krかかり、付随する他の費用は認識されていない。法律の背景と目的は良く述べられている。更に考えられる費用も良く認識されている。ただし、提案に該当する保険会社の費用全体が試算されるべきなのだが、されていなかった。それでも規制が2007年の1244令、6条、7条を満たしていると考えられる。</p>
6	2013年6月	金融監督庁「金融機関の指導、危機対策、	<p>👎 信用を提供する金融機関のチェック、監視は現在、金融監督庁の一般アドバイス</p>

年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
	コントロールの規則に対する金融監督庁の提案」 f	法（FFFS2005:1）で規定されている。だが、金融機関のチェック、監視はアドバイスといった緩やかな内容では効果的ではないので、本提案は、現行規定の一部を見直して、情報提供の義務付け、企業内部の監査機能の強化を提案するもの。これにより金融機関の指導、危機対策、コントロールの規則に関する提案が変更され、社内規則、活動の規則の変更が求められ、リスクの処理では事務費の増加が発生する。規制影響評価には提案により影響を受ける幾つかの企業があることが指摘され、特に小企業に発生する影響、及び企業同士の競争条件が記述されている。提案には一時的に発生する費用、例えばシステム変更、コンサルト費用、そして経常活動費ではIT支援、事後調査、事務費が挙げられている。だが、提案による事務費の増加に関する金額の全体表記が無い。“より良い規制委員会”は平均的企業における上記に挙げた項目の費用を金額的に概算すべきだと判断し、規制影響評価は不十分と判断する。
7	2013年5月 財務省「リスク処理でのクレジット評価の利用に関する財務省の覚書」 g	覚書では年金の保証法（1967：531）、有価証券ファンド法（2004：46）、保険業法（2010：2043）、代替投資ファンド運営法（2013：561）の変更が提案されている。変更はEU指令に対応するものであり、運営する保険会社、年金運営会社は、投資物件の評価をする際に格付け会社の信用評価を鵜のみにしてはならないこと、それにより自らが信用評価を行うことが求められている。覚書では、金融監督庁によると、75の年金財団、34の保険会社（生命保険）、9つの保険会社（ユニット保険）、73の投資基金が規制の影響を受けるとし、リスク処理に対してより厳しい規則が提案されている。しかし、覚書の規則内容が明確でないことから該当する企業にどのような影響が出るのか明確でなく、企業の経費負担の増加につながるのか判断できず、“より良い規制委員会”は覚書を受け入れられないと判断した。この提案の実施

年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
		<p>による該当企業での費用が示されず、規則がはっきりしていないので、該当企業にどのような影響を及ぼすかどうかの判断が出来ず、更に規制影響評価には提案による影響を受ける該当企業のサイズの情報が欠け、且つ、影響を受ける企業のコスト情報が欠けていることから、“より良い規制委員会”は2007年の1244令、6条、7条の要求が満たしていないと判断した。</p>
8	<p>2013年11月 財務省「若者の雇用者税の減額をより重視した財務省の覚書」 g</p>	<p>👎 覚書はスウェーデン労働市場における若者の高い失業問題を説明し、若者の雇用を刺激するもの。覚書では23歳以下の若者の雇用者税を更に下げ、26歳以上の若者への優遇雇用者はなくし、普通の雇用者税に戻すことが提案されている。覚書では企業の人件費を下げることを目的とされている。規制影響評価では例えば22、24、そして26歳の若者を雇用する雇用主の人件費への影響が示されている。23歳以下の若者を採用する時の社会の企業全体の賃金の減少が32億2,000万kr、そして26歳以上を採用した際の人件費増加は29億5000万krと説明されている。だが、23歳以下、或いは26歳以上の若者を雇用する該当する企業数の情報が欠けていた。“より良い規制委員会”は困難であるとは考えるが該当する企業数を推計する努力をしてほしかったし、更に小企業に対する配慮が説明されていなかったと考える。2007年の1244令、6条、7条の要求を満たしていないと判断した。</p>
9	<p>2013年4月 財務省「消費者へのクレジット供与に対する財務省の覚書」 c</p>	<p>👍 金融監督庁の覚書の目的は消費者保護を強化することであり、そのために新しい消費者クレジット法を提案した。銀行、クレジット供与会社と違い、金融業者（例えば消費者金融）は事業許可の義務がなく、事業申告する義務があるだけであり、これに対して金融監督庁は事業許可を要求している。許可が必要になれば企業が遵法しているかどうかを定期的にチェックでき、重大な違反では許可の取り上げができる。企業に対しても活動の報告を要求でき、クレジット処理が正しく行われてい</p>

	年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
			<p>るかどうかをチェックできる。“より良い規制委員会”によるとこの規則は、申請手続き、書類審査、文書化等により1社あたり15～20万krのコストがかかる。銀行事業許可費用は1社あたり27万krかかるとされる。これに金融業者、銀行には申請費用、審査費用が加わる。現在30～40社の金融業者が活動している。規制影響評価では法律の背景、目的、選択肢が議論され、EUの法律に合致していることが指摘されている。更に株式会社、協同組合形態でない企業が株式会社、協同組合の形態に変更して金融業を営むのであれば、1社あたり追加的に申請費用が1,100～2,200krかかる。この事務経費と他の費用の内容・内訳の詳細が必要であると考えるが、総体として2007年の1244令、6条、7条を満たしていると“より良い規制委員会”は判断した。</p>
10	2013年1月	財務省「輸入付加価値税の手続き変更（公的調査書2013:1）」 c	<p>👍 現在、輸入付加価値税は輸入企業が関税局にまず支払い、そして毎月の付加価値税申告の際に、売上をベースに算定した売上げの付加価値税と比較して輸入関税を払い過ぎていれば税金庁から払戻しを受けている。新しい規制では、毎月の申告の際に売上げと購入の付加価値税の差異で過払いとなる時にのみ税金庁から払戻しを受ける案が提案されている。提案の目的は、関税局に支払う輸入付加価値税を税金庁に任せること（簡素化）である。その結果、毎月の申告時期に一度に差額が調整されることになり、企業の金利負担が軽減され、4万社が影響を受けると考えられる。運転資金借入れの必要性が減少し、銀行への利子支払いが年間1億5,000万kr減少して各社平均年間3,500krの経費節減となる。同時に、今迄輸入代行をしてた輸送業者、その他の代理人の納税上の責任が無くなり、輸入が効率化され、スウェーデンの輸入業界全体の競争力を高める。提案では該当企業の事務費の分析水準が不十分だが、“より良い規制委員会”は2007年の1244令、6条、7条の条件を満たしていると考える。</p>
11	2013年3月	財務省「アルコール飲料、たばこ、エネルギー」	<p>👎 現行では特別指定税がかけられるアルコール飲料、煙草、エネルギー飲料水は輸</p>

年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
	ギー飲料水の課税に関する手続き問題の覚書」 e	入時に課税されるが、輸入倉庫に保管している間は国内持ち込みにならないので、課税が一時的に保留される。覚書では新たに保管中は倉庫管理の状況、そして内容変更、例えば所有者の変更があった時には輸入書類の修正申請をすることが要求されている。具体的には、輸送情報はデータシステムであるExcise Movemnet Control System (EMCS) に保管状況をインプットすることが要求される。覚書は倉庫保管することによる納税回避の乱用を避けるために提案された。規制影響評価では法の背景、目的、そしてEU法に合致していることが説明されている。該当する企業は煙草では60社、アルコール飲料では850社、エネルギー飲料水は260社だが、覚書により発生する事務費全体が明記されていない。また、物品移動コントロールシステム (EMCS) への接続に対して新たに要求される企業の負担が検討されていない。また、提案による倉庫の確保等での競争条件への影響が指摘されていない。“より良い規制委員会”は2007年の1244令、6条、7条の要求を満たしてないと判断する。
12	2012年12月 財務省「金融市場の監視と管理のためのデータベースへの答申（公的調査2012:79）」 c	👍 答申はスウェーデン中銀、金融監督庁が行ってきた情報収集を中央統計局SCBに任せ、同時に中銀と金融監督庁が中央統計局のデータベースにアクセスできるようにする内容を含んでいる。この答申は情報の収集の簡略化が目的である。この結果、中央統計局SCBは金融関係情報の収集の中心になる。同時に企業は一度情報を中央統計局SCBに提供すれば、繰り返し他の省庁に情報を提供する必要が無くなる。該当する企業は銀行、クレジット会社、証券会社、投資ファンド等であり、情報提供する企業全体の費用は350万kr節減されると予想している。“より良い規制委員会”は答申を支持する。規制影響評価では背景と目的が説明されている。答申の中に二つの代替案が説明されていたが、規制影響評価の中でそのコスト分析の要約を入れても良かったのではないだろうかと“より良い規制委員会”は考えるが、2007年の1244令、

	年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
			6条、7条を満足しているとして受け入れた。
13	2013年7月	財務省「混雑税法（2004年:法629）の変更案への財務省の提案」 g	👎 財務省は、既存のストックホルム市乗り入れの混雑料の引き上げを提案した。目的は税の増収を図り、ストックホルム地域のインフラ投資に充当することである。2016年から、新規にモニターを設置し、ラッシュアワー時には市内への乗り入れに今の20krから30krに引き上げることをインフラ投資案として提案している。ただし、バイパスが完成する2022年から20krに再び下げる。“より良い規制委員会”は規制影響評価には企業に対する影響の分析がされていないので2007年の1244令、6条、7条を満たしていないと判断した。
14	2013年8月	財務省「付加価値税の申告時期の変化への財務省のメモ」 e	👎 本メモは、EU以外の国との取引（年間100万kr以下）による付加価値税の申告時期を所得申告時と同じ時期に変更するメモ（法案）で、該当する業界からの要請によって作成されたものである。メモの目的は企業の事務の簡略化である。50万社が該当するが、付加価値税の申告を所得申告と同じにした際の企業の経費の節減が示されていない。“より良い規制委員会”は、メモが背景、目的、そしてEU法に適合していることが説明されていると判断するが、該当企業の事務経費への影響が示されていないので、2007年の1244令、6条、7条を満たしていないと判断した。
15	2012年9月	財務省「保険契約者の保護の強化提案（2012:64）」 b	👍 提案の目的は、今まで弱かった保険契約者の立場を強化することである。主として4つの提案がされている。一つは保険契約者が預金を別の保険会社に移動させる権利を拡大させること、二つめは相互に活動する保険会社の余剰金の運営を改善させること、三つめは配当してはならない利益への保険契約者の監視、影響力を強化させること、四つ目は保険会社の配分利益を客が他の保険会社に移動しやすくすることである。現在3,600万件の保険契約があり、2011年には総額24億6,000万krが保険金として貯蓄され、36の保険会社が活動し、そのうち10社は基金保険会社、11社は利



年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
		<p>益配当会社、15社は相互信託会社で構成されている。現状においても保険契約者が他社に保険金を移転させることが可能であるが、その際に事務費が発生し、保険会社は移転費用を顧客から徴収、すなわち保険契約者の自己負担となっている。提案は保険各社の相互共同による過剰な利益保留を防止することである。保険活動を支える保険契約客は利益配分を受けなければならない。本案により増加する管理費、監視費はそれほどかからないとされ、2012年には保険業界全体で8,800～2億2,200万krになると推定される。その他の運営費用は120億krであり、運営資本の0.5%に相当するが、法律の目的のために必要な費用であると“より良い規制委員会”は判断している。</p> <p>規制影響評価は、かなり詳細に幾つかのパートに分かれて分析されている。一つは違った提案との比較、もう一つは該当するパートナー（保険契約者、保険会社、省庁等）に対する影響、三つめは外的要因（情報、アドバイスの影響、保険会社の管理する資本への影響）の分析である。できれば、規制影響評価の分析では保険業界以外の企業に対する影響にも触れて欲しかった。一部では可能な限り金額的分析がされていたが、規制による正確な金額を出すことは困難との指摘は理解し、提案により発生すると考えられる影響を十分描いていると“より良い規制委員会”は判断し、2007年の1244令、6条、7条を満たしていると判断する。</p>
16	2013年1月 財務省「短期労働者の政府補助金への覚書」 e	<p>👎 覚書は、景気が極度に悪化した時にアルバイト労働者の労働時間の縮小手続きを容易にすることが目的である。20、40、60%の時間削減の際に賃金減少がそれぞれ生じ、その際、算出賃金基準の43%を政府が被雇用者に負担する案を財務省が提案した。補助金であるため、会社の事務負担が増加することが予想される。深刻な景気悪化の際に採用される全く新しい雇用支援システムであり、正確な企業負担は計</p>

	年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
			算できないことは理解できる。だが、典型的な企業で試算することもできたはずであると“より良い規制委員会”は判断する。その情報が無いことから妥当な対策であったかどうか判断出来ないの、覚書は支持に値しないと判断した。規制影響評価では覚書の目的が説明されているが、事務経費が算出されておらず、計算に必要な見込まれる削減時間も明記されていない。特に該当する小企業の条件に触れて欲しかった。この点から2007年の1244令、6、7条を満たしていないと“より良い規制委員会”は判断した。
17	2012年9月	財務省「有価証券と取引照合情報の税金庁の覚書」 e	👎 スウェーデン市民の株所有が増加し、売却すると売買利益を申告しなければならない。だが、利益の計算は複雑で、特に平均価格の算定手法で売買利益を計算すると多くの誤りが発生している。その結果、2007年には歳入が7億kr減少しており、最近の分析では27万人に該当する株売買の申告をした人の35%が誤った申告をしていた。覚書ではどの種類の金融機関が所有者の経費を報告するかが述べられ、その情報を元にして税金庁から発送する個人の税申告書に売買利益を前打ちしておくこと、すなわち利益を算定しておくことが予定されている。照合情報を税金庁に報告することを義務付けられる企業の対象は銀行、その他の証券会社で、毎年5,000万件の取引の情報が報告されている。規制影響評価は、覚書の背景と目的を良く書いている。更に小企業、大企業にとって予想される費用が良く定義されていた。更に義務情報を取り出し、維持するためのシステムの費用、正しく諸経費を算出する規則の費用が増加すると考えられるが、数字が全く示されていない。更に代替案に関する議論が無く、2007年の1244令、6条、7条を満たしていないと判断した。
18	2012年11月	財務省「課税される個人の概念の財務省の	👎 覚書は付加価値税1994:200 (ML) の変更を提案する。目的は付加価値税の申告に関して、個人の経済活動、利益を目的としない自由余暇活動である“趣味活動”に対



	年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
		覚書「付加価値税の技術的概念変更」 g	<p>する課税を、EU（2006/112/EG）指令による課税可能な経済活動の概念に合わせることである。新たな経済活動の定義では年間3万kr以上の売上げがあれば付加価値税の納税申告義務が発生する。3万kr以下は対象とならない。2011年には“趣味活動”に対して3,033人が最高売上3万kr以下の売上による付加価値税申告を行っていた。付加価値税申告者の中には趣味活動の収入を得ている人が多く含まれており、申告している会社/個人の付加価値税申告額は平均4,525krであった。これらの申告に関して、従来の概念“趣味活動”が EUの概念の“課税対象個人”と“経済活動”にとって代わられている。EU法に合わせた変更であるため、答申を不可避の変更と認めている。規制影響評価では様々な説明がなされているが、費用の全体像を捉えることが困難になっている。また、趣味活動をしているもので納税対象になる対象者数が分析されておらず、“より良い規制委員会”は欠陥があると判断した。</p>
19	2012年8月	財務省「ニュースタートゾーンの答申（公的調査2012:50）」 e	<p>👎 答申の目的は、停滞する地域の企業活性化、雇用促進である。SAMS地区（住民が4000名以上住み、雇用率が44.5%以下で、生活補助を受ける住民が6.8%以上で、高卒以下の人口比率が31.3%以下である地区）をニュースタートゾーンと規定し、その地区で活動する小企業に対する雇用者税（名目賃金の約33%）について、最初の5年は全額免除、その後2年は半額の免除を与えることを提案している。EUの規定によると小企業とは従業員50以下の企業であり、税軽減を受けるには更に企業が同地区の固定の場所で活動し、少なくとも従業員の1/4が同地区に住民登録を行っていることが要求される。新規設立、或いは移転してきたばかりの企業も同じ条件を満たせば減税を受けることができる。費用面ではこの申請に要する事務手続きに対して5分程度余計にかかると考えられる。“より良い規制委員会”は、減税の効果を正確に知るには、該当する労働者がどのくらい社内で労働しているのか、雇用者の状況を把</p>

年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
		<p>握した上で、受給資格のない労働者についても考慮しなければならないと考える。規制影響評価では意図と目標が良く描かれ、数例では企業の賃金水準と雇用者数により費用軽減の程度が違うことが示され、自営業者、合資会社の所有者にとっても有利になることが説明されている。だが、勤務時間の僅かな変更、或いは住宅環境の変更が経費軽減の利点を全く相殺してしまう、すなわち、住居の引っ越し、従業員労働時間の変更で補助金を受ける条件が変化し、再び申請をし直す必要が発生する。この問題が答申では討議されていなかった。更にSAMS地区で活動し、受給資格がない労働者を地元で雇用して、税の軽減を受けていない企業とSAMS以外で主な企業活動を行ないながら受給資格のある労働者をニュースタートゾーンで雇用して税軽減を受ける企業との間に生じる競争の問題を詳細に分析すべきだった。規制影響評価は多くの観点で優秀な分析を行っているが、“より良い規制委員会”は2007年の1244令、6条、7条を満たしていないと判断した。</p>
20	2012年3月 財務省「現金商売での競争条件の改善への覚書」 a	<p>👍 覚書では、課税手続き法（2011:1244）の変更で今まで例外とされてきた路上、広場の露店販売での金銭登録機（キャッシュレジスター）の使用を義務付けている。目的は脱税を防止することにある。外国企業でスウェーデンに定住していない企業も同じ扱いとなる。金銭登録機には野外用があり、露店でも登録機の使用は技術的に解決されており、リーシングもできるので競争の平等化から費用は受け入れられ、“より良い規制委員会”は覚書を支持すると判断した。規制影響評価では覚書による該当企業数が10,000～15,000社と推定し、金銭登録機の初期費用は一社当たり約6,000krで、企業にとって別段負担にならないと判断した。法の目的、背景、該当企業への影響も十分説明されているので影響評価分析は支持に値すると判断した。</p>
21	2012年1月 財務省「金融会社の監査に関する財務省の	<p>👎 本覚書は、会計監査の会社との癒着を防止するために、貯蓄銀行、会員銀行、金</p>

年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
	覚書」 e	<p>融業法を改正し、同一の会計士による監査継続期間を最高7年までとし、その後に猶予期間を設けて2年後に再び監査をすることができるようにするもの。その適用範囲を上場企業の他に非上場企業まで拡大する。同時に銀行、金融会社は取締役会が監査の仕事を受け持つかどうかの決定をするようにし、更に取締役は会計監査以外の業務、コンサルタント業務を会計士に任すかどうかの決定を行うことができる。この場合には取締役は業務内容を決めなければならない。覚書によると新たに企業の費用が発生するが、この費用が明記されておらず最低の費用で法の目的が達成できるかどうか判断できず、“より良い規制委員会”は覚書を推薦しない。規制影響評価は法の背景、目的が明確にされ、影響を受ける金融会社は約700社とされている。だが7年ごとの会計監査の交代により、監査業務に慣れるまでの会計士の時間、費用が増加する。この費用を試算することは困難であると規制影響評価では指摘しているが、“より良い規制委員会”は計算できると考え、会計士の定期的な交代への要求から発生する費用の試算が欠けていると判断し、支持に値しないとした。</p>
22	2012年12月 企業・エネルギー・コミュニケーション省 「事業主の事業活動禁止の考察-監視と効率性（国家公的調査 2012:84）」 b	<p>👍事業活動禁止の新法、新政令が提案された。目的は従来の法の近代化と事業活動禁止とその監視の効率化である。規制案では、法人だけではなく、その役員にも責任を課して、法人の有限責任の悪用を防止することが示されている。試案では倒産命令を受けた法人のみならず、経営者一人ずつに対しても事業禁止令を伝達することができる。そして犯罪疑惑のある個人に対する立証責任も緩和される。同人物が似たような活動を行っている場合にもその活動している組織に対して活動禁止を命ぜることができる。更に会計監査においても不正、或いはその疑いがある場合に、報告義務が発生する。立証責任は海外企業のスウェーデンの子会社にも適用され、督促庁（債権の督促を行う強制執行庁）は雇用状態の情報要求権を認められ、倒産状</p>

年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
		<p>況における事業禁止令を受けた人物に関する資産、生活資金の関する問い合わせに銀行は応じなければならない。銀行の秘守主義が一部緩和される。催告庁は毎年約100件の問い合わせを関係銀行に対して行っている。銀行員の時間給を850krとし、毎回の問い合わせに250krかかるとなると年間25,000krのコストが銀行に発生する。会計監査は不正が発生した時、或いは不正の疑いがある時には報告義務がある。顧客に疑惑があったり、事業活動を禁止されているケースでは、会計監査は時間を多くかけ、場合によっては会計士協会の本部に問い合わせることにもなる。しかし、告訴に至ることは稀であり、会計士の費用が特に高くなることはない。発生する費用は法律の目的から必要かつ適当と考える。法の背景と目的が良く説明されている。銀行の費用が良く説明されているが、会計士の費用は金額の提示無しで説明されている。会計士にかかる費用を金額的に示してほしかったが、それでも2007年の1244法、6条、7条を満たしていると“より良い規制委員会”は判断した。</p>
23	2013年9月 企業・エネルギー・コミュニケーション省 「産業省の簡略化メモー電子的コミュニケーションサービスの供給業者の選択の簡略化」 e	<p>👎 携帯電話、固定電話のデジタル通信サービスを消費者に提供する現在の契約破棄期間は3か月だが、これを1か月に短縮することがメモで提案されている。提案の目的は電子通信コミュニケーション市場を改善し、消費者を有利にすること。更にデジタルボックス等の周辺機器を提供する際に特定のSIMカードの使用を強要するようにさせることを中止させることを提案している。通信サービス企業では消費者契約書の改定、新しい規則、手続きを設けなければならない、費用が発生する。規制影響評価では、法の背景、目的が説明されている。更に企業間での競争への影響が描かれている。だが、法を施行した際の企業の管理費の増加が金額的に説明されていない。更に企業には他の二次的費用が発生すると考える。例えば契約破棄期間を3か月から1か月に短縮させた場合、売上げが増加した直後に、契約破棄により企業の収</p>

	年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
			<p>入減少となることが考えられる。法によりどのように該当企業が影響を受けるのか、収入減少と費用の増加が発生するのか金額的に分析されておらず、“より良い規制委員会”は2007年の:1244令、6条、7条を満たしていないと考える。</p>
24	2010年6月	<p>企業・エネルギー・コミュニケーション省 「スウェーデンにおける外国企業活動への 答申-EUの視点からの外国企業子会社の法律（SOU2010;46）の見直し」 d</p>	<p>👍 EU委員会は、スウェーデンの法がEUの事業の移動の自由の原則から逸脱し、外国人のサービスの自由な取引、事業をする権利を侵していると判断し、スウェーデンにおける子会社の登録義務の変更を命じた。法律の見直し案の中でスウェーデン社会の利益を保証するために6か月以上活動するEUの会社、EU市民、或いは一人でもスウェーデン人を雇用するEUの会社、EU市民の登録義務の内容の変更を行った。また、スウェーデンで人を雇用しているEU企業、そしてEUの市民が8日以上連続活動する時にはスウェーデンでの連絡人を登録することを要求した。“より良い規制委員会”は規制影響評価がスウェーデンの企業の経費、競争能力に殆ど影響を及ぼさないと考えることを指摘し、その内容が2007年の1244令、6条、7条を満たしていると考えられる。</p>
25	2011年4月	<p>企業・エネルギー・コミュニケーション省 「競争の中の地域暖房の答申（公的調査2011：44）」 g</p>	<p>👎 地域暖房（一か所の暖房設備から多くの建物に暖房用熱源を供給する方法）の生産と物流を区別して、暖房市場へ参入を希望する企業の競争を可能にさせることを目的とする答申。鉄鋼会社、パルプ産業は余熱を生産活動で発生させている。これらの企業が地域暖房市場の生産活動分野に参入すれば、より効果的な社会資源の活用と競争の強化につながる。法改正により30~40社の暖房会社が市場に参入すると予想される。答申が実現すると、新たに参入する企業の初期投資費用、事務経費が発生する。しかし、監視、報告義務による事務経費は現行の規則と比較して変わらないと判断している。規制影響評価は数字が示されておらず、全般的には分析ではなく説明内容となっている。答申には実現した際の会社の事務費の金額的な説明が</p>

年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
		無く、事務経費削減のために妥当な選択がされたか判断することができないので、答申に欠陥があると“より良い規制委員会”は判断した。地域暖房を競争化させれば、社会資源の効果的活用、革新的解決策の誕生、投資増大による経済波及効果、ダイナミックの効果が期待できる。だが、具体的なこれらの影響が示されていない。これらの点から“より良い規制委員会”は2007年の1244令、6条、7条を満たしていないので支持に値しないと判断した。
26	2011年12月 企業・エネルギー・コミュニケーション省 「エネルギー施設設置の認証に関するエネルギー庁のレポート（ER 2011:24）」c	👍 EU各国は、2012年12月31日から太陽熱、バイオ燃料、熱ポンプ、太陽セラーの小規模設備の設置認証制度を設けるようにEUから要請された。エネルギー庁の目的は、今まででなかった資格認定を導入して施設管理の効率化を図るもの。EUからの指令を受けて、スウェーデンでは住宅庁とSwedac（スウェーデン認定適合性評価局承認TCO試験所）が政府からエネルギー設備の認証の統合システムを作る案を提出するよう要請された。再生エネルギー指令2009/29/EGに沿ったものであり、認証は任意制度になった。該当する企業は個別住宅メーカー、電力、太陽セラーメーカーと教育を実施する企業である。“より良い規制委員会”は、費用面では提案が企業、業界にそれほど負担を与えないと判断し、推薦した。規制影響評価では背景、目的が良く描写されている。導入が予定されている認証制度では設置の費用が発生し、採用すると約17,500krかかるとされている。これに資格取得を希望した応募者の教育費、テスト費として9,500～17,000krが加わり、更に応募者の教育履修中の所得の欠如、旅費に18,500～23,000krが加わる。教育を実施する企業には初期投資費用50万kr、そして年間の経営費が5～10万krかかる。“より良い規制委員会”は、教育を実施する企業カテゴリとその数、そしてその説明があればなおよかったとしているが、2007年の1244令、6条、7条を満たしていると考えた。



	年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
27	2012年5月	企業・エネルギー・コミュニケーション省 「交通法の変更（1998:1265）等に対する交通庁、輸送庁の提案（冬タイヤ）」 a	👍 トレーラー、牽引車、大型トラックに冬タイヤ着用を義務付けることを提案。冬のスリップによる交通事故の防止が目的である。現行法では冬タイヤの着用が免除されている。タイヤの費用は必要となるが、事務上での費用面では会社に特別な追加経費はかからないので法案を推薦する。“より良い規制委員会”は、規制影響評価の中で背景、目的は良く叙述されていると判断する。更に影響を受ける企業が良く説明され、大型トラックに冬タイヤを着用した際の費用が明記され、2007年の1244令、6条、7条の要求を満たしているとして支持に値すると判定。
28	2012年4月	企業・エネルギー・コミュニケーション省 「非常時向け石油備蓄の新法の産業省の覚書」 c	👍 覚書の目的は、EUの2009/119/EG指令にスウェーデンの法律を適合させ、危機の時に十分な石油備蓄を保証することであり、石油在庫を求められる企業は毎月レポートの提出が義務付けられる。毎月の報告提出は事務経費増加を意味するが、電子報告により費用は多少緩和される。そのため、規制影響評価では事務経費の計算には触れていない。規制影響評価では現行法との違いを説明しているが、基本的な変化を説明する内容になっている。最も重要な影響は航空燃料であり、覚書により報告が毎月義務付けされることになる。航空燃料の備蓄は6社の大手企業が行い、25万立米が新たに備蓄され、備蓄には1立米当たり年間15krの費用を要すると示されている。報告義務導入によって生じる追加費用をもっと詳細に調べて欲しかったと“より良い規制委員会”は考えるが2007年の1244令、6条、7条は満たしているとした。
29	2011年10月	企業・エネルギー・コミュニケーション省 「不法な国家支援への答申」 g	👎 答申の目的は、EUの国家支援の規則の変更に対するスウェーデン法の適合であり、国家支援に関する透明性を高め、不正な国家援助の防止することである。答申では、不法な政府補助金を受け取った企業には利子付きの返済義務が求められ、ライバル企業は不法に支援を受けた企業、そして支援機関を告訴する権利がある。いわゆる”第三者の告訴権利”を認めることで、不法な国家支援を阻止することになる。

年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
		<p>更に答申では訴訟の裁判手続きの規則を設け、不正な支援を受けた企業への立ち入り検査の権利を認め、コミューン、県に対しては情報請求された場合の情報の提供義務を設けている。透明性の法7条によると、当該企業の会計士は毎年、支援に関する報告をしなければならない。現実の監査の実施可能性の困難性に鑑み、監査は外観（深く立ち入らない）だけとされている。答申案は既にEU法を導入しているので、企業に対して特別の事務負担（追加経費）とならず、会計士の補助金受給に関する監査は会社の事務経費の増加につながらない。今回提案されている外観だけの会計監査がどのくらい費用を増加させるか、そして全く会計監査を導入しなかった場合の機会費用にも触れて欲しかった。規制影響評価では法により影響を受ける企業、或いは企業のカテゴリーの情報、そして提案により再請求の対象となる、或いは返却を要求されることになる補助金の額の情報も欠けている。そのため、“より良い規制委員会”は規制影響評価が2007年の1244令、6条、7条の条件を満たしていないと判断した。</p>
30	2011年11月 企業・エネルギー・コミュニケーション省 「特定の輸送運転手の労働時間の変更法（2005:395）に関する提案」 e	<p>👎 提案はEUの指令2002/15/EGの労働時間の規則導入によるものであり、提案の目的は運転手の労働時間の上限を規定し、過剰労働を防止することである。自営業の輸送運転手は被雇用者と同じ労働時間の規則の適用を受けることになった。規制影響評価ではスウェーデンの輸送運転手の半分は自営業者であり、少なくとも6,000名いると指摘する。自営業者の運転手は自分の労働時間を記録し、少なくとも2年保管しなくてはならないとされるが、この記録、保管に必要な経費が記載されていない。“より良い規制委員会”はそれでも規制案を受け入れるが、規制影響評価では該当する企業の管理費用が指摘されず、欠陥と判断する。</p>
31	2010年10月 企業・エネルギー・コミュニケーション省	<p>👍 電力法の変更についてのエネルギー市場監督庁からのレポートの内容が産業省</p>



年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
	「エネルギー市場監督庁のレポート”電力市場での消費者の影響力強化-最高63アンペア契約の電力客の時系列計測について”」 c	の答申に加えられている。電力会社は、63アンペアまでの年間8,000 k Wh以上の電力利用者には時系列の消費電力の計測が要求されているが、送電を担当する電力網会社は消費予測と実際の電力消費の時系列の統計が要求されている。だが、電力網管理庁は時系列の電力消費を計測しなくとも良い特例を最高5年まで認めることができる。具体的には8,000 k Wh以下の電力利用者には時系列の計測は必要ない。規制案の目的は、電力利用者に積極的に電力の効率的利用（電力料金が低い夜間に電力利用を促進させて、需要の波をなだらかにすることで電力生産の効率化を図ることができる）を促進させるため、メーターを設置して、機能する電力市場を形成することにある。この提案が実施されると、スウェーデン電力網社においては、消費予測と消費統計の方法開発のための初期投資費用が発生し、電力会社においては管理費が増加すると指摘している。付記にその詳細な費用分析がされているが、計測値のデータ収集、保管、事後調査が3億5,000万krとなり、毎年の一社当たりの電力利用者一人についての追加経常費用が90～115krとなる。該当する企業の費用が大規模になるが、時系列の計測を通じて電力市場での効率化を図るという政策目標の結果であると“より良い規制委員会”は判断する。規制影響評価は代替案も付記に明記されており、読み易いが、付記に含まれている経済効果は評価の中に入れておくべきか、引用箇所を注記しておくべきだった、と指摘しているが、“より良い規制委員会”は2007年の1244令、6条、7条の要求を満たしていると判断した。
32	2012年3月 社会防衛準備庁「危険な可燃性ガス、液体の処理の許可に関する規則への社会防衛準備庁の“提案”」 b	👍可燃性ガス、液体に関する法（2010:1011）（LBE法）によると、危険な可燃性ガス、液体の処理に関する取扱いの申請義務が規定されている。規則は危険なガス、液体の分類化、表記に関して EUの法律変更に合わせているものである。LBE法の目的は爆発などによる生命、健康、環境、財産に対する損害、事故を防止することで

年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
		<p>ある。2009年には危険なガス、液体（民生）の取扱い許可が約2万社に出されていた。今回の提案（目的）は規則の強化で、今まで許可を必要としていなかった企業にも申請義務が付け加えられ、更に安全を図ることになった。新たに加えられる企業にはエアゾール容器を輸入する約50社の卸売業者、輸入業者とバイオガスを発生させる浄水場業者が考えられる。同時に中小企業約1,000社は申請義務から免除されることになった。規制影響評価では企業の申請費用は事業規模から最低450kr、最高10万krになると指摘する。だが、これは必要な経費である。“より良い規制委員会”は提案の背景、目的、そして該当企業が良く説明されていると考える。企業への経済的影響を算定するのは困難であるが、数例を出して良い示唆をしている。申請料金は6500～10万krとされるがコミューンの審査により違ってくる。提案による全体の費用を出すことが望まれるが、2007年の1244令、6条、7条を満たしていると判断した。</p>
33	2013年3月 住宅、ビル、計画委員会「代替エネルギー供給システムの住宅庁の規則」c	<p>👍建設される建物はエネルギー宣言（住宅に必要なエネルギー使用量を明記すること）をしなければならないが、持続可能な代替エネルギーシステムを導入する建物は調査する必要が無いという例外が認められている。だが、この例外が2013年7月13日から廃止される。現行の規則では床面積1,000平米以下の建物でのエネルギー宣言をする必要が無かった（特例）。規則では、その例外を新たに床面積100平米以下の建物に限定し、エネルギー利用の効率化を図ることが目的である。ただし、地域暖房、地域冷房、火力発電所からの熱源、熱ポンプの熱源を利用した建物、全く暖房なしの建物には引き続き例外が認められることになった。規制影響評価によるとエネルギー申請をしなければならない建物を建設する住宅会社の事務経費が増加する。現在年間2万件の建物に例外が認められている。建物によるが、調査費は800</p>

年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
		<p>～16,000krかかると予想され、複雑になればなるほど余計費用がかかる。なお、全く例外を認めない場合は、調査する必要がなくなるので、業界全体で合計年間9,000万～1億7,000万kr費用が減少する。“より良い規制委員会”は規則の背景と目的が説明されていると判断するが、現状の法律により例外を認められている企業に対して、新しい規則の導入による影響を分析してほしかったと考える。更にどのような企業が影響を受けるか説明が無かったが、総合的にみて2007年の1244令、6条、7条を満たしていると判断した。</p>
34	2011年7月 地方省「自然科学の目的に利用される動物保護に関するEU指令の実施に関する覚書」 c	<p>👍 EUは2010/63/EU指令を2010年9月22日に出した。スウェーデンはそれを受けて動物保護法（1988:534）の変更を行うことになった。覚書の目的は動物実験、実験される動物の対象、方法に関する概念を見直し、不必要な実験の実施、動物に苦痛を与えることを防止することであり、科学的手法、そして実験の必要性を理解する有能な職員とは何かを明確に規定している。同時に実験を許可する主任を設けて、実験が合法的かどうかを確認させることが規則に含まれている。実験許可を審査する際に動物実験倫理委員会を設定し、実験の困難度を決定させ、事後評価すべきか否かを決定させる。また、動物実験をする企業に動物保護課の設置を義務付けている。実験に利用する動物の飼育、供給、そして利用する企業は約300社あり、主な費用は動物実験の分類化、実験後の事後調査そして動物保護課の導入費用である。動物実験の事後評価は一社あたり年間115,000krかかると見られる。そして動物保護課の設置には合計して年間11,000,000krかかる。覚書にはスウェーデンがEU国として責任を果たす義務以外、例えば情報提供の要求が含まれていないが、“より良い規制委員会”は覚書を承認する。規制影響評価では事務経費と別の支出項目を詳細に区別してほしいと考えるが、2007年の1244令、6条、7条は満</p>

	年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ たしていると考える。
35	2013年4月	電気安全委員会「電力配線工の資格の規則に対する電力安全庁の提案と規制影響評価の提案」 c	👍 提案の目的は、配線工の資格取得を容易にすることである。電力配線工の資格についての電気安全庁の一回目の提案では、会社の費用負担が規制影響評価書では明確でなかったため“より良い規制委員会”は提案を受け入れなかった。しかし、電力安全庁は二回目の補完的規制影響評価を提出し、現行の法律、規則に取って代わる、配線工の研修の条件を改め、実習を通じて知識、熟練度を高める教育を修了することを義務付ける規制の影響を評価している。なお、実習は法で定められている場所、或いはEES条約締結国以外の場所で実施された研修でもかまわない。更に、配線工事では作業員を監督する有資格の監督者が同じ会社の正規社員でなければならないという一般的規則からの例外を認めた。例外を認めるためには、配線の有資格者が作業内容、時間スケジュール、参加者名を正確に記録することが要求される。会社にとってあまり経費増につながらないので、“より良い規制委員会”は提案を支持した。“より良い規制委員会”は、配線工事では作業員を監督する有資格の監督者が正規社員以外でも良いとの例外が、事務経理に殆ど負担を与えないと考える。提案している規則の変更、すなわち配線工の研修の条件は、比較的低い事務経費で収まるので提案を支持する。2回目に出した補完的規制影響評価では、提案された代替案や、提案により影響を受ける該当企業に関する議論が含まれていた。“より良い規制委員会”は、可能であれば費用試算を行い、且つ該当会社にとっての競争条件が提案によりどのように影響を及ぼすか言及してほしかったと考える。しかしながら、全体として規制影響評価は2007年の1244令、6条、7条を満たしているため支持に値すると判断した。
36	2013年5月	エネルギー市場監督庁「地域暖房供給での	👎 EU指令2012/27/EUにより、地域暖房の消費エネルギーが計測・報告され、それを

年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
	測定、報告、請求の規則に対するエネルギー市場監督庁の提案」 e	<p>基にして請求しなければならなくなる。提案の目的はスウェーデンの法をEU指令に順応させ、市場を活性化することが目的である。地域暖房会社は、2015年から毎月消費エネルギーを計測し、エネルギー消費情報を基に消費者に請求しなければならなくなる。220の地域暖房会社は規模がそれぞれ違うが、規制案導入に伴い人手の削減が可能となることにより、経費が節減される。しかし、提案ではこの経費節減について説明されていなかった。このことから“より良い規制委員会”は評価レポートを失格と判断。新たに計測装置とその連絡（コミュニケーション）装置に交換するには、地域暖房業界全体で6～7億krかかると見られる。連絡装置を交換すれば読取りの人件費が削減される。計測機を経済寿命にそって徐々に交換すれば業界にとって余り負担にならない。熱源値の計測は、エネルギー供給装置の熱の漏れ、或いは誤った装置の設定を早期発見できるので、会社、消費者の両者にとって有利になる。だが、規制影響評価ではこの計測に伴う費用分析がされていなかった。毎月の熱源値の計測作業の提案は、地域暖房が地域ごとの独占事業なので競争条件を変えないと判断している。小規模の地域暖房企業は十分機能する管理部が無く、状況の変化に対応しにくい、事業規模が大きくないので規則の見直し等による現場の変化（消費者意見）には容易に対応できる側面がある。しかしながら、“より良い規制委員会”は全体として2007年の1244令、6条、7条を満たしていないと判断した。</p>
37	<p>社会統合・平等省*「美しい言葉の彼方の覚書—利便性の欠陥による差別」 e</p> <p>*現在は存在しない</p>	<p>👎 提案の目的は、機能障害者に必要な利便性の強化を図るために差別禁止法（2008：567）、差別オンブズマンの法（2008：568）、高等学校法（1992：1343）の変更を提案し、企業が機能障害者のために利便性を高めることである。具体的には、一般を対象に場を提供する企業、例えば百貨店、レストランにおいて、機能障害者が支障なく買い物、食事ができるように、エレベーターの提供、障害者も利用</p>

年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
		<p>できるトイレの提供（利便性の向上）を義務付けるもの。しかし、覚書を実施する際の該当企業、組織が負担すべき事務費用が十分議論されていない。例えば、機能障害者への情報伝達及び、文書管理に伴う費用が指摘されておらず、また、差別禁止法の1章4条で“妥当性の理由”を盾にして利便性を提供する義務からの例外を企業に認めていることから、規制が十分に実施されない“ざる法”になる危険があり、“より良い規制委員会”は覚書を却下した。特に企業の費用増加は余り見られないとの規制影響評価の結論を問題視している。差別禁止法2章12条によると個別住宅の外での差別は禁止されているため、“より良い規制委員会”は例えば賃貸アパートでは自動ドアの設置、ドアの開放角度の拡張、エレベーターの設置が必要になると判断する。だが、覚書にはこの費用の議論が無く、また、“妥当性を理由”に利便性改善からの免除を主張して例外が適用されることに関する議論が無い。結果、全体の費用像が欠けているので覚書は支持に値しないと判断する。</p>
38	2013年5月 法務省「労働移民の規則乱用に対する対策、法務省の覚書」 e	<p>👎 EES締結国（欧州雇用戦略）の市民、北欧諸国の市民、滞在許可を持っている市民とその肉親、或いは永久滞在許可を持っている者は必要ないが、それ以外の市民はスウェーデンで労働するには労働許可が必要になる。雇用許可を申請する企業が虚偽の雇用申請を出したり、事後調査義務が無いために、許可内容とは異なる不正な雇用が行われたり、或いは労働条件を変更するといった規則の乱用が見られた。そこで、企業が移民庁に申請後、労働許可が出てから4か月以内に実際の雇用が始まらなかったり、雇用条件が違ったりしている場合には、労働者を国外に追放できるようにし、乱用防止を図る目的で覚書を提案した。また、移民庁の問い合わせに応じる義務を、労働申請を行った企業に課した。規制影響評価では、雇用する企業にとって問い合わせに応じることは費用増を意味すると指摘しているが、“より良い規</p>



年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
		<p>制委員会”は、特に大きな費用は生じないと判断する。更に対象企業数は測れないと規制影響評価では指摘するが、“より良い規制委員会”は毎年移民庁に提出する労働条件の情報の数を推測することは可能であり、変更に伴う事務経費を推測することは可能だと判断する。規制影響評価では覚書の背景、目的が述べられている。しかしながら企業の事務経費に関する記述が欠けている。“より良い規制委員会”は、毎年移民庁が許可する労働許可から外国人の数を推定できるし、それを基に移民を雇用する企業数も推定できると考える。以上の理由から2007年の1244令、6条、7条を満たしていないと判断する。</p>
39	2013年5月 交通庁「ガソリンスタンド店のガソリン蒸気の還流についての規則に対する輸送庁の提案」 c	<p>👍蒸発ガソリンを還流する装置の検査は、現在では試験・研究所（SP）が独占的に実施している。この独占を無くし、民間組織にも認定資格を与えることが輸送庁から提案されている。スウェーデンでは約2,800のガソリンスタンドが稼働し、タンク注入時に蒸発するガソリンの還流システムに対する検査費用は平均的ガソリンスタンドでは約2,000krと試算され、それは毎年実施している注入量の定期検査費とほぼ同額である。還流システムの検査資格者を認定する組織の創設費用は5万～8万krかかるが、独占が解除されるので検査市場に競争が導入され、ガソリンスタンドの経費節減につながると考えられる。また、タイプCの組織（蒸発防止装置を設置する企業）にも、直接検査実施の資格を与える道が開き、その資格認定には5万～8万krかかり、場合によっては現場視察に要する費用が毎回15,000kr～18,000krかかる。既にガソリンポンプの定期検査を行っている公認会社にガソリン蒸気還流の公認検査資格を与えるための追加費用は20,000～25,000krかかる。“より良い規制委員会”は、発生すると見られる検査資格人の人数を予想し、売上の少ないガソリンスタンドを検査の対象から除外することを考慮しても良かったのではないかと考える。だが、大筋では規</p>

年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
		規制影響評価が2007年の1244令、6条、7条を満たしていると考え提案を支持すると判断した。
40	2012年12月 労働環境庁「工事現場作業足場に対する一般的助言と手引書に関する労働環境庁の提案」 c	👍提案の目的は、工事用足場で働く労働者の健康維持と事故防止、建設会社に安全確保のために規則を守るように命令を出すことにある。建設工事の足場に対する新しい規則であり、現行の足組みの規則と比較して適用範囲を拡大したもので、例えば足場の改善策、落下物に対する労働者の保護を強化させ、更に強風対策などについて新しく提案している。提案の実施により該当する企業の事務経費が高くなる。該当する企業とは足場の製造業者、物流業者、足場を利用する建設会社であり、88,000社が存在する。今回の提案では更に足場を貸し出す企業にも責任が拡大された。この結果、業界全体では年間966,250krの事務経費が発生すると試算されている。更に防風装置がある場合には、装置の建設、利用、解体計画が提出されなければならない。更に足場のタイプ認証を行う機関は、労働環境庁が企画する合同会議に参加しなければならない。この合同会議費用は年間52,600krとされる。そのため費用は合計年間10,188,500krになる。費用高になるが、規則の目的に必要であると判断して“より良い規制委員会”は提案を承認した。なお、認証されない足場を利用するには足場のタイプ認証を出す機関から検査を受けなければならない。以前のように労働環境庁により承認されるだけでは十分ではなくなる。この結果、初期投資費用は3,060,000krになると考えられる。その後においても、足場は以前の合格品とされた認証タイプと合致しているか検査されなければならない。この費用は年間1,905,500krになると見られる。“より良い規制委員会”は、提案の背景、目的が説明されていると判断し、提案による該当企業の費用増加を計算する試みを評価する。しかし、該当する企業のカテゴリーごとの情報が欠けており、更に計算の一部を理解することが困難であ



	年月	所管官庁、規制影響評価タイトル	規制影響評価を：支持する“👍”支持しない“👎” krはスウェーデン・クローナ
			り、はっきりしていない。これらの欠陥があるものの、2007年の1244令、6条、7条の要求を満たしていると“より良い規制委員会”は考える。

## (2) より良い規制のためのスウェーデン産業商業委員会（NNR）

より良い規制のためのスウェーデン産業商業委員会（Board of Swedish Industry and Commerce for Better Regulation : NNR）は、1982年に設立された企業団体で、規制等を通じて企業活動に対する負担をより軽減することを目的に設立され、政治色がないのが特徴である。NNRの運営は全て会員企業の負担で賄っており、政府からの補助は受けていない。会員企業は全業種に亘り、規模も大企業から中小、個人事業主も含まれている。他国にも企業団体はあるが、団体の使命が規制の軽減に集中しているという点が大きく異なる点である。

NNR が主に対象としているのは、①新しい法規制について、どのような効果、影響がビジネス界に及ぶのか、②既存の法律をどのようにシンプル化（修正）させるのか、③EU指令をどのようにスウェーデン国内法に適用するのか、④規制案は都市、地方にどのように影響を与えるのか、⑤企業の報告負担の軽減の有り方、である。

NNR は、規制案の他、規制影響評価についてもコメントしており、通常は、規制案がコンサルティングにかけられるタイミングで、利害関係団体の一つとしてコメントをしている。NNR の規制監視は5名の事務局の正規職員の他、各業界の専門家1,500名のネットワークによって構成されており、規制案及び規制影響評価が公開された段階で、このネットワークを通じて意見の収集が行われ、それを事務局が集約化して意見として表明する仕組みになっている。規制影響評価に関して、NNR では規制導入による直接コスト（管理コスト、運用コスト、財務コスト）の他、間接コスト（企業レベル、社会レベル）についても幅広くチェックしており、その観点から企業への過度な負担がないかどうかという視点で監視をしている。特に業界に影響するもの、全業種に関連するもの、社会に影響するものを対象にしている。また、規制案に関する競争環境への影響については、NNR としては企業にとっての競争環境に特に影響する、各種の税や付加価値税、特定産業への規制、法律、労働環境、計画・建築規制、環境規制等の分野に注目しており、これらに関連する規制案、規制影響評価については慎重に分析、検討するようにしている。ただし、特定の規制方法や手段が企業の負担を招き、それが競争環境に影響を与えるという様な視点からの確認は行っていない、とのことである。なお、企業の費用負担への影響がない場合には、より良い規制委員会と同様に NNR は規制案、規制影響評価に対してコメントしておらず、インタビューによると、規制案の半分くらいにコメントしているとのことである。

NNRのコメントは、より良い規制委員会の意見と同様に勧告、意見のステータスであり、規制案を所管する省庁は必ずNNRのコメントに従う必要はないが、省庁へのインタビューでは、NNRのコメントは比較的尊重されているとのことである。なお、より良い規制委員会の意見とNNRのコメントが一致しないような場合もあるようで、この点については NNRによると、「より良い規制委員会では規制によるコストのうち直接コストのである管理コストのみに注目しているが、NNRではより広くコストの概念を捉えてコメントしている」という視点の違いによるところが影響しているものと考えられる。

下図表はNNRが作成している年次報告書（Regulation Indicator）を基に、NNRがコメントした規制影響評価についての統計を示している。この実績を概観する限りは、スウェーデンにおける規制影響評価の内容、質は、やや改善している傾向が確認できる。しかし、インタビューでは、NNRは規制影響評価の内容、質については発展途上であるとの意見を確認した。

図表 3-5 NNR の評価基準による評価結果（2002-2007）（単位:%）

	2007	2006	2005	2004	2003	2002	変化 (2007-2002)
1.要約	86	84	93	77	64	49	37
2.以前の規制	54	75	86	79	56	55	▲1
3.代替案の記載	30	47	53	49	37	26	4
4.事前のコンサルテーション	42	42	48	35	36	30	12
5.企業数	40	26	28	25	9	6	34
6.企業当たりのコスト	10	15	17	7	7	4	6
7.総コスト	17	8	9	5	5	4	13
8.競争の観点	35	39	47	43	20	9	26
9.EU規制との比較	32	4	7	6	3	5	27
10.公的なレビュー期間	89	80	86	75	64	55	34
11.SimpLex 分析	41	42	35	39	51	47	▲6
12.企業の管理負担							(2004との比較)
増加	63	53	58	52			11
減少	12	20	16	16			▲4
変化なし	25	27	26	32			▲7
EUベース	51	44	44	40			(2004との比較) 11

（出典） NNR “Regulation Indicator 2002～2007”に掲載されている各年の指標を抽出して新日本有限責任監査法人が作成。

※各指標の説明は以下の通り。%は下記基準に該当するもの。

- 1.要約：規制担当者は、当該ケースについて要約しているか、規制の内容について記載しているか。
  - 2.従前の規制：従前の規制について記載しているか。
  - 3.代替案の記載：新規の規制及び修正する規制について、代替案を示しているか。
  - 4.事前のコンサルテーション：関係する団体、代表者に事前のコンサルテーション（相談）を実施したか。
  - 5.企業数：法令の改正及び新規制定により影響を受ける企業数及び業界について把握したか。
  - 6.企業当たりのコスト：規制の対象となる企業等の被るコストについて推計したか。
  - 7.総コスト：規制に関する全てのコストを推定したか。
  - 8.競争の観点：競争の観点について分析を行ったか。
  9. EU規制との比較：EUの決定の実施において、スウェーデンの規制が、EUの決定よりもより広範囲に及ぶかどうか明らかでなければならない。
  - 10.公的なレビュー期間：公的なレビュー期間が少なくとも3週間取られているか。
  - 11.SimpLex 分析：SimpLex分析（政令の規定による規制影響評価）を実施したか。
  - 12.企業の管理負担：企業の管理負担にどの程度影響するか。
- EUベース：当該規制の提案がEUの規制を端緒としているか。

以下、年次報告書（Regulation Indicator）の記載内容から、スウェーデンにおける規制影響評価の内容、質の改善動向について分析する。

NNRは、2001年の11月から、コンサルテーションにおいてNNRに照会された新たな、或いは修正された規制案、規制影響評価の評価を開始した。2002年から2009年の年次報告書（Regulation Indicator）を時系列的に分析したところ、規制影響評価の内容、質に関しては、一時的に停滞した時期があったものの、全体としておおよそ改善傾向にあることが確認された。

まず、2002年の年次報告書では、「規制影響分析の質は、一般的に低く、多くの場合において不十分」との評価であった。NNRの規制影響評価のチェックである「質に関するデータベース」では、規制影響評価の政令に対する遵守状況は、低いレベルにとどまっていると指摘した。例えば、新たな規制により企業が被るコストについては、全体の4%のケースにおいてのみ示されていた。また、政令において求められる規制影響評価の要請事項に合致したケースは、全体の半分にも満たなかった。

次に、2003年の年次報告書では、2002年と比較すると、示された指標（Regulation Indicator）のうち大半の指標において改善が見られた。しかしながら、この改善については、「非常に低いレベルからの改善」であり、依然として、わずかなケースにおいてのみ新たな規制により企業が被るコストについて記載していた。また、わずか9%のケースのみが、影響を受ける企業の数、業種について示していた。このような点から、前年に引き続き極めて低いレベルの遵守状況であると結論付けている。そして、2004年の年次報告書では、2003年と比較すると、図表3-5の1～11の指標のうち7の指標において改善が見られた。同様に、2005年の年次報告書では、同じく図表3-5の1～11の指標のうち10の指標において、改善が見られた。

続いて、2006年の年次報告書では、2005年と比較すると、1～11の指標のうち10の指標において悪化が見られた。この理由について、NNRによると、政府による質のコントロールが不十分であり、規制影響評価の質が基準より下回ったとしても制裁がないためであると考えられている。また、規制影響評価の質は、政府にとって優先すべきものではないためと考えられる。さらに、2007年の年次報告書では、2006年に引き続きネガティブな傾向が見られた。2007年の指標をみると、およそ半数の指標において、2006年よりも悪化した。NNRは、この点に関して、規制影響評価の質が貧弱であると指摘しており、この理由について、分析の実施者（行政、調査委員会等）により規制影響評価が多様であり、結果として質のばらつきが生じ、定型化されていないためと指摘した。さらに、不十分な分析が含まれる提案を停止し、是正させる質の向上を可能とする仕組みがない点も指摘された。加えて、規制影響評価を蓄積することが、政府機関のマネジメントレベルにおいて、優先順位が高くない、或るいは議会からの要請事項の対象とならないことも理由として指摘した。このような状況を踏まえ、2007年の年次報告書では、NNRが今後取るべき9つの行動提案が示された。

図表 3-6 NNR が今後取るべき行動提案

1. 利害関係者に対する早期のコンサルテーションの実施
2. 企業に対して最も低いコストを選択、同時に規制の目的を達成
3. 規制影響評価の新たな、そして統一モデルを導入、EUから派生し、提案された規制の実施
4. 規制委員会の設立
5. ビジネスの視点からの現行規制の継続的な測定及び評価
6. 省庁間における協力関係を育成及び要請
7. ビジネスに関するデータの情報要件の登録を設定
8. EU法の規定を超えた要請を調査・廃止
9. 少なくとも25%の行政の負担を軽減、企業への規制、コスト削減に焦点を当てたプロセスを開始、規制の簡素化の具体的な対策を実施

上記の行動提案に関して、2008年の年次報告書によると、9つのうち7つについて政府内において検討され、実施された、あるいは実施されようとしている（どの項目が実施済みかについては明示されていない）。同様に、2008年の年次報告書における指標の動向は、前年と比較すると全体として改善傾向が見られた。特に、いくつかの指標においては、大きく改善した。2009年の年次報告書では、全体として変化は微小であった。なお、2009年の年次報告書においては、これまで用いられた指標については、規制影響評価が果たすべき役割の質の判断をする上では非常に限定されている点について注記がなされている。

図表3-7は、2009年の年次報告書に掲載されているNNRの評価基準による評価結果である。毎年の年次報告書の評価結果から抽出したデータを用いた図表3-5とは異なる評価基準が含まれているが、2002年から2009年にかけての改善傾向については図表3-5と同様と見受けられる。

図表 3-7 《参考》NNR の評価基準による評価結果（2009 年年次報告書より）（単位:%）

	2009	2008	2007	2006	2005	2004	2003	2002
1 代替案は示されているか。	44	46	30	47	53	49	37	26
2 影響を受ける企業数が示されているか。	51	54	40	26	28	25	9	6
3 規制の期限は示されているか。	27	24	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
4 以前の規制は記載されているか。	74	68	54	75	86	79	56	55
5 規制管理コストはの増加はどうか。								
増加	46	46	63	53	58	52		
減少	28	36	12	20	16	16	N/A	N/A
変化なし	9	18	25	27	26	32		
記載なし	14							
影響なし	1							
6 規制による支出の増加はどうか。								
増加	11	17						
減少	11	8	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
変化なし	6	6						
記載なし	36	46						
影響なし	37	23						
7 規制導入による物的コストはどうか。								
増加	13	10						
減少	3	6	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
変化なし	7	7						
記載なし	44	56						
影響なし	32	21						
8 規制導入による企業への全コストが示されているか。	13	16	17	8	9	5	5	4
9 個別企業に対するコスト負担は示されているか。	13	11	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
10 中小企業に対する影響は示されているか。	23	23	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
11 企業の競争環境への影響について示されているか。	20	37	35	39	47	43	20	9
12 企業の海外での競争環境への影響について示されているか。	17	13	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
13 EU 規制の導入、改定によるものか。	40	41	51	44	44	40	N/A	N/A
14 EU 基準を超える国内独自基準か。	8	13	32	4	7	6	N/A	N/A
15 規制はシンプルなものか。	40	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A

（出典） NNR “Regulation Indicator 2009”

## 2. 研修を通じた規制影響評価の質の改善

スウェーデンでは、政令（SFS2007,1244）により経済地域発展庁、国家財政管理局が手法の開発及び研修の実施を所管することになっている。しかし、実態としては、経済地域発展庁、国家財政管理局に加えてより良い規制委員会も含めた3機関により、定期的に研修が実施されている。この3機関による定例の研修は年間6～8回程度開催されており、主に規制影響評価の実務経験がない者を対象に、一回当たり35名程度にて実施している。

### 規制影響評価に関する研修構成

10:00-11:00	規制影響評価の意義、考え方（経済地域発展庁）
11:00-12:15	より良い規制委員会の役割と業務（より良い規制委員会）
12:15-13:00	昼食
13:00-13:30	規制影響評価の実施方法、内容（国家財政管理局）
13:30-15:00	グループ・ディスカッション
15:00-15:30	産業界からの説明（NNR、有識者の場合もあり）
15:30-16:00	総括（経済地域発展庁）

（出典）経済地域発展庁資料より

研修内容は規制影響評価の基本的な事項を中心に、その役割、基本的な考え方を中心とした内容となっており、実務的な計算や演習等は含まれていない。経済地域発展庁へのインタビューでは、次年度以降において、より実務的な研修として演習を中心とした中・上級者向けの研修を実施する、との予定である。なお、以下は、グループ・ディスカッションの構成内容である。グループ・ディスカッションでは、与えられた特定の事例を基にグループごとに以下の点について、議論が行われている。

### グループ・ディスカッションの検討項目

- ・規制がスウェーデンのEU加盟義務に合致しているか、それとも違反しているか説明せよ。
- ・法律の施行時期の特に配慮が必要か、そして特別の情報提供が必要かどうかを判断せよ。
- ・企業とは事業活動を行う法人、個人を意味する。つまり商品、サービスを職業的に、独立して販売する組織である。事業活動は幅広く解釈される。規制案について以下の事項についてXで印をつけよ。
  - （ ）規制が企業の活動条件、競争能力、或いはその他で余り影響はないと判断する。それ故に競争調査の項目の説明を含まない。
  - （ ）規制が企業の活動条件、競争能力、或いはその他に影響を与えると判断する。それ故に競争調査の項目の説明を含む。
- ・影響を受ける企業数、企業の活動する業界、企業のサイズを説明せよ。
- ・企業にとって規制が与える、時間負担、そして企業の事務費に与える影響は何かを説明せよ。
- ・企業にとって提案されている規制が他の費用をもたらすのか、或いは提案されている規制の結果、対策が必要になることことで企業活動にどのような変化をもたらすのか説明せよ。
- ・企業の競争条件に影響を与えるかもしれない規制の内容をできるだけ説明せよ。
- ・他の観点から企業にどのように規制が影響を与えるか説明せよ。
- ・規制の形成において小企業に必要な配慮があれば説明せよ。
- ・想定される早期の関係者への相談事項を説明せよ。
- ・実際の相談事項を誰に連絡すればよいのか明記せよ。

（出典）経済地域発展庁資料より

また、上記のような研修に加えて、より良い規制委員会、経済地域発展庁は、規制影響評価の実施において課題を抱える省庁に対して、要請に応じた研修も実施している。これは両機関ともに年間5～6回程度、一回当たり30名～150名程度を対象に実施している。この要請による研修の実績に関する統計は確認できないが、上記を基に推計すると、ここ数年、定例研修の他に毎年約500名程度に対して、規制影響評価に関する研修が実施されているものと考えられる。なお、研修の成果、効果に関する情報は確認できなかった。

一方、手法開発に関して、経済地域発展庁が事務管理コスト（Administrative Cost）の計算に用いるための標準的な計算ソフトを2011年よりウェブサイト上で公開して誰でも利用できるようにしている。このソフトは、分析途中のものはIDを発行して、計算途中のものでも保存・管理もできるような仕組みになっている。インタビューでは、現在、経済地域発展庁は、他のコストについても標準的な計算方法をベースにしたソフト開発を進めている、とのことである。

図表 3-8 経済地域発展庁が開発した管理費の標準的な計算方法の例

Aktivitet 活動	Population 企業数	Frekvens 発生頻度	Minuter 投入時間	Timlön 時間コスト	Extern kostnad その他コスト	Resultat (kr) 合計コスト
	531 000	1	15	296	0	39 294 000

Informationskrav	
Ursprunglig kostnad	45 855 333 kr
Oförändrad	

Aterställ in

Grupp: Företag som arbetar med finansiell rådgivning

Aktivitet	Population	Frekvens	Minuter	Timlön	Extern kostnad	
Bokad rådgivning (Säljare, inköpare, mäklare mfl)	531 000	1	15	296	0	39
Bokad rådgivning av ny kund (Säljare, inköpare, mäklare mfl)	59 000	1	20	296	0	51
Spontan rådgivning (Säljare, inköpare, mäklare mfl)	150 000	1	1	296	0	74

<http://services.tillvaxtverket.se/regelrakenaren/inforeq.jsf?infoReqId=38657>

なお、この標準的なソフトを活用して2006～2012年までに実施された規制影響評価の事務管理コストについて、経済地域発展庁において原単位を企業等に確認し、再計算を行ったものが公開されている。これにより、政府関係者はこれを活用すれば、事後評価等の計算シミュレーションに活用できるようになっている。



### 3. 第三者機関による評価

ここでは、スウェーデンにおける規制影響評価の状況について政府の第三者機関による評価の事例として、スウェーデン会計検査院（SNAO：Swedish National Audit Office）及びスウェーデン行政管理庁（Swedish Agency for Public Management）<sup>21</sup>を取り上げる。

スウェーデン会計検査院は、現在のインパクト評価（規制影響評価）は企業への影響を明示しておらず、不十分であると指摘しており、法案を準備する者は企業へのあらゆる影響について、調査すべきであるとの指摘をしている。一方、スウェーデン行政管理庁は、より良い規制委員会による規制影響評価のチェック業務は、現在の同委員会の作業方針の下で適切に機能しているものの、一部については質の改善が可能であるとの指摘をしている。以下、両機関による報告書の概要を示す。

#### (1) 会計検査院

スウェーデン会計検査院（SNAO）「企業への規制の簡素化—政府は未だ取組の途中—」  
Simplifying company regulations – the Government still has a long way to go  
[http://www.riksrevisionen.se/PageFiles/18419/RiR%202012\\_6.pdf](http://www.riksrevisionen.se/PageFiles/18419/RiR%202012_6.pdf)

- インパクト評価（規制影響評価）は、企業への影響を明示していない
- スウェーデン会計検査院は、規制による競争力の向上と企業にとっての直接的なコストの削減という二つの目標は、明らかに相容れないものであることを認めている。しかし、コストの増加につながった課税法案の監査の分析により、これら矛盾する目標の様々な側面が十分に説明されていないということが示された。課税に関する法案の基盤となっているインパクト評価（規制影響評価）は、全体的に不十分なものである。法案の企業への影響を報告するという事に関するインパクト評価（規制影響評価）の基本的な要件が満たされていない。規制の変更という目的を達成するための他の選択肢は、多くの場合提示されていない。検査を受けた法案の大半について、政府はその措置により生じる運営コストに関する議論を提示しているものの、その法案の欠点よりも利点の方が大きいということについては非常に簡潔な仕方では示していない。また、どのようにそのような評価に至ったのか、どのような計算や文書に基づいているのかに関する詳しい説明はなされていない。これでは法案の企業への影響の全体像把握は、不可能である。
- また、より良い規制委員会も、インパクト評価（規制影響評価）が企業への影響の説明に関してはしばしば不十分であることを示している。より良い規制委員会の発足以来、不適切なインパクト評価（規制影響評価）の割合は約55%となっている。
- SNAOは、法案を準備する者は、企業へのあらゆる影響についてインパクト法令の要件及びそれに対応する省庁・委員会の規定に従って調査する責任を負う、と考えている。

<sup>21</sup> スウェーデン行政管理庁は、中央省庁・機関の活動の効率性の評価、政策の有効性の評価、レビューと合理化のための手引書の提供、政策の推進のための支援を行う機関。

説明文書が不十分であるということは、長期的には社会の資源を利用し損なうということになりかねない、と考えている。

## (2) 行政管理庁

行政管理庁「より良い規制委員会 (Swedish Better Regulation Council) は何をするのか? — より良い規制のための作業プロセス、役割、組織 —」What does the Swedish Better Regulation Council do? Work processes, roles and organization for better regulations (2012:27)

<http://www.statskontoret.se/in-english/publications/2012/what-does-the-swedish-better-regulation-council-do-work-processes-roles-and-organization-for-better-regulations-201227/>

- 政府の命令により、スウェーデン行政管理庁 (Swedish Agency for Public Management) は、より良い規制委員会の業務を説明し評価を行った。この機関の任務は、より良い規制委員会、経済地域発展庁、及び国家財政管理局が、効率的な規制を推進するに当たってどのように役割分担しているかについて評価するというものであった。また、追加的な任務として、より良い規制委員会を将来的にどのように組織するかに関して、様々な選択肢の検討を行った。
- 行政管理庁はこの任務に関連するデータを得るため、より良い規制委員会、経済地域発展庁、国家財政管理局、より良い規制のためのスウェーデン産業商業委員会 (NNR)、及びその他多くの規制機関、省庁、委員会の代表と面接を実施した。また、行政管理庁は、諸外国ではより良い規制委員会に相当する機関がどのように組織されているのかも調査した。
- 行政管理庁の全体的な評価によれば、より良い規制委員会の規制法案及びインパクト評価 (規制影響評価) は、現在の委員会の作業方針のもとで適切に機能している。しかし、行政管理庁は、いくつかの変更を加えることにより規制影響評価の質を向上させることができるという指摘もしている。特に、より良い規制委員会の監査は規制影響評価だけに限定されていた方が明確になると考えている。また、この分析によれば評価の対象範囲があまりに狭くなっているが、運営にかかるコストのみならずその他の事業コストも対象に含めるべきだ、という提案がなされている。さらに行政管理庁は、より良い規制委員会は現在よりもより徹底した方法で、その立場や評価を正当化することによって見解を構築していくべきである、すなわち基準に合わないものは提案を拒否すべきである、と述べている。
- 行政管理庁は、より良い規制委員会の評価の意味合いは、その受取人が省庁なのか委員会なのかに応じて異なるものとしてしている。省庁であれば、より良い規制委員会の見解がその規制について学ぶプロセスの一部になる可能性がある。しかしこれは、法律、政令の策定の際に設置される委員会には当てはまらない。というのも、委員会は通常、委員会の見解が提出されると解散してしまうからである。行政管理庁の評価によれば、委員会報告における規制インパクト評価の質を向上させるための最も効果

的な手段は、委員会の規制影響評価の作成業務において外部者による支援を取り入れることである。より良い規制委員会は、委員会報告書の評価のために特別の手続きを導入することを検討すべきである。その場合、政府は、より良い規制委員会に適用される指令を一部変更する必要があるかもしれない。行政管理庁の見解では、規制インパクト評価への支援は、規制機関の様々なニーズに合わせて適応させていくべきものである。

- 行政管理庁は、より良い規制委員会、国家財政管理局、経済地域発展庁の役割分担に関して、特にあいまいな部分はないと考えている。しかし、3団体のうちひとつが調整役を担うのであれば、役割の分担はより明確になると思われる。ただし、国家財政管理局の規制影響評価に関する任務については、やや明確にすべきである、と行政管理庁は評価している。
- 本報告書では、規制影響評価へのサポートと監査が将来的にどのように組織されるかを説明している。行政管理庁は、特定の組織形態を最終的な見解として採用することのないようにと求められていたため、最終的に示したのは3つの現実的な提案<sup>22</sup>である。これらの提案を出発点として、行政管理庁は様々な組織形態の利点と欠点についての検討を行った。

---

<sup>22</sup> 評価書の要約には提案内容の記載がない。

#### 4. スウェーデンにおける規制影響評価の質の確保のための取組の現状

スウェーデンでは、制度上、企業に影響を与える全ての規制案についてより良い規制委員会に提出することが求められており、より良い規制委員会では特に企業の負担、影響が大きいものについて個別に意見を出している。さらに、コンサルテーションのタイミングにおいて産業界の団体であるNNRも規制案、規制影響評価にコメントを出している。これら両機関による規制案、規制影響評価に対するチェックについては、勧告であるとの位置付けであることから、必ず履行しなければならないものではないが、一般的には各省庁においてその指摘内容が重視され、適宜に規制案、規制影響評価の見直し・修正が行われている。なお、より良い規制委員会では、規制案、規制影響評価を支持するか、支持しないのかの基準で評価している。2008年以降の傾向を見ると、大きな改善は確認できない。一方、NNRにおいても2002年以降、規制影響評価の評価に関する統計を出しており、全体的な傾向からは、規制影響評価の内容、質がやや改善されていることが確認できる。このように、客観的な数字としての改善傾向については傾向が分かれ、判断が必要となるが、インタビュー等を通じた省庁におけるより良い規制委員会、NNRへの対応状況を踏まえると、これら機関の機能・役割は、総じて各省庁における規制影響評価の内容、質の改善に一定程度寄与していると考えられる。

他方、研修については、その内容は基本的なものであり、かつ実務的な内容ではないことから、制度に対する理解には貢献しているが、規制影響評価の内容・質の改善に貢献しているかどうかは判断が困難である。より実務的な研修については次年度以降を予定しており、その内容、質の充実化は今後の予定であるとのことであった。また、政府全体向けの規制影響評価の実務的なマニュアル等は確認できず、一方で、省庁によっては規制影響評価の実施のための手順書のようなものが整備されている、という状況である。また、手法開発、研修を所管する経済地域発展庁は、規制による管理コストの計算ソフトを開発してウェブサイトを通じて提供したり、規制影響評価の優良事例の紹介等をしたりに留まっており、実務的な支援環境はあまり充実していないような状況と言える。

## 第4章 スウェーデンにおける規制影響評価の事例の選定

### 1. スウェーデンにおける規制影響評価の実績

以下においては、より良い規制委員会の年次報告書よりスウェーデンにおける規制影響評価の実績について整理する。

まず、下図表は、より良い規制委員会の受理状況を種別ごとに整理したものである。より良い規制委員会は、法案、政令案、覚書、政府公式報告、規則案について受理して、一部について回答を出している（その他は事務局意見）。この統計によれば、2013年は全体で442件受理し、うち162件について回答を出している。2009年以降の推移を概観すると、約410から450件程度を受理して、うち140件から220件程度について回答を出している。

図表4-1 より良い規制委員会の受理状況（件数）

区分	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
法案	0	1	2	4	12
うち回答	0	0	2	1	6
うち事務局意見	0	1	0	3	6
政令案	13	8	18	15	26
うち回答	4	3	8	8	9
うち事務局意見	9	5	10	7	17
覚書	104	82	92	103	74
うち回答	46	41	36	47	49
うち事務局意見	58	41	56	56	25
政府公式報告	32	32	26	18	46
うち回答	22	19	20	11	35
うち事務局意見	10	13	6	7	11
規則案	293	335	323	281	253
うち回答	90	*82	108	104	123
うち事務局意見	203	253	215	177	130
計	442	458	461	421	411
うち回答	162	*145	174	171	222
うち事務局意見	280	313	287	250	189

（出典） より良い規制委員会年次報告書より作成

（注） 次頁の表では144件となっている。出典元の誤り（規則案部分）と思われる。

次に、より良い規制委員会が回答を出したもののうち、規制影響評価について「支持したもの」と「支持しないもの」について整理したものが下記図表である。より良い規制委員会が規制影響評価を支持している割合は、3割から4割程度である。

図表4-2 より良い規制委員会の規制影響評価に対する回答の状況（件数）

区分	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
法案	0	0	2	1	6
支持したもの	0	0	1	0	4
支持しないもの	0	0	1	1	2
政令案	4	3	8	8	9
支持したもの	1	1	4	6	4
支持しないもの	3	2	4	2	5
覚書	46	41	36	47	49
支持したもの	7	12	12	15	15
支持しないもの	39	29	24	32	34
政府公式報告	22	19	20	11	35
支持したもの	7	6	9	3	11
支持しないもの	15	13	11	8	24
規則案	90	*81	108	104	123
支持したもの	41	42	47	42	54
支持しないもの	49	39	61	62	69
計	162	*144	174	171	222
支持したもの	56	61	73	66	88
支持しないもの	106	83	101	105	134

（出典） より良い規制委員会年次報告書より作成

（注） 前頁の表では145件となっている。出典元の誤り（規則案部分）と思われる。

図表4-3 より良い規制委員会の規制影響評価に対する意見の状況（構成比）

区分	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
法案					
支持したもの	0.00%	0.00%	50.00%	0.00%	66.67%
支持しないもの	0.00%	0.00%	50.00%	100.00%	33.33%
政令案					
支持したもの	25.00%	33.33%	50.00%	75.00%	44.44%
支持しないもの	75.00%	66.67%	50.00%	25.00%	55.56%
覚書					
支持したもの	15.22%	29.27%	33.33%	31.91%	30.61%
支持しないもの	84.78%	70.73%	66.67%	68.09%	69.39%
政府公式報告					
支持したもの	31.82%	31.58%	45.00%	27.27%	31.43%
支持しないもの	68.18%	68.42%	55.00%	72.73%	68.57%
規則案					
支持したもの	45.56%	51.85%	43.52%	40.38%	43.90%
支持しないもの	54.44%	48.15%	56.48%	59.62%	56.10%
計					
支持したもの	34.57%	42.36%	41.95%	38.60%	39.64%
支持しないもの	65.43%	57.64%	58.05%	61.40%	60.36%

（出典） より良い規制委員会年次報告書より作成

また、下記図表は実施機関である実施庁別の規則に対する規制影響評価の実施件数である。最も多いのは交通庁で、続いて、農業委員会、金融監督庁の順に実績が多い。

図表4-4 実施庁別の規則に対する規制影響評価件数

	2013年		2012年		2011年		2010年		計		合計
	支持	支持しない	支持	支持しない	支持	支持しない	支持	支持しない	支持	支持しない	
交通庁	14	5	11	5	12	15	8	14	45	39	84
農業委員会	9	5	11	6	6	6	9	7	35	24	59
金融監督庁	3	5	0	2	5	3	1	5	9	15	24
薬品庁	1	4	1	3	2	1	1	2	5	10	15
労働環境庁	1	1	1	0	4	3	1	3	7	7	14
郵便・通信庁	4	1	3	0	0	2	3	1	10	4	14
エネルギー市場監督庁	0	1	1	2	1	2	2	4	4	9	13
教育庁	0	2	1	3	1	5	0	1	2	11	13
住宅、ビル、計画委員会	1	4	1	1	1	0	3	1	6	6	12
歯科及び薬価給付局	2	2	0	1	2	1	1	1	5	5	10
統計庁	2	1	2	0	4	0			8	1	9
放射性安全庁	1	0	0	2	2	2	1	1	4	5	9
認定及び適合性評価委員会	0	2	1	1	0	2	1	0	3	1	8
エネルギー庁	1	0	0	2	1	2	1	1	3	5	8
海事庁	1	1	1	0	1	1	1	2	4	4	8
保健・福祉委員会	0	3	0	3	0	2			0	8	8
国家食糧庁	0	2	0	1	1	1	1	1	2	5	7
環境保護庁	0	1	1	1	0	0	1	2	2	4	6
社会防衛準備庁			1	0	1	2	1	2	3	4	7
森林庁	0	1	2	0	1	0	1	1	4	2	6
電気安全委員会	1	1			0	2	1	0	2	3	5
漁業庁			0	2	0	1	1	1	1	4	5
社会保険庁	0	1					3	1	3	2	5
化学庁			0	1	0	2	0	1	0	4	4
警察委員会			2	0	0	1	0	1	2	2	4
税金庁	0	1	0	2	1	0			1	3	4
関税局			1	1	0	2			1	3	4
海洋・水管理庁	0	2							0	2	2
ラジオ・テレビ庁					0	1	1	0	1	1	2
公会計監督庁	0	1			1	0			1	1	2
公共職業サービス							0	1	0	1	1
競争委員会							0	1	0	1	1
消費者庁					0	1			0	1	1
メディア・アクセス庁	0	1							0	1	1
年金庁	0	1							0	1	1
国家債務庁					0	1			0	1	1
スウェーデン欧州社会基金委員会							0	1	0	1	1
公衆衛生研究所			1	0					1	0	1
交通管理局							0	1	0	1	1
道路管理局							0	1	0	1	1
地域経済発展庁							0	1	0	1	1
計	41	49	42	39	47	61	42	62	172	211	383
総計	90		81		108		104		383		

(出典) より良い規制委員会年次報告書より作成

## 2. スウェーデンにおける規制影響評価の特徴、傾向

本調査研究では、スウェーデンにおける規制影響評価の内容、水準の動向を把握するため、近年に実施された規制影響評価からサンプルとして抽出・分析した。具体的には、結果が公表されているウェブサイトより、軽微な内容の規制やスウェーデン国に特有の規制等を除いて任意に抽出した 64 件を対象とした。これらの規制影響評価の事例について、下記のように「代替案の設定」「便益の金銭価値化」「便益の定量化」「費用の金銭価値化」「中小企業への影響分析」を視点にして、記載内容の水準や適否ではなく、外形的な記載内容の有無から特徴、傾向を整理した。（結果は pp.72-109「規制影響評価の傾向分析リスト」に記載）

図表4-5 スウェーデンにおける規制影響評価の傾向分析の視点

視点	結果
代替案の設定	・代替案を設定しているか。設定している場合にはその数。
便益の金銭価値化	・便益を金銭価値化しているか。
便益の定量化	・便益（効果）を定量的に分析しているか。
費用の金銭価値化	・費用を金銭価値化しているか。
中小企業への影響分析	・中小企業への影響を分析しているか。

結果は以下の通りである。スウェーデンにおいて重視している費用の金銭価値化については、48.4%が費用を金銭価値で示している。また、代替案については政令で示すことが求められているが、代替案を示している事例は 25.0%であった。一方、便益については、定量化しているものが 7.8%、便益を金銭価値に換算しているものは 14.1%であった。

図表4-6 スウェーデンにおける規制影響評価の傾向分析の結果\*

視点	結果
代替案の設定	16 件 (25.0%)
便益の金銭価値化	9 件 (14.1%)
便益の定量化	5 件 (7.8%)
費用の金銭価値化**	31 件 (48.4%)
中小企業への影響分析	12 件 (18.8%)

\*%の計算は全て分母を対象数である 62 で計算

\*\*より良い規制委員会が支持したものは○とした。また、より良い規制委員会が支持しないものであっても、外形的に費用の金銭価値化が行われている場合、○とした。

なお、費用及び便益を金銭価値に換算しているものは、以下の 6 事例のみであった。但し、①④については、より良い規制委員会は支持していない。支持しない理由は表に記載。

- ①財務省 Betänkandet Beskattning av mikroproducerad el m.m. (SOU 2013:46) 零細電力生産業者の課税に対する提案
- ②財務省 Finansdepartementets promemoria Förstärkt nedsättning av egenavgifter 自営業者税の値下げへの財務省の覚書
- ③財務省 Finansdepartementets betänkande Förändrad hantering av importmoms (SOU 2013:1) 輸入付加価値税の手続き変更 (公的調査書 2013:1)



- ④財務省 Betänkandet Skatteincitament för riskkapital (SOU 2012:3) ベンチャーキャピタルの税刺激策の答申(公的調査 2013:3)
- ⑤企業・エネルギー・コミュニケーション省 Trafikverkets och Transportstyrelsens förslag till ändring i trafikförordningen (1998:1276), m.m. 交通法の変更(1998:1265)等に対する交通庁、輸送庁の提案(冬タイヤ)
- ⑥企業・エネルギー・コミュニケーション省 Energimarknadsinspektionens rapport ”Ökat inflytande för kunderna på elmarknaden - Timmätning för elkunder med abonnemang om högst 63 ampere” エネルギー市場監督庁のレポート”電力市場での消費者の影響力強化-最高 63 アンペア契約の電力客の時系列計測について”

規制影響評価における便益の扱いについては、インタビューでは次のような意見が得られた。これによれば、各省庁は便益の測定についての意義は理解しているが、評価技法、能力等の面において、実施に至る水準に至っていないこと、が確認できる。

### 規制影響評価における便益測定に対する省庁の考え方

#### ○郵便通信庁

・規制導入による便益の側面であるが、庁が関連する分野においては情報管理、セキュリティに関する規制が多く、効果の定量化が困難なものが少なくない。道路整備等の分野では一般的には効果の定量化が実施しやすい。しかし、今後においては可能な限り効果も金銭価値化することが必要かつ重要になると考えている。理想的には効果が費用を上回るのであれば規制案の正当性も説明しやすい。その意味では今後は費用面の他、便益の面についての効果算定の方向性が求められる。

#### ○金融監督庁

・規制影響評価のうち便益の側面については金融規制府の分野は安定、信頼の確保が主たる目的であるので定量的な分析は行わず、定性的な説明にとどまっている。もちろん金融監督行政の問題が金融危機を招き、甚大な損害を与えかねないことは承知しており、それらを踏まえて効果を定量的に示すことも考えられるが、現状のところそこまでには至っていない。

#### ○統計庁

・規制影響評価において便益の側面については配慮していない。規制導入による企業へのコスト負担の増加を可能な限り明らかにすること、また、規制案の検討を通じて、それらを可能な限り軽減することが規制影響評価の目的である。

#### ○労働環境庁

・労働環境庁は労災を減らし、労働者の労働環境、生命を保護することが使命であることから、規制導入による効果についても、それを明らかにすることは庁の使命にも合致していると考えている。しかし、実際には規制影響評価は費用、便益の双方を定量的に示している例はほとんどなく、便益については効果分析にとどまっている。便益の計算についてはコストほど指摘されることはないが、現状は未だそこまで対応できていない。

(出典) インタビュー調査より

なお、スウェーデンにおける規制影響評価の現状、特に費用面に注力が置かれていること(一方で便益の評価はあまり重視されていないこと)等について、現状をどのように評価するのかに関して有識者にインタビューしたところ、現状を評価するものと、批判するもの、それぞれ異なる意見が確認できた。これらのみで結論を出すのは拙速ではあるが、スウェーデンの規制影響評価の現状の評価については、意見が分かれる状況なのではないか、と推察される。

### 規制影響評価の現状について

#### ○肯定：Dr. Magnus Erlandson（マルメ大学）

- ・現状のスウェーデンの規制影響評価は定性的なものが多いが、私個人はそれでも十分と思う。政府には法律家が多くエコノミストは不足している、というリソースの問題もある。より定量的な規制影響評価を実施するというのであれば、より多くのエコノミスト人材を政府に採用しなければならない。他のEU諸国と比較してもスウェーデンにおける規制影響評価の状況はあまり良いものではなく、定性的な分析が多くを占めている。しかし、何度も言うが、現状の水準で大きな問題もなく、私としては特に問題無いと思う。
- ・スウェーデンでは、2007年に新しい規制影響評価が導入されてから、対象が拡大し、各省庁の負担も増加することとなり、注力されている企業への費用負担に影響のない便益については、必ずしも分析する必要はないのではないかとといった側面もあったのではないかと。また、費用便益分析を実施した結果、政策を展開すると費用だけが高くなってしまふことから（便益がその費用を上回ると説明できない）、政策を実施したい政治家にとっては費用便益分析を行わなくても良いのではないかとといった考えもあったのではないかと。

#### ○否定：Dr. Johan Eklund（ヨーンショーピング大学）





- ・現状、スウェーデンにおいて実施される規制影響評価の多くが定性的な分析にとどまっています。定量的な効果分析が実施されていない状況はあまり良いものではない。改善しているかと言われると非常にゆっくりとした流れで改善していると言わざるを得ない。また、現在はコスト分析中心の制度運用になっているが、本来であれば規制の効果、影響についても定量的に明らかにして分析することが望ましい。しかし、全くそのような状況に至っていない。その意味では、スウェーデンにおける規制影響評価は、全くの発展途上である。
- ・現行の制度は、より良い規制委員会が規制影響評価をチェックする機能が与えられているが、内容、質に問題があるものであっても、それを拒否することができず、コメントの扱いになっているので、各省庁においても本気で規制影響評価に取り組むような姿勢にならない。改善するのであれば、より良い規制委員会に規制影響評価を拒否できる強い権限を与えることが重要である。
- ・また、現状、より良い規制委員会は企業・エネルギー・コミュニケーション省の傘下に位置付けられていることが問題であり、諸外国を見るとドイツ、米国、英国では、内閣府等の中枢機関において規制影響評価のチェックを行っている。先進的な国では制度的な位置付けがスウェーデンとは異なり推進体制がより整備されている。さらに、企業・エネルギー・コミュニケーション省には規制影響評価に精通した優秀な人材が配置されておらず、ガイドライン等を含めた各省庁に対する支持、支援体制が十分に整っていないのが問題である。







(出典) インタビュー調査より

図表 4-7 規制影響評価の傾向分析リスト





スウェーデンにおける規制影響評価の内容、水準の動向を把握するため、近年に実施された規制影響評価からサンプルとして、結果が公表されているウェブサイトより任意に抽出した 64 件の規制影響評価の事例について、下記のように「代替案の設定」「便益の金銭価値化」「便益の定量化」「費用の金銭価値化」「中小企業への影響分析」を視点にして特徴、傾向を整理した。





- 代替案の設定有無：ある場合○、ない場合は×。また、ある場合は数も記載。
- 便益（規制導入の効果）の金銭価値化の有無：ある場合○、ない場合は×。
- 便益（規制導入の効果）の定量化の有無：ある場合○、ない場合は×。
- 規制による費用の金銭価値化の有無：ある場合○、ない場合は×。
- 中小企業への影響分析の有無：ある場合○、ない場合は×。







省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
エネルギー市場監督庁 2013年5月	<p>Energimarknadsinspektionens förslag till föreskrifter om mätning, rapportering och debitering av levererad värmeenergi (fjärrvärme) 地域暖房供給での測定、報告、請求の規則に対するエネルギー市場監督庁の提案  <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13716418192013_212_remiss.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13716418192013_212_remiss.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>EU指令2012/27/EUにより、地域暖房の消費エネルギーが計測・報告され、それを基にして利用者に料金を請求しなければならない。提案の目的はスウェーデンの法をEU指令に順応させ、市場を活性化することが目的である。地域暖房会社は、2015年から毎月消費エネルギーを計測し、エネルギー消費情報を基に利用者に料金を請求しなければならない。220の地域暖房会社は規模がそれぞれ違うが、規制案導入に伴い人手の削減が可能となることにより、経費が節減される。</p>	○ 2つ	×	×	○	○

省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
エネルギー庁 2013年6月	<p>Energimyndighetens förslag till föreskrifter om planering för prioritering av samhällsviktiga elanvändare 社会に重要な電力利用者の優先順序の計画の規則への電気庁の提案</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13775063692013_253_konsekvensutredning.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13775063692013_253_konsekvensutredning.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持する</p> <p>電力不足時には社会に重要な電力利用者を優先させ、他の場所は停電させなければならない。エネルギー庁は、電力不足時における節減計画表を作成して、電力供給の優先順序を決定する規則の提案を行った。</p>	○ 2つ	×	×	○	×
外務省 2009年9月	<p>Inre marknadsutredningens betänkande EU, Sverige och den inre marknaden (SOU 2009:71) EUとスウェーデン、EU内部市場に関する答申</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/809.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/809.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は答申を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持する</p> <p>EUの内部市場は財貨、サービス、資本、人の自由な移動が原則であり、どのような規則が適用されるのか公的部門、実業界に理解させるため、EU内部市場調査では、ウェブサイトを通じて特に中小企業に対してEU内部市場の規則そして企業の権利と責任を企業に伝達する方法が案として提出された。この答申の目的はEU条約の基本原則を明らかにし、企業、省庁に対してEUの規則体系を伝達することにある。答申では情報伝達によりEUの能力を更に確保し、EU内部市場の公的分野での知識水準を引き上げ、一連の対策が効果的に取られようにするためである。</p>	×	×	×	○	○





省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
環境省 2013年9月	<p>Miljödepartementets remiss avseende Vattenverksamhetsutredningens delbetänkande Ny tid Ny prövning – förslag till ändrade vattenrättsliga regler (SOU 2013:69) 水利用活動調査の部分答申に関する環境省の答申-水利権の変更規則に対する提案（公的調査2013:69）</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13859877212013_391_remiss.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13859877212013_391_remiss.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>環境全集（環境法典）が1998年にできる前に既に水に関する事業活動（ダム、治水、排水等）が存在しているが、現在の環境全集、及びEU法の許可基準を満たしているのは73か所に過ぎない。提案の目的は、現状は、水路を閉鎖することで魚の遡行を妨害し、水力発電に利用される水路の近くの自然生態系に対して悪影響を及ぼしているのを、古い施設に対して新たに事業許可の申請義務を課すことで自然界の環境を改善することにある。</p>	×	×	×	○	×
教育省 2013年8月	<p>Betänkandet Friskolorna i samhället (SOU 2013:56) 社会の自由学校への答申（公的評価2013:56）</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13847606612013_332_remiss.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13847606612013_332_remiss.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は答申を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>自由学校委員会が2013年5月23日に6党合意による提案をだし、自由学校（私立）は利益を出しても良いが、規則を改定し、良い教育の質と結び付けられなければならないとした。答申の目的は私立学校での教育水準を高めることを要求し、利益を優先させないようにするもの。具体的には「①経営管理の観点からオーナーの適正の審査」「②コミュニケーションと学校設立前の学校の方針等での折衝」「③透明性、公明性のある運営手続き」「④重大な欠陥に対する罰則強化」「⑤教師の資格認定」「⑥急ぎが求められる要件での急速な対応方法」が求められるようになった。</p>	×	×	×	×	×







省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
教育省 2013年8月	<p>Utbildningsdepartementets betänkande Vidareutbildning i form av ett fjärde tekniskt år i gymnasieskolan (SOU 2013:53) 高校の4年生への継続教育、教育省からの答申(公的調査2013:53)</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13823432152013_340_remiss.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13823432152013_340_remiss.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は答申を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>工業高校と大学の技師の中間の形態の技師に対する需要が高まることが予想されるため、現在3年制の高等教育を受ける生徒に対して4年目の科目を設けることが提案された。技術的発展により、従来の工業高校3年生の技術水準では将来の職場の要求に応じられなくなったため実践教育を設けて、即戦力の能力を養うことが目的。更に生徒にとって大学進学或いは就職をする決定を延ばすことができる。就職してからもその後4年目の継続教育を受ける利点があり、同時に社会にとっては技師能力を高めることにつながる。対象は全ての高校ではなく、特定の高校より実施される。また、生徒は卒業した生徒からも全国から募集されるため、応募条件は既に3年制の工業高校を卒業した学生及び見込みの学生であり、4年目を履修し、卒業すると“工業高校技師証書”が授与される。</p>	×	×	×	×	×




省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
金融監督庁 2013年11月	<p>Finansinspektionens förslag till föreskrifter om hantering av operativa risker samt om IT-system, informationssäkerhet och insättningssystem i kreditinstitut och värdepappersbolag 取引のリスクとITシステム、情報安全性、金融会社と有価証券会社の入金制度に関する規則に対する金融監督庁の提案</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/remissvar/yttrande-over-finansinspektionens-forslag-till-foreskrifter-om-hantering-av-operativa-risker-samt-om-it-system-informationssakerhet-och-insattningssystem-i-kreditinstitut-och-vardepappersbolag/">http://www.regelradet.se/remissvar/yttrande-over-finansinspektionens-forslag-till-foreskrifter-om-hantering-av-operativa-risker-samt-om-it-system-informationssakerhet-och-insattningssystem-i-kreditinstitut-och-vardepappersbolag/</a></p> <p> “より良い規制委員会” は提案を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会” は規制影響評価を支持しない</p> <p>規制の目的は、銀行、金融会社で平常業務における危機の対処に関して、IT、情報の安全性、入金システムに関する規定を金融監督庁が制定しているが、現行の規定の内容が抽象的すぎて曖昧なので、規制案は内容をより具体的に明記し、例えば危機対策では役員会の役割、ITの強靱性、情報保守の社内ルールを策定して情報漏えいを防止し、組織的にリスクを計測・判断できるようにするよう求めるもの。変更はEUが要求している銀行業界の健全経営への内部監査問題（GL44）にかなうものであり、更にEUがEU各国に要求している預金80万ユーロの国家的補償を果たすよう変更の要求に対応するもの。</p>	×	×	×	×	×







省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
金融監督庁 2013年3月	<p>Förslag till ändring av föreskrifter och allmänna råd (FFFS 2011:39) om information som gäller försäkring och tjänstepension 保険と雇用年金に関する一般助言に関する規則 (FFFS2011:39) の変更に関する提案  <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13667254292013_145_remiss.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13667254292013_145_remiss.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持する</p> <p>提案の目的は保険会社が提供している特定の保険から他の保険に契約変更をする際、保険契約者に対する説明の中で、重要な説明事項を伝達する際のルール規定を設定して、保険契約者の契約変更を容易にすることにある。</p>	×	×	×	○	×
金融監督庁 2013年10月	<p>Finansinspektionens förslag till föreskrifter om tillsynskrav för kreditinstitut och värdepappersföretag 金融会社と証券会社の監視要求に関する規則への金融監督庁の提案  <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13839030172013_395_remiss.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13839030172013_395_remiss.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>EUの金融業の資本強化案CRR（EU資本強化指令）とCRD4（EUの新しい資本強化指令）の規定に従いスウェーデンの法律を合わせたもの（バーゼルIIIと呼ばれる）であり、この基準によれば200社余りの企業の中で13社が資本充足の要求を果たせなくなる。その対応のために国内ルールとして金融監督庁は保留利益を資本に回すことを認める規制案を提案した。</p>	×	×	×	○	×















省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
金融監督庁 2013年6月	<p>Finansinspektionens förslag till föreskrifter om styrning, riskhantering och kontroll i kreditinstitut 金融機関の指導、危機対策、コントロールの規則に対する金融監督庁の提案</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13775065742013_280_Remiss_kreditinstitut.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13775065742013_280_Remiss_kreditinstitut.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>信用を提供する金融機関のチェック、監視は現在、金融監督庁の一般アドバイス法（FFFS2005:1）で規定されている。だが、金融機関のチェック、監視はアドバイスといった緩やかな内容では効果的ではないので、本提案は、現行規定の一部を見直して、情報提供の義務付け、企業内部の監査機能の強化を提案するもの。これにより金融機関の指導、危機対策、コントロールの規則に関する提案が変更され、社内規則、活動の規則の変更が求められ、リスクの処理では事務費の増加が発生する。</p>	×	×	×	×	○


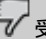




省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
財務省 2013年5月	<p>Finansdepartementets promemoria Användningen av kreditbetyg i riskhantering (Ds 2013:76) リスク処理でのクレジット評価の利用に関する財務省の覚書  <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13875391832013_468_remiss_.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13875391832013_468_remiss_.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は覚書を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>覚書では年金の保証法（1967：531）、有価証券ファンド法（2004：46）、保険業法（2010：2043）、代替投資ファンド運営法（2013：561）の変更が提案されている。変更はEU指令に対応するものであり、運営する保険会社、年金運営会社は、投資物件の評価をする際に格付け会社の信用評価を鵜のみにしてはならないこと、それにより自らが信用評価を行うことが求められている。覚書では金融監督庁によると、75の年金財団、34の保険会社（生命保険）、9の保険会社（ユニット保険）、73の投資基金が規制の影響を受けるとしている。また、リスク処理に対してより厳しい規則が提案されている。</p>	×	×	×	×	×
財務省 2013年11月	<p>Finansdepartementets promemoria Mer fokuserad nedsättning av socialavgifterna för de yngsta 若者の雇用者税の減額をより重視した財務省の覚書  <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13875400262013_431_remiss.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13875400262013_431_remiss.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は覚書を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>覚書はスウェーデン労働市場における若者の高い失業問題を説明し、若者の雇用を刺激するもの。覚書では23歳以下の若者の雇用者税を更に下げ、26歳以上の若者への優遇雇用者はなくし、普通の雇用者税に戻ることが提案されている。覚書では企業の人件費を下げるのが目的とされている。</p>	×	×	×	○	○







省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
財務省 2013年7月	<p>Finansdepartementets förslag till ändring i lagen (2004:629) om trängselskatt 混雑税法 (2004年:法629) の変更案への財務省の提案</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13847608942013_351_remiss.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13847608942013_351_remiss.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>財務省は、既存のストックホルム市乗り入れの混雑料の引き上げを提案した。目的は税の増収を図り、ストックホルム地域のインフラ投資に充当することである。2016年から、新規にモニターを設置し、ラッシュアワー時には市内への乗り入れに今の20krから30krに引き上げることをインフラ投資案として提案している。ただし、バイパスが完成する2022年から20krに再び下げる。</p>	○ 3つ	○	○	×	×
財務省 2013年8月	<p>Finansdepartementets promemoria Ändrad deklarationstidpunkt för mervärdesskatt 付加価値税の申告時期の変化への財務省のメモ</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13799225952013_330_remiss.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13799225952013_330_remiss.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”はメモを受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>本メモは、EU以外の国との取引（年間100万kr以下）による付加価値税の申告時期を所得申告時と同じ時期に変更するメモ（法案）で、該当する業界からの要請によって作成されたものである。メモの目的は企業の事務の簡略化である。50万社が該当するが、付加価値税の申告を所得申告と同じにすることで企業の経費の節減が実現する。</p>	×	×	×	×	×

省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
財務省 2012年9月	<p>Betänkandet Förstärkt försäkringstagarskydd (SOU 2012:64) 保険契約者の保護の強化提案 (国家公的調査 2012:64)</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13612766762021_466_remiss.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13612766762021_466_remiss.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は制影響評価を支持する</p> <p>提案の目的は、今まで弱かった保険契約者の立場を強化することである。主として4つの提案がされている。一つは保険契約者が預金を別の保険会社に移動させる権利を拡大させること、二つめは相互に活動する保険会社の余剰金の運営を改善させること、三つめは配当してはならない利益への保険契約者の監視、影響力を強化させること、四つ目は保険会社の配分利益を客が他の保険会社に移動しやすくすることである。</p>	×	×	×	○	×
財務省 2013年1月	<p>Promemorian Statligt stöd vid korttidsarbete 短期労働者の政府補助金への覚書</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13594629392012_544_forslag.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13594629392012_544_forslag.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会” は覚書を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>覚書は、景気が極度に悪化した時にアルバイト労働者の労働時間の縮小手続きを容易にすることが目的である。20, 40, 60%の時間削減の際に賃金減少がそれぞれ生じ、その際、算出賃金基準の43%を政府が被雇用者に負担する案を財務省が提案した。</p>	×	○	×	×	×







省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
財務省 2013年6月	<p>Betänkandet Beskattning av mikroproducerad el m.m. (SOU 2013:46) 零細電力生産業者の課税に対する提案</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13811450242013_314_remiss.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13811450242013_314_remiss.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会” は提案を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない（規制影響評価にはSFS2007:1244の要求している説明が含まれ、提案の全体像も描かれている。だが、配電会社へのコスト（事務負担）への影響が示されていない。このことから提案の全体像、そして効果を理解することが出来ず2007:1244、6条、7条を満たしていないと考えた。）</p> <p>再生エネルギーを利用した電力生産を行う事業者の経営の効率性と競争力を強化するため、ヒューズが最高63アンペアまでの機械を使用し、再生可能なエネルギー源を利用する零細電力生産業者に対する減税が提案されている。減税はおよそ電力税と付加価値税の合計に匹敵する。個人、法人共に受給資格がある。</p>	×	○	○	○	○
財務省 2012年9月	<p>delbetänkandet Skatteincitament för forskning och utveckling (SOU 2012:66) 研究開発の税刺激の一部考察（国家公的調査2012:66）</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13542051842012_434_Skatteincitament.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13542051842012_434_Skatteincitament.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会” は考察を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>熟練研究員を活用し、研究活動を強化させるため、研究開発員が課税年に26歳を満たしている（26歳以上）ならば雇用者税を10%下げるもの。</p>	×	×	×	×	×







省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
財務省 2013年4月	<p>Finansdepartementets promemoria Viss kreditgivning till konsumenter 消費者へのクレジット供与に対する財務省の覚書  <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13696540642013_159_remiss.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13696540642013_159_remiss.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は覚書を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持する</p> <p>金融監督庁の覚書の目的は消費者保護を強化することであり、そのために新しい消費者クレジット法を提案した。銀行、クレジット供与会社と違い、金融業者（例えば消費者金融）は事業許可の義務がなく、事業申告する義務があるだけであり、これに対して金融監督庁は事業許可を要求している。許可が必要になれば企業が違法しているかどうかを定期的にチェックでき、重大な違反では許可の取り上げができる。企業に対しても活動の報告を要求でき、クレジット処理が正しく行われているかどうかをチェックできる。</p>	×	×	×	○	×
財務省 2013年8月	<p>Finansdepartementets promemoria Förstärkt nedsättning av egenavgifter 自営業者税の値下げへの財務省の覚書  <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13799219932013_329_remiss.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13799219932013_329_remiss.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は覚書を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持する</p> <p>社会税法（2000：980）の変更が覚書に書かれている。提案によると算定金額からの控除を5%から7.5%に引き上げ、算出するための基礎金控除額を5,000krから15,000kr（年間）に引き上げる。更に控除額は自営業者税の年金料を超えてはならない。目的は、減税による企業の発展、成長を促進させることである。</p>	×	○	×	○	×







省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
財務省 2013年1月	<p>Finansdepartementets betänkande Förändrad hantering av importmoms (SOU 2013:1) 輸入付加価値税の手続き変更 (公的調査書2013:1)</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13654187312013_54_remiss.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13654187312013_54_remiss.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は変更案を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持する</p> <p>現在、輸入付加価値税は輸入企業が関税局にまず支払い、そして毎月の付加価値税申告の際に、売上をベースに算定した売上げの付加価値税と比較して輸入関税を払い過ぎていれば税金庁から払戻しを受けている。新しい規制では、毎月の申告の際に売上げと購入の付加価値税の差異で過払いとなる時にのみ税金庁から払戻しを受ける案が提案されている。提案の目的は、関税局に支払う輸入付加価値税を税金庁に任せること（簡素化）である。その結果、毎月の申告時期に一度に差額が調整されることになり、企業の負担が軽減され、4万社が影響を受けると考えられる。</p>	○ 5つ	○	○	○	○
財務省 2013年3月	<p>Promemorian Vissa frågor om förfarandet avseende skatt på alkoholvaror, tobaksvaror och energiprodukter アルコール飲料、たばこ、エネルギー飲料水の課税に関する手続き問題の覚書</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13678290832013_146_remiss.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13678290832013_146_remiss.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は覚書を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>現状、特別指定税がかけられるアルコール飲料、煙草、エネルギー飲料水は輸入時に課税されるが、輸入倉庫に保管している間は国内持ち込みにならないので、課税が一時的に保留される。覚書では新たに保管中は倉庫管理の状況、そして内容変更、例えば所有者の変更があった時には輸入書類の修正申請をすることが要求されている。具体的には、輸送情報はデータシステムであるExcise Movemnet Control System (EMCS) にをインプットすることが要求される。覚書は倉庫保管することによる納税回避が目的。</p>	×	×	×	×	×





省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
財務省 2012年12月	<p>Betänkandet En databas för övervakning av och tillsyn över finansmarknaderna (SOU 2012:79) 金融市場の監視と管理のためのデータベースへの答申 <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13633526232012_551_forslag.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13633526232012_551_forslag.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は答申を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>答申はスウェーデン中銀、金融監督庁が行ってきた情報収集を中央統計局SCBに任せ、同時に中銀と金融監督庁が中央統計局のデータベースにアクセスできるようにする内容を含んでいる。この答申は情報の収集の簡略化が目的である。この結果、中央統計局SCBは金融関係情報の収集の中心になる。同時に企業は一度情報を中央統計局SCBに提供すれば、繰り返し他の省庁に情報を提供する必要が無くなる。該当する企業は銀行、クレジット会社、証券会社、投資ファンド等であり、情報提供する企業全体の費用は350万kr節減されると予想している。</p>	○ 2つ	×	×	○	×
財務省 2012年9月	<p>Skatteverkets promemoria Värdepapper och kontrolluppgifter 有価証券と取引照合情報の税金庁の覚書 <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13584226702012_464_forslag.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13584226702012_464_forslag.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は覚書を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>スウェーデン市民の株所有が増加し、売却すると売買利益を申告しなければならない。だが、利益の計算は複雑で、特に平均価格の算定手法で売買利益を計算すると多くの誤りが発生している。その結果、2007年には歳入が7億kr減少しており、最近の分析では27万人に該当する株売買の申告をした人の35%が誤った申告をしていた。覚書ではどの種類の金融機関が所有者の経費を報告するかが述べられ、その情報を元にして税金庁から発送する個人の税申告書に売買利益を前打ちしておくこと、すなわち利益を算定しておくことが予定されている。</p>	×	○	○	×	×











省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
財務省 2012年11月	<p>Finansdepartementets promemoria om begreppet beskattningsbar person – en teknisk anpassning av mervärdesskattelagen 課税される個人の概念の財務省の覚書—付加価値税の技術的概念変更</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13575709502012_512_forslag.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13575709502012_512_forslag.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は変更案を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>覚書は付加価値税1994:200（ML）の変更を提案する。目的は付加価値税の申告に関して、個人の経済活動、利益を目的としない自由余暇活動である“趣味活動”に対する課税を、EU（2006/112/EG）指令による課税可能な経済活動の概念に合わせることである。新たな経済活動の定義では年間3万kr以上の売上げがあれば付加価値税の納税申告義務が発生する。3万kr以下は対象とならない。</p>	×	×	×	×	×
財務省 2012年8月	<p>Betänkandet Nystartszoner（SOU 2012:50） ニュースタートゾーンの答申（公的調査2012:50）</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13515009192012_363_forslag.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13515009192012_363_forslag.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は答申を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>答申の目的は、停滞する地域の企業活性化、雇用促進である。SAMS地区（住民が4000名以上住み、雇用率が44.5%以下で、生活補助を受ける住民が6.8%以上で、高卒以下の人口比率が31.3%以下である地区）をニュースタートゾーンと規定し、その地区で活動する小企業に対する雇用者税（名目賃金の約33%）について、最初の5年は全額免除、その後2年は半額の免除を与えることを提案している。EUの規定によると小企業とは従業員50以下の企業であり、税軽減を受けるには更に企業が同地区の固定の場所で活動し、少なくとも従業員の1/4が同地区に住民登録を行っていることが要求される。新規設立、或いはいどう移転してきたばかりの企業も同じ条件を満たせば減税を受けることができる。</p>	×	×	×	×	×







省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
財務省 2012年3月	<p>Finansdepartementets promemoria Förbättrad konkurrens på lika villkor i kontantbranschen 現金商売での競争条件の改善への覚書  <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/1337590220Skatteverkets_promemoria.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/1337590220Skatteverkets_promemoria.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は覚書を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持する</p> <p>覚書では、課税手続き法（2011:1244）の変更で今まで例外とされてきた路上、広場の露店販売での金銭登録機（キャッシュレジスター）の使用を義務付けている。目的は脱税を防止することにある。外国企業でスウェーデンに定住していない企業も同じ扱いとなる。金銭登録機には野外用があり、露店でも登録機の使用は技術的に解決されており、リーシングもできる可能なので競争の平等化から費用は受け入れられる。</p>	×	×	×	○	×
財務省 2012年1月	<p>Finansdepartementets promemoria Revision i finansiella företag (Ds 2012:4) 金融会社の監査に関する財務省の覚書  <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13375910302012_62_Forslag.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13375910302012_62_Forslag.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は覚書を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>本覚書は、会計監査の会社との癒着を防止するために、貯蓄銀行、会員銀行及び金融業に関連する法を改正し、同一の会計士による監査継続期間を最高7年までとし、その後に猶予期間を設けて2年後に再び監査をすることができるようにするもの。その適用範囲を上場企業の他に非上場企業まで拡大する。同時に銀行、金融会社は取締役会が監査の仕事を受け持つかどうかの決定をするようにし、更に取締役会は会計監査以外の業務、コンサルタント業務を会計士に任すかどうかの決定を行うことができる。</p>	×	×	×	×	×







省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
財務省 2012年1月	<p>Finansdepartementets promemoria Socialavgifter på inte inkomstbeskattade ersättningar m.m. 所得課税されない補償に対する雇用税の覚書 <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13363764602012_80_Fi2012_415.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13363764602012_80_Fi2012_415.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は覚書を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持する</p> <p>企業が労働者を採用すると雇用者税を支払わなければならないが、被雇用者を自営業者と見立てると、企業ではなく自営業者の側に納税の義務が発生する。EUから進出してくる多くの企業が被雇用者を自営業者とみなして納税責任を回避しているので、被雇用者が支払う雇用者税の監視を企業に負わせ、さらに雇用者が未納の時には、直接雇用しているものとみなして企業に対して雇用者税の納税責任を負わせるもの。</p>	×	×	×	○	×
財務省 2012年3月	<p>Finansdepartementets promemoria Omvänd skattskyldighet för mervärdesskatt vid handel med avfall och skrot av vissa metaller 特定の金属の廃棄物とスクラップの取引の付加価値税の逆の納税義務に関する財務省の覚書 <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/133637728120120312130419571.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/133637728120120312130419571.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は覚書を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>提案は税金庁の調査がきっかけであり、普通は販売するスクラップ業者に付加価値税の納税義務があり、購入する事業者には納税義務は無い。だが、購入する時と、転売する時に時間差があり、例えば1月にスクラップを購入し、転売しなければ1月に付加価値税の払戻しを税金庁から受けることができる。すなわち、販売業者が売上を過小申告し、納税を回避する動きが広がっているため、売上げを少なく申告することを防止するために購入する業者にも購入の申告を義務付けるもの。提案は、その詐欺を防止することを目的にしているもので、EUの2006/12/EG（逆さや は許可されている）にスウェーデンの法律を合わせたものでもある。</p>	×	×	×	×	×

省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
財務省 2012年3月	<p>Skatteverkets promemoria Förslag till vissa ändringar i skatteförfarandelagen (2011:1244) 課税手続き法での一部変更の提案についての税金庁の覚書  <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/133637782120120312130540018.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/133637782120120312130540018.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会” は覚書を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>年金保険の加入者の個人情報提供の義務付けを行おうとするもので、税金庁が保険内容の変更に伴う年金情報を確実にとらえようとするもの。更にはEES領域内で移動する保険金を捕捉するようにするもの。そのため、保険金の通貨情報（外国において加入した保険情報や変更内容の確認は困難なので、その内容を通知）をつけることが保険会社に要求されている。覚書によると該当する企業（保険会社）は個人情報を管理する新しい規則、データシステムが必要になる。</p>	×	×	×	×	×







省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
財務省 2012年1月	<p>Betänkandet Skatteincitament för riskkapital (SOU 2012:3) ベンチャーキャピタルの税刺激策の答申（公的調査2013:3）  <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13328506942012_53_351ad565.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13328506942012_53_351ad565.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会” は答申を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない（対象企業で“出資控除”が発生させることに伴う事務費用が十分に説明されていないこと、また、同接待費用の控除の廃止に伴う、付加価値税の取り扱いに伴う事務費用が十分検討されていないので欠陥ありと判断した。）</p> <p>提案内容は、小企業に投資する（ベンチャーキャピタル）際の控除制度を意味し、投資を刺激する政策であり、一つは個人が投資する際の刺激策であり、“ベンチャーキャピタル控除”と呼ばれ、もう一つは法人が出資する“出資控除”と呼ばれる制度である。主として小企業向け投資促進が考えられ、社会的に投資効果が高い企業への資本供給を有利にすることにある。規制案では個人は投資先のある企業の一部資本を取得するために最高出資額の2/3 までを資本収入から控除することができる。また、規制案によると会社個人が取得した会社の株式の比率の情報を税金庁に申請しなければならないとされている。</p>	○ 4つ	○	×	○	○






省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化 の有無	便益の定量化の有 無	費用の金銭価値 化の有無	中小企業への影 響分析の有無
企業・エネルギー・コミュニケーション省 2012年12月	<p>Betänkandet Näringsförbud – tillsyn och effektivitet (SOU 2012:84) 事業主の事業活動禁止の考察-監視と効率性 (国家公的調査 2012:84)  <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13667254292013_145_remiss.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13667254292013_145_remiss.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持する</p> <p>事業活動禁止の新法、新政令が提案された。目的は従来の法の近代化と事業活動禁止とその監視の効率化である。規制案では、法人だけではなく、その役員にも責任を課して、法人の有限責任の悪用を防止することが示されている。試案では倒産命令を受けた法人のみならず、経営者一人ずつに対しても事業禁止令を伝達することができる。そして犯罪疑惑のある個人に対する立証責任も緩和される。同人物が似たような活動を行っている場合にもその活動している組織に対して活動禁止を命ずることができる。更に会計監査においても不正、或いはその疑いがある場合に、報告義務が発生する。立証責任は海外企業のスウェーデンの子会社にも適用され、督促庁は雇用状態の情報要求権を認められ、倒産状況における事業禁止令を受けた人物に関する資産、生活資金の関する問い合わせに銀行は応じなければならない。銀行の秘守主義が一部緩和される。</p>	×	×	×	○	×







省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
企業・エネルギー・コミュニケーション省 2013年9月	Näringsdepartementets promemoria Lätt byte – Enklare att välja ny leverantör av elektroniska kommunikationstjänster (Ds 2013:9) 産業省の簡略化メモー電子的コミュニケーションサービスの供給業者の選択の簡略化 <a href="http://www.regeringen.se/content/1/c6/21/21/06/be2a1d92.pdf">http://www.regeringen.se/content/1/c6/21/21/06/be2a1d92.pdf</a>   “より良い規制委員会”は提案を受け入れない   “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない  携帯電話、固定電話のデジタル通信サービスを消費者に提供する現在の契約破棄期間は3か月だが、これを1か月に短縮することがメモで提案されている。提案の目的は電子通信コミュニケーション市場を改善し、消費者を有利にすること。更にデジタルボックス等の周辺機器を提供する際に特定のSIMカードの使用を強要することを中止させるようにすることを提案している。	×	×	×	×	×
企業・エネルギー・コミュニケーション省 2012年7月	Promemorian Fordonsrelaterade skulder“車両関連の負債の覚書” <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13515012342012_400_forslag.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13515012342012_400_forslag.pdf</a>   “より良い規制委員会”は覚書を受け入れる   “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない  催告庁に自動車税滞納の自動車の没収、競売処理を実施することを可能にする覚書。5000kr以上の駐車罰金刑を滞納している自動車の押収する権利を認め、完納するまで保管権利を認める覚書。また、同覚書では自動車販売会社が中古車の売買で道路交通登録により所有者をチェックしなければならないことが明記されている。現行法では名義借りによる自動車所有で、未払い罰金の支払い回避が行われてきた。(注：例えば破産していない放浪者、酔っ払い、自分の幼児を自動車の所有者として、名義しておくことと駐車違反の罰金を請求できない)、そして、自動車販売会社は購入する中古車で、元自動車オーナーの滞納事実は知らなかったという責任逃れが行われてきた。この問題を解決するために覚書が出された。	×	×	×	×	×





省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
企業・エネルギー・コミュニケーション省 2010年6月	<p>Betänkandet Utländsk näringsverksamhet i Sverige, en översyn av lagstiftningen om utländska filialer i ett EU-perspektiv (SOU 2010:46) “スウェーデンにおける外国企業活動への答申-EUの視点からの外国企業子会社の法律 (SOU2010;46) の見直し” <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/1623.pdf#page=1&amp;zoom=auto,0,728">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/1623.pdf#page=1&amp;zoom=auto,0,728</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持する</p> <p>EU委員会はスウェーデンの法がEUの事業の移動の自由の原則から逸脱し、スウェーデンの法が外国人のサービスの自由な取引、事業する権利を侵していると判断し、スウェーデンにおける子会社の登録義務の変更を命じた。法律の見直し案の中でスウェーデン社会の利益を保証するために6か月以上活動するEUの会社、EU市民、或いは一人でもスウェーデン人を雇用するEUの会社、EU市民の登録義務の内容の変更を行った。また、スウェーデンで人を雇用しているEU企業、そしてEUの市民が8日以上連続活動する時にはスウェーデンでの連絡人を登録することを要求した。</p>	×	×	×	○	○
企業・エネルギー・コミュニケーション省 2011年4月	<p>Betänkandet Fjärrvärme i konkurrens (SOU 2011:44) “競争の中の地域暖房の答申 (公的調査 2011 : 44) ” <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/2463.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/2463.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は答申を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>地域暖房（一か所の暖房設備から多くの建物に暖房用熱源を供給する方法）の生産と物流を区別して、暖房市場へ参入を希望する企業の競争を可能にさせることを目的とする答申。鉄鋼会社、パルプ産業は余熱を生産活動で発生させている。これらの企業が地域暖房市場の生産活動分野に参入すれば、より効果的な社会資源の活用と競争の強化につながる。法改正により30～40社の暖房会社が市場に参入すると予想される。</p>	×	×	×	×	○













省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
企業・エネルギー・コミュニケーション省 2013年6月	Näringsdepartementets promemoria Förslag till genomförande av energieffektiviserings-direktivet i Sverige エネルギー効率化の実施案への産業省の覚書—スウェーデンでの指令 <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13788110482013_249_remissfil_1.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13788110482013_249_remissfil_1.pdf</a>   “より良い規制委員会”は覚書を受け入れない   “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない  4つの法の改正が含まれ、目的はEUの指令2012/27/EU等に変更に沿うものである。目的は2020年までにエネルギー節減20%を実現することであり、エネルギー変換、最終利用者までの物流での節減が含まれる。答申では該当企業に新しいエネルギー節減の対策と実施とその算定が要求されている。対象企業には地域暖房、その設備のバージョンアップ、熱併用電力生産のバージョンアップによる効用(コスト削減)計算が要求されている。	×	×	×	×	×
企業・エネルギー・コミュニケーション省 2011年12月	Energimyndighetens rapport Certifiera installatörer (ER 2011:24) エネルギー施設設置の認証に関するエネルギー庁のレポート (ER 2011:24) <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13412185522012_217_F%C3%B6rslag.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13412185522012_217_F%C3%B6rslag.pdf</a>   “より良い規制委員会”は提案を受け入れる   “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持する  EU各国は、2012年12月31日から太陽熱、バイオ燃料、熱ポンプ、太陽セラーの小規模設備の設置認証制度を設けるようにEUから要請された。エネルギー庁の目的は、今までなかった資格認定を導入して施設管理の効率化を図るもの。EUからの指令を受けて、スウェーデンでは住宅庁とSwedac (スウェーデン認定適合性評価局承認TCO試験所)が政府からエネルギー設備の認証の統合システムを作る案を提出するよう要請された。再生エネルギー指令2009/29/EGに沿ったものであり、認証は任意制度になった。該当する企業は個別住宅メーカー、電力、太陽セラーメーカーと教育を実施する企業である。	○ 4つ	×	×	○	×







省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
企業・エネルギー・コミュニケーション省 2012年5月	<p>Trafikverkets och Transportstyrelsens förslag till ändring i trafikförordningen (1998:1276) ,m.m. 交通法の変更 (1998:1265) 等に対する交通庁、輸送庁の提案 (冬タイヤ)</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13387964092012_207_forslag.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13387964092012_207_forslag.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持する</p> <p>トレーラー、牽引車、大型トラックに冬タイヤ着用を義務付けることを提案。冬のスリップによる交通事故の防止が目的である。現行法では冬タイヤの着用が免除されている。タイヤの費用は必要となるが、事務上での費用面では会社に特別な追加経費はかからない。</p>	○ 2つ	○	×	○	×
企業・エネルギー・コミュニケーション省 2012年4月	<p>Näringsdepartementets promemoria En ny lag om beredskapslagring av olja 非常時向け石油備蓄の新法の企業・エネルギー・コミュニケーション省の覚書</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13363803272012_163_promemoria.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13363803272012_163_promemoria.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は覚書を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持する</p> <p>覚書の目的は、EUの2009/119/EG指令にスウェーデンの法律を適合させ、危機の時に十分な石油備蓄を保証することであり、石油在庫を求められる企業は毎月レポートの提出が義務付けられる。毎月の報告提出は事務経費増加を意味するが、電子報告により費用は多少緩和される。最も重要な影響は航空燃料であり、覚書により報告が毎月義務付けされることになる。</p>	×	×	×	○	×







省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
企業・エネルギー・コミュニケーション省 2011年11月	<p>Förslag till ändring i lagen (2005:395) om arbetstid vid visst vägtransportarbete 特定の輸送運転手の労働時間の変更法 (2005:395) に関する提案  <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/2622.zip">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/2622.zip</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>提案はEUの指令2002/15/EGの労働時間の規則導入によるものであり、提案の目的は運転手の労働時間の上限を規定し、過剰労働を防止することである。自営業の輸送運転手は被雇用者と同じ労働時間の規則の適用を受けることになった。規制影響評価ではスウェーデンの輸送運転手の半分は自営業者であり、少なくとも6,000名いると指摘する。自営業者の運転手は自分の労働時間を記録し、少なくとも2年保管しなくてはならない。</p>	×	×	×	×	○
企業・エネルギー・コミュニケーション省 2011年10月	<p>Betänkandet Olagligt statsstöd (SOU 2011:69) 不法な国家支援への答申  <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13328484642011_465_ce872586.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13328484642011_465_ce872586.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は答申を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>答申の目的は、EUの国家支援の規則の変更に対するスウェーデン法の適合であり、国家支援に関する透明性を高め、不正な国家援助の防止することである。答申では、不法な政府補助金を受け取った企業には利子付きの返済義務が求められ、ライバル企業は不法に支援を受けた企業、そして支援機関を告訴する権利がある。いわゆる”第三者の告訴権利”を認めることで、不法な国家支援を阻止することになる。更に答申では訴訟の裁判手続きの規則を設け、不正な支援を受けた企業への立ち入り検査の権利を認め、コミュニケーション、県に対しては情報請求された場合の情報の提供義務を設けている。透明性の法7条によると、当該企業の会計士は毎年、支援に関する報告をしなければならない。現実の監査の実施可能性の困難性に鑑み、監査は外観(深く立ち入らない) だけとされている。</p>	×	×	×	×	×

省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
企業・エネルギー・コミュニケーション省 2010年11月	Energimarknadsinspektionens rapport "Ökat inflytande för kunderna på elmarknaden – Timmätning för elkunder med abonnemang om högst 63 ampere" エネルギー市場監督庁のレポート"電力市場での消費者の影響力強化-最高63アンペア契約の電力客の時系列計測について"  <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/2021.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/2021.pdf</a>   “より良い規制委員会” は提案を推薦する   “より良い規制委員会” は規制影響評価を受け入れる  電力法の変更についてのエネルギー市場監督庁からのレポートの内容が産業省の答申に加えられている。電力会社は、63アンペアまでの年間8,000 k Wh以上の電力利用者には時系列の消費電力の計測が要求されているが、送電を担当する電力網会社は消費予測と実際の電力消費の時系列の統計が要求されている。だが、電力網管理庁は時系列の電力消費を計測しなくとも良い特例を最高5年まで認めることができる。具体的には8,000 k Wh以下の電力利用者には時系列の計測は必要ない。規制案の目的は、電力利用者に積極的に電力の効率的利用（電力料金が低い夜間に電力利用を促進させて、需要の波をなだらかにすることで電力生産の効率化を図ることができる）を促進させるため、メーターを設置して、機能する電力市場を形成することにある。	○ 3つ	○	×	○	○

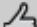



省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
社会防衛準備庁 2012年 3月	<p>Myndigheten för samhällsskydd och beredskaps förslag till föreskrifter om tillstånd till hantering av brandfarliga gaser och vätskor 危険性な可燃性の高いガス、液体の処理の許可に関する規則への社会防衛準備庁の“提案”</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13400010842012_94.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13400010842012_94.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を承認している</p> <p> ”より良い規制委員会“は提案の規制影響評価を合格としている</p> <p>可燃性ガス、液体に関する法（2010:1011）（LBE法）によると、危険な可燃性ガス、液体の処理に関する取扱いの申請義務が規定されている。規則は危険なガス、液体の分類化、表記に関して EUの法律変更に合わせている。LBE法の目的は爆発などによる生命、健康、環境、財産に対する損害、事故を防止することである。2009年には危険なガス、液体（民生）の取扱い許可が約2万社に出されていた。今回の提案（目的）は規則の強化で、今まで許可を必要としていなかった企業にも申請義務が付け加えられ、更に安全を図ることになった。新たに加えられる企業にはエアゾール容器を輸入する約50社の卸売業者、輸入業者とバイオガスを発生させる浄水場等の業者が考えられる。同時に中小企業約1000社は申請義務から免除されることになった。</p>	○ 2つ	×	×	○	×







省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
住宅、ビル、計画委員会 2013年10月	<p>Boverkets förslag om ändring i verkets föreskrifter (2007:5) för certifiering av energiexpert, CE× 住宅庁のエネルギー専門家認定に関する規則 (2007:5) の変更案 (CE×とはエネルギー専門家の認証の一般的案内BFS2007:5 の略語)</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13839035992013_376_Konsekvensutredning.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13839035992013_376_Konsekvensutredning.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会” は変更案を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>2004年1月1日から施行された“エネルギー住宅”認証に関連して、認証を受ける認定企業にはエネルギー専門家による調査が必要であった。よりの確な認証制度の運用のため、認証を行う専門家の能力、資格をの引き上げるために、新たに専門家の資格試験を導入するもの。</p>	×	×	×	×	×
住宅、ビル、計画委員会 2013年4月	<p>Boverkets förslag till föreskrifter om stöd för innovativt byggande av bostäder för unga 若者向け住宅の革新的建設への支援の規則の提案</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13696533532013_195_Konsekvensutredning.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13696533532013_195_Konsekvensutredning.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>提案の目的は若者向け住宅建設の革新的な技術的發展への支援を行い、若者向け住宅の供給を高めようとするもの。住宅建設にあたり、若者向け住宅建設に良い商品、サービスの利用を促進させることを目的にしている。具体的には、若者向け住宅建設を刺激するために、建設の際に、費用を安くする革新的技術を開発、利用し、より良い商品、サービスを活用する企業に補助金を出すこととしている。</p>	×	×	×	×	×







省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
住宅、ビル、計画委員会 2013年3月	<p>Boverkets föreskrifter om alternativa energiförsörjningssystem 代替エネルギー供給システムの住宅庁の規則</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13654190032013_91_Konsekvensutredning.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13654190032013_91_Konsekvensutredning.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持する</p> <p>建設される建物はエネルギー宣言（住宅に必要なエネルギー使用量を明記すること）をしなければならないが、持続可能な代替エネルギーシステムを導入する建物は調査する必要が無いという例外が認められている。だが、この例外が2013年7月13日から廃止される。現行の規則では床面積1,000平米以下の建物でのエネルギー宣言をする必要が無かった（特例）。規則では、その例外を新たに床面積100平米以下の建物に限定し、エネルギー利用の効率化を図ることが目的である。ただし、地域暖房、地域冷房、火力発電所からの熱源、熱ポンプの熱源を利用した建物、全く暖房なしの建物には引き続き例外が認められることになった。</p>	×	×	×	○	×
税金庁 2009年11月	<p>Skatteverkets förslag till föreskrifter om periodisk sammanställning 定期的報告内容の規則に対する税金庁の提案</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/remissvar/yttrande-over-skatteverkets-forslag-till-foreskrifter-om-periodisk-sammanstallning/">http://www.regelradet.se/remissvar/yttrande-over-skatteverkets-forslag-till-foreskrifter-om-periodisk-sammanstallning/</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>国税庁の規則（RSFS1999:12）の代わりになる提案。納税法（1997:483）により、スウェーデン国内では納税申告する際に商品とサービスを区別して金額表示することが要求されていたが、今回の提案により他の国からのサービスを受ける輸入業者は定期的に付加価値税申告を行う際にVAT番号（付加価値税の分類による）を明</p>	×	×	×	×	×






省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
	記しなければならなくなった。以前にはその必要がなかった。同時にサービスをEUに輸出する業者にも同じ義務が課せられることになった。目的は急激に増大するEU間でのIT取引で、サービス購入をする時、買い手が申告する必要があり、今までは四半期での報告で分だったが、正確を期するために毎月納税する際にサービス購入を申告しなければならなくなった。					
地方省 2011年4月	<p>Promemorian Genomförande av EU:s direktiv om skydd av djur som används för vetenskapliga ändamål (Ds 2011:12) 自然科学の目的に利用される動物保護に関するEU指令の実施に関する覚書 <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/2373.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/2373.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は覚書を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持する</p> <p>EUは2010/63/EU指令を2010年9月22日に出した。スウェーデンはそれを受けて動物保護法（1988:534）の変更を行うことになった。覚書の目的は動物実験、実験される動物の対象、方法に関する概念を見直し、不必要な実験の実施、動物に苦痛を与えることを防止することであり、科学的手法、そして実験の必要性を理解する有能な職員とは何かを明確に規定している。同時に実験を許可する主任を設けて、実験が合法的かどうかを確認させることが規則に含まれている。実験許可を審査する際に動物実験倫理委員会を設定し、実験の困難度を決定させ、事後評価がされるべきか否かを決定させる。また、動物実験をする企業に動物保護課の設置を義務付けている。</p>	×	×	×	○	×
地方省 2012年1月	<p>Betänkandet Ny djurskyddslag (SOU 2011:75) 新動物保護法への答申 <a href="http://www.riksdagen.se/sv/Dokument-Lagar/Utdredningar/Statens-offentliga-utredningar/Ny-djurskyddslag-del-4_GZB375d4/">http://www.riksdagen.se/sv/Dokument-Lagar/Utdredningar/Statens-offentliga-utredningar/Ny-djurskyddslag-del-4_GZB375d4/</a></p> <p> “より良い規制委員会”は答申を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p>	×	×	×	×	×














省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
	<p>新しい動物保護法の目的は、新しく動物保護を強化させ動物の良い健康を保ち、動物福祉を増進させることである。現在の法と比較して、細則が簡略化され、具体的規則は農業委員会の動物保護庁令に移され、動物飼育の機械装置の開発や研究研究方法の改善が進むごとに規則も続けてバージョンアップがされることになる。内容には次の変更が含まれる。動物所有者に対して管理能力が要求され、職業的な動物所有者、或いは個人でも大規模に動物を所有しているオーナーに対して同一の要求が出され、動物を使用した職業的な活動許可は廃止され、代わりに飼育知識、能力と教育に対する全般的な要求事項が出された。動物を管理する空間は動物保護、動物健康の見地から事前許可が必要であり、毎日の監視が必要とされる。だが、毎日の監視は農業委員会から免除される可能性がある。動物は自由に動き回れるような空間が必要であり、新技術、新設備を利用するには事前に農業委員会の認可が必要となる。ペット動物の遺伝的劣化が観察される場合には獣医に報告義務を負わせる、という内容が含まれる。</p>					
<p>地方省 2010年2月</p>	<p>Förslag till förordning om ändring i förordningen (1998:915) om miljöhänsyn i jordbruket 農業の環境配慮に関する省令の変更に関する変更の提案 <a href="http://www.regelradet.se/remissvar/yttrande-over-forslag-till-forordning-om-andring-i-forordningen-1998915-om-miljohansyn-i-jordbruket/">http://www.regelradet.se/remissvar/yttrande-over-forslag-till-forordning-om-andring-i-forordningen-1998915-om-miljohansyn-i-jordbruket/</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>EUの91/676/EEG指令では農業からの汚染物、特に窒素酸化物（肥料）による水汚染に対する防止が規定された（窒素指令）。EUはEU加盟国が窒素物（肥料）の利用により、水質が汚染されないように対策を取ることを命じてきた。その目的のために4年ごとにEU各国は特に汚染対象地域を見直し、その地域での窒素物の使用制限を強化させ、監視結果をEU委員会に提出する義務がある。農業委員会はスウェーデンの汚染度レポートの下書きを作成する業務を委任された（JO2010/220）。地方省は農業委員会の提出したレポートを基にして、スウェーデンの地域を3つに分類し、汚染状況の見直しを行い、汚染の危険度が“多少拡大している”と評価した。</p>	<p>○ 3つ</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>×</p>







省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
統計庁 2013年1月	<p>Statiska centralbyråns förslag till föreskrifter om företags skyldighet att lämna uppgifter till statistik om tjänsteföretagens kostnader för insatsvaror och tjänster サービス企業の財、サービス費用の統計情報の提出義務に関する規則に対する中央統計局の提案  <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13642150022013_66_Konsekvensutredning.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13642150022013_66_Konsekvensutredning.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持する</p> <p>サービス業の費用構造を中央統計局が統計情報収集のため調査している。以前は調査協力は自主的なものであったが、規制の見直しによりサービス企業は用意したアンケート表に記入する義務が生じる。目的は国家統計のサービス業での支出情報を正確に明らかにすることである。対象となるのは1,256社であり、輸送、倉庫業、海上輸送、航空輸送、郵便、宅配、情報サービス、不動産情報サービスが含まれる。</p>	×	×	×	○	×
電気安全委員会 2013年4月	<p>Elsäkerhetsverkets förslag till föreskrifter om behörighet för elinstallatörer samt kompletterade konsekvensutredning “電力配線工の資格の規則に対する電力安全庁の提案と規制影響評価の提案”  <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13678294082013_164_Konsekvensutredning.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13678294082013_164_Konsekvensutredning.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持する</p> <p>提案の目的は、配線工の資格取得を容易にすることである。電力配線工の資格についての電気安全庁の一回目の提案では、会社の費用負担が規制影響評価書では明確でなかったため“より良い規制委員会”は提案を受け入れなかった。しかし、電力安全庁は二回目の補完的規制影響評価を提出し、現行の法律、規則に取って代わる、配線工の研修の条件を改め、実習を通じて知識、熟練度を高める教育を修了するこ</p>	○ 4つ	×	×	○	×





省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
	とを義務付ける規制の影響を評価している。なお、実習は法で定められている場所、或いはEES条約締結国以外の場所で開催された研修でもかまわない。更に、配線工事では作業員を監督する有資格の監督者が同じ会社の正規社員でなければならないという一般的規則からの例外を認めた。例外を認めるためには、配線の有資格者が作業内容、時間スケジュール、参加者名を正確に記録することが要求される。					
社会統合・平等省* 2010年2月  *現在は無い	Promemorian Bortom fagert tal – om bristande tillgänglighet som diskriminering“美しい言葉の彼方の覚書—利便性の欠陥による差別（D s 2010 : 20） <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/1570.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/1570.pdf</a>   “より良い規制委員会”は覚書を受け入れない   “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない  提案の目的は、機能障害者に必要な利便性の強化を図るために差別禁止法（2008 : 567）、差別オンブズマンの法（2008 : 568）、高等学校法（1992 : 1343）の変更を提案し、企業が機能障害者のために利便性を高めることである。具体的には、一般を対象に場を提供する企業、例えば百貨店、レストランにおいて、機能障害者が支障なく買い物、食事ができるように、エレベーターの提供、障害者も利用できるトイレの提供（利便性の向上）を義務付けるもの。	×	×	×	×	×
農務省 2010年12月	Jordbruksdepartementets förslag till förordning om stöd till insatser på livsmedelsområdet 食料品分野での活動に対する支援の法律に対する農業省の提案 <a href="http://www.regelradet.se/remissvar/yttrande-over-jordbruksdepartementets-forslag-till-forordning-om-stod-till-insatser-pa-livsmedelsområdet/">http://www.regelradet.se/remissvar/yttrande-over-jordbruksdepartementets-forslag-till-forordning-om-stod-till-insatser-pa-livsmedelsområdet/</a>   “より良い規制委員会”は提案を受け入れる   “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持する  食料品生産に対する支援は2011年1月1日に廃止されたが、新しい支援が置き換えられることになった。EUの補助金制度により食料品生産では毎年、豚、牛、牛乳等の生産に補助金が支給されており、従来の補助金制度を新しい規則に置き換える際	×	×	×	○	×

省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
	に補助金を申請する農民の負担を考慮した見直しが行われた。改定の具体的な目的はより補助金の制度を分かりやすくし、従来の規則を刷新することであり、新しい支援では支援を受けるための一般的条件、支援の対象となる措置、方策、支援の審査、監視、払い戻し、支援の再要求、そして支援決定に対する苦情申し立ての規則が含まれている。支援決定規則には支援が決定された場合の監査も含まれている。					
法務省 2013年5月	<p>Justitiedepartementets departementspromemoria Åtgärder mot missbruk av reglerna för arbetskraftsinvandring (Ds 2013:57) 労働移民の規則乱用に対する対策、法務省の覚書 (DS2013:57)  <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13839027632013_354_remiss.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13839027632013_354_remiss.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は覚書を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>EES締結国（欧州雇用戦略）の市民、北欧諸国の市民、滞在許可を持っている市民とその肉親、或いは永久滞在許可を持っている者は必要ないが、それ以外の市民はスウェーデンで労働するには労働許可が必要になる。雇用許可を申請する企業が虚偽の雇用申請を出したり、事後調査義務が無いために、許可内容とは異なる不正な雇用が行われなかったり、或いは労働条件を変更するといった規則の乱用が見られた。そこで、企業が移民庁に申請後、労働許可が出てから4か月以内に実際の雇用が始まらなかったり、雇用条件が違ったりしている場合には、労働者を国外に追放できるようにし、乱用防止を図る目的で覚書を提案した。また、移民庁の問い合わせに応じる義務を、労働申請を行った企業に課した。</p>	×	×	×	×	×
交通庁 2012年8月	<p>Transportstyrelsens förslag till föreskrifter om barlastvattenhantering på fartyg, m.m. 船舶等のバラストタンク水の処理の規則に対する輸送庁からの提案  <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13490769692012_357_Konsekvensutredning.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13490769692012_357_Konsekvensutredning.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を受け入れる</p>	×	×	×	×	×

省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
	 “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない  スウェーデンは2009年11月29日に国際バラスト水の処理条約を批准し、バラスト水の処理に関する国内法を作成した。法律の目的はスウェーデン港湾に入港して、船内のバラスト水の不明菌がスウェーデン国内に拡散することを防止することである。バラスト水の処理、処理装置の導入、検査、認証、バラスト水の日記作成義務、更に船舶の安全規則、事故の際の報告の事務作業、バラスト水処理計画の欠陥に関するレポート義務が船舶運営会社に課せられる。					
交通庁 2013年5月	Transportstyrelsens förslag till föreskrifter om återföring av systemångor på bensinstationer ガソリンスタンド店のガソリン蒸気の還流についての規則に対する輸送庁の提案 <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13726707052013_205_Konsekvensutredning.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13726707052013_205_Konsekvensutredning.pdf</a>   “より良い規制委員会”は提案を受け入れる   “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持する  蒸発ガソリンを還流する装置の検査は、現在では試験・研究所（SP）が独占的に実施している。この独占を無くし、民間組織にも認定資格を与える事が輸送庁から提案されている。スウェーデンでは約2,800のガソリンスタンドが稼働し、タンク注入時に蒸発するガソリンの還流システムに対する検査費用は平均的ガソリンスタンドでは約2,000krと試算され、それは毎年実施している注入量の定期検査費とほぼ同額である。還流システムの検査資格者を認定する組織の創設費用は5万～8万krかかるが、独占が解除されるので検査市場に競争が導入され、ガソリンスタンドの経費節減につながると考えられる。また、タイプCの組織（蒸発防止装置を設置する企業）にも、直接検査実施の資格を与える道が開き、その資格認定には5万～8万krかかり、場合によっては現場視察に要する費用が毎回15,000kr～18,000krかかる。既にガソリンポンプの定期検査を行っている公認会社にガソリン蒸気還流の公認検査資格を与えるための追加費用は20,000～25,000krかかる。	○ 3つ	×	×	○	×

省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
労働環境庁 2012年12月	<p>Yttrande över Arbetsmiljöverkets förslag till föreskrifter och allmänna råd om ställningar 工事現場作業足場に対する一般的助言と手引書に関する労働環境庁の提案 <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13667207332012_553_Konsekvensutredning.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13667207332012_553_Konsekvensutredning.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を受け入れる</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持する</p> <p>提案の目的は、工事中足場で働く労働者の健康維持と事故防止、建設会社に安全確保のために規則を守るように命令を出すことにある。建設工事の足場に対する新しい規則であり、現行の足組みの規則と比較して適用範囲を拡大したもので、例えば足場の改善策、落下物に対する労働者の保護を強化させ、更に強風対策などについて新しく提案している。提案の実施により該当する企業の事務経費が高くなる。該当する企業とは足場の製造業者、物流業者、足場を利用する建設会社であり、88,000社が存在する。今回の提案では更に足場を貸し出す企業にも責任が拡大された。</p>	○ 3つ	×	○	○	×
労働環境庁 2012年12年	<p>Arbetsmiljöverkets förslag till föreskrifter och allmänna råd om kvarts, AFS 2013:X 微小石英粒への一般助言と規則（AFS2013X）に対する労働環境庁の提案 <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13642136912012_558_Konsekvensutredning.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13642136912012_558_Konsekvensutredning.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>職場で不健康になることを防止する目的で微粒石英粒取扱いのアドバイスがAFS2013:Xで書かれている。提案は粉じんの調査と一部の規則が削除され、新しい規則が導入されている。規制の対象となる企業は建設業界、及び岩盤掘削を行う企業である。現在は参考計測値を測定しているものについて、企業は今後は自らが測定値を計測して報告することが義務付けられる。その費用、そして労働環境庁への報告費用（各作業場）が15,000krとされる。規制施工後三か月以内に1万回の計測が実施されるので業界全体の費用が150,000,000krとなる。</p>	×	×	×	×	○

省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
雇用省 2011年9月	<p>Betänkandet Uppsägningstvister (SOU 2012:62) 解雇紛争に関する考案(国家公的調査2012:62)</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13575514942012_440_remiss.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13575514942012_440_remiss.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は提案を受け入れる</p> <p> ”より良い規制委員会“は考案の規制影響評価を支持する</p> <p>考察の目的は解雇に関する紛争発生で、雇用者(企業)にとって不必要に解雇費用が高くなるようにし、雇用紛争が1年以上経過する時に雇用が成立しないと見做すことを可能にし、雇用の規模から判断して損害賠償を制限し、配置転換努力を怠ったという理由で不当解雇を労働者側が主張できなくなるようにするもので、円滑な解雇と新規雇用の促進を目的にしている。対象となる企業はLAS法(雇用保証法)の適用対象に含まれ、特に50人以下の小企業に大きな影響を与える。中央統計局は提案に該当する企業は1,095,000社と推定している。</p>	○ 3つ	×	×	○	×
雇用省 2012年6月	<p>Promemorian förstärkt skydd för arbetstagare med allmän visstidsanställning och vikariat (Ds 2012:25) 期限付き雇用と肩代わり雇用の労働者の保護強化の覚書(Ds 2012:25)</p> <p><a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13480385532012_304_forslag.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/13480385532012_304_forslag.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は覚書を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>覚書の目的は雇用保証法(1982:80)を変更し、短期労働者が正規採用されない状況を是正するため労働者の権利を強化するもの。現行法では正規雇用しないための様々な手段(抜け穴)が乱用されているのでこれを防止し、労働者の権利を強化することが目的。例えばアルバイトが一定の期間労働し、自動的に正規雇用になることを避けるために一時的に雇用を解消させ、再度アルバイト契約を結んだり、別の職務に配置転換させて新しいアルバイトとしたり、2年以上、肩代わり雇用を継続したりすることを防止し、同時にスウェーデン法をEU法に順応させることが目的。</p>	○ 6つ	×	×	×	×

省庁、実施年	規制影響評価のタイトル（スウェーデン語、日本語）、URL、規制案の内容 :上は規制案、下は規制影響評価  受け入れる/支持する  受け入れない/支持しない	代替案の設定	便益の金銭価値化の有無	便益の定量化の有無	費用の金銭価値化の有無	中小企業への影響分析の有無
雇用省 2009年11月	<p>Betänkandet Marknadsorienterade styrmedel på arbetsmiljöområdet (SOU 2009:97) 労働環境分野での市場志向の制御策の答申（公的調査2009：97）  <a href="http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/1088.pdf">http://www.regelradet.se/wp-content/files_mf/1088.pdf</a></p> <p> “より良い規制委員会”は答申を受け入れない</p> <p> “より良い規制委員会”は規制影響評価を支持しない</p> <p>答申の目的は、労働環境に焦点を置き、労働環境が企業間での競争上の強みになるようにし、労働環境改善への動機付けを企業に与えることにある。労働環境査察庁は、全ての職場を定期的に視察訪問することが義務付けられているが、労働環境良好として認定されている職場は視察が免除されることが提案されている。更に労働環境法（1977:160）を遵守せず、活動でのリスクを調査する義務に関する法を援用して出来た規則を守らない企業は、公共機関の応札から除外されることが提案されている。</p>	×	×	×	×	×



### 3. スウェーデンにおける規制影響評価の事例

以下では、スウェーデンにおける規制影響評価の実態を確認するため、①規制影響評価に関する研修において取り上げられた優良事例、②スウェーデンにおける規制影響評価の特徴、傾向（上記第4章2.）より、費用、便益の金銭価値化を行っている事例、③その他、より良い規制委員会は規制影響評価を支持していないが、便益に着目した分析が実施されている事例より6事例選定して、「背景と目的」「規制案の内容」「代替案の検討」「費用の分析」「便益の分析」「その他（中小企業、競争環境への影響）」「結論」にて整理する。

なお、これらの事例はスウェーデンの規制影響評価の事例の中から、より良い規制委員会から支持されているもの、支持されていないものも含め、費用及び便益の金銭価値化を行っているもので、計算過程が確認できるものを中心に選定したものであって、一般的な水準を示すものではない。

#### 【対象事例】

##### ○労働環境庁「チェーンソーの規制の改正案」2011年6月（研修において取り上げられた優良事例）

- ・ 労災事故が多発しているチェーンソーによる事故を防止するための規制。事故防止のために実習、教育制度の見直しが提案されている。規制影響評価では規制案による費用負担を作業員、企業に分けて分析している。また、規制による便益については、教育の強化等がもたらす、職場の事故・疾病の減少による社会的費用の減少が指摘されているが、便益の推計及び便益の金銭価値化がなされておらず、定性的な指摘にとどまっている。

##### ○スウェーデン放射線防御庁「セシウム137、そして放射線の物質に汚染された、木材灰と泥炭灰の処理に関する規則の提案」2011年3月（研修において取り上げられた優良事例）

- ・ セシウム137、放射線の物質に汚染された、木材灰と泥炭灰の処理に関する規則に関して、最大許容含有量、年間灰放出量、放射線の計測回数緩和を行うとともに、放射性物質の適正漏出防止対策、検査の実施を求めるもの。これらの規制導入により生じる事務負担を分析している。一方、便益については、本規制案により、木材灰、泥炭灰の処理が安い経費でできるようになったと記載されているが、その負担軽減の絶対額は示されていない。

##### ○財務省「輸入付加価値税の手続き変更」2013年1月

- ・ スウェーデンでは、輸入付加価値税（関税ではない）の扱いが関税局と税金庁により二分されて管理されている。関税法（2000:1281）により輸入業者は海外からの商品を輸入する時には輸入手続きを行い、その時に“受け取り付加価値税”をまず関税局に支払い、その後輸入業者が卸業者、小売業者に販売する際に“支払い付加価値税”を含めた金

額で請求する仕組みになっている。すなわち、納税申告の際に“支払い付加価値税”として業者から受けた金額から輸入時に関税局に支払った“受け取り付加価値税”を差し引いてその差額を税金庁に納付している。本規制影響評価ではこの手続きを税金庁に一元化して、差額分のみを納付する仕組みに見直すことに関する分析が行われている。規制影響評価では、企業の財政調達負担の軽減と事務負担への影響が分析されている。特に大きいのは前者である。また、政府の費用としては制度一元化のための投資額、事務費用の増減について分析されている。結論としては、付加価値税の一元化は輸入業者の財政負担を軽減し、それに伴い発生する関税局と税金庁の費用負担の増加よりはるかに大きい効用をもたらすと示されている。

○企業・エネルギー・コミュニケーション省「エネルギー市場監督庁のレポート”電力市場での消費者の影響力強化-最高63アンペア契約の電力客の時系列計測について”」 2010年10月

- ・電力エネルギーの効率的な利用を促すために時系列で電力消費量を測定できる機器を設置する規制。3つの代替案を設定して、費用・便益分析を行っている。また、分析結果は、悲観的、楽観的なシナリオとともに提示されており、最終的には普通のケースが結論として採用されている。

○財務省「若者の雇用者税の減額をより重視した財務省の覚書」2013年11月

- ・既に減税策が導入されている若者の雇用者税の減額を見直し、失業が多い23歳以下の若者への雇用者税を更に減税して、若年雇用の促進を促す規制。規制影響評価では、年齢階層別の一人あたりの税額の削減額は示されているが、業界全体の削減額は示されていない。また、減税に伴う政府の財政に与える影響も示されている。なお、便益分析では、「雇用効果」「所得分配効果」について分析されているが、いずれも定性的な説明で定量的な分析はなされていない。

○財務省「混雑税法（2004年：法629）の変更案への財務省の提案」2013年7月

- ・既に導入されている混雑税をより有効に機能させるために新たに課税ポイントの設置を検討するもの。本規制影響評価では3つの代替案について分析がなされている。費用については既にシステムが開発されており、監視カメラの設置費用のみなので、少額であるとして分析は行われていない。一方、便益については、混雑税導入による渋滞解消による社会経済便益及び労働時間の節減効果が示されている。ただし、詳細な計算方法は提示されていない。また、本規制影響評価では3つの代替案の他に、実際に規制を導入する際のシナリオ案が検討されており、複数の視点からの検討と分析が行われている。

■背景と目的

最近、森林産業などでよく使用されているチェーンソーによる森林伐採の際に人身事故が数多く発生し、死亡、障害事故が多発していることが観察されている。チェーンソーは、林業、農業、市内の街路樹の整理、公園整備に利用されているが、労災情報システム公団（ISA）によると、チェーンソー及び自動のこぎり（以下、“チェーンソー”とする）の使用による死亡、負傷が労災全体の20%を占めているが、従事する労働者数は勤労者全体の2%に過ぎない。特に森林伐採での事故が大きく、2007年の統計では労働者10万人にあたり、林業では42名、農業では13名死亡していたが、全国平均は僅か1.7人であった。職業別での1,000名当たりの職場の事故で30日以上病欠する比率は以下の通り、2007年には林業、農業、農園、漁業での人数は7.5人、全国平均は2.1日に過ぎない。

図表4-8 労働者1,000名あたりの職場事故で30日以上病欠する人数

職業グループ	2002	2003	2004	2005	2006	2007
農業、林業、農園、漁業	7.3	6.7	6.9	10.1	8.0	7.5
全国平均	2.7	2.4	2.3	2.2	2.1	2.1

（注）重大な労災、病欠統計2009、skaderapport2009年から引用、30日以上の上の労災による欠勤統計

チェーンソーの使用に関して規制する規則AFS2000:2 に関係するのは、学習連盟（趣味クラブ）、工業高校、建設業界、救急隊、配電会社、製材所、道路補修業、鉄道軌道局が考えられるが、中でも圧倒的に多くの作業員が林業と農業で作業に従事している。

林業での主な事故の原因は、チェーンソーの使い方に関する知識の欠如である。事故は本人だけでなく、雇用する企業（病欠の最初の2週間の給料は会社負担）にとって負担となる他、長期療養により大きな社会的費用がかかることになる。

事故減少の対策の法的根拠にはAFS2000:2規則があり、成立してから10年以上経過し、業界に広く認知されているが、その間に修正が幾度となく行われた。新技術の登場で規制内容の更新の必要性が、森林伐採企業、チェーンソーを使用して倒木する森林作業員、チェーンソー習得の職業教育を行っている職業学校、そして法律を作成する省庁の間で認識されるようになっていた。そして、今回、多発する事故の防止のために労働環境庁がチェーンソーに関する規則の改定案を提出することになった。

■規制案の内容

規制内容の見直しは現行規制であるAFS2000:2の持つ欠点を書き換えることにある。現行規制では特に以下の点が問題になっていた。

－AFS2000:2の付記2、2.4項では、“木を伐採する際には、倒木の高さの範囲以内にはチェー

ンソーを使う作業員以外の立ち入りは禁止する”と決められている。理由は普通スウェーデンで伐採される木は高さが25～30メートルあり、木を中心した倒木到達距離の25～30メートルの中に入ると危険だからである。規則により、職業実習中の学生を指導する教師も円外に離れて指導することになり、適切なアドバイス、緊急時の必要な支援を学生に提供することが不可能だった。この規則からの例外許可を得るために、職業学校では労働環境庁に特例申請をしなければならなかった。そこで解決策として、この規則を廃止することを提案した。

- AFS2000:2の付記2、5.3項には、“チェーンソーは、作業場と紐、或いはそれに準じるもので結ばれていなければならない”と決められている。林業企業、チェーンソーを扱う労働者、職業学校は規則が安全性を高めるという点では同意するものの、同時に別の危険（紐が巻きつくことによる事故）が発生すると判断している。安全性確保よりもリスクが高い。そのために労働環境庁は規則適用の除外を提案した。

解決策として、これらの規則を除外し一部補足をして以下のような修正を行った。

- AFS2000:2、12条には、“チェーンソーで労働する者はチェーンソーの教育を受けなければならない、或いはそれに準じる能力を持っていなければならない。何故ならばこの種の作業には技能が必要だからである”と書かれている。だが、教育を受けているだけで十分とされ、扱う能力があるかどうかまでは分からなかった。解決策として、チェーンソーを扱う作業員は、作業に必要な能力を理論的、実践的テストに合格することで証明しなければならない項目を加える。

- AFS2000:2でのチェーンソーの一般助言の内容が出されてから、新しい作業手段、新技術が開発され、今では規定内容の実効性を失っているケースが多くなっているため、該当部分を書き換える。説明を短く簡潔にし、注意すべき点を記載し、労災防止の装備に関する説明は除去する。それは別の法律である人的保護装備法で既に規定されているからである。

### ■代替案の検討

労働環境庁の代替案の検討には3つのケースを想定して分析している。1つは、AFS2000:2を廃止すること、2つ目は現在の規則を変更せずにそのままとする案、3つ目は現状の規則に新しい労働方法、技術発展の成果を取り入れて、安全性を高めるために手を加えて修正することである。

図表4-9 代替案の検討

代替案1	現行の規則を全て廃止する。
代替案2	現行規定を変更しない。
代替案3	規則に新しい労働方法、技術発展の成果を取り入れて、安全性を高める。

労働環境庁は分析をする前に、最初に、もしAFS2000:2が無かった場合（代替案1）、ど

のようになっていたかを説明している。AFS2000:2 が無ければ代わりにAFS2006:4「労働装備の規則」の規定が準用されていたはずだが、法律の主題は技術的、組織的問題を扱ったもので、具体的なチェーンソー利用の指針が無い。そのため、もしAFS2000:2が無かった場合、おそらく林業企業、作業員、或いは職業学校から労働環境庁に質問が殺到し、企業、作業員の質問に対応するために労働環境庁は多忙になっていたはずであり、且つチェーンソーを利用する企業、作業員、職業学校では作業場でも安全の方針が立たないために、事故がより増大していただろうと分析する。最初の案である現行規則の廃止案は、上記のような混乱の状態に戻すことであり、作業場に不確実な労働環境を与え、労災事故が増え、その結果、死亡、欠勤が増加し、社会的費用が高額になることになる。

代替案2は現状維持で、指摘された欠陥をそのまま先送りすることである。その結果、チェーンソーの職業教育は最後の理解度がテストされず、教育内容が下がっていくことが危惧される。そのため、学校の実習中、倒木する木の近くに教師を配置するために労働環境庁に引き続き例外申請を行うことになる。結果として、チェーンソーを使った作業では労災発生率が異常に高いことが引き続いて観測されることになる。

3つ目の案は、現状の規則に新しい労働方法、技術発展の成果を取り入れて、安全性を高めるために修正することである。事故頻発を減少させ、チェーンソーの利用への知識を高めて安全確保するには3つ目の案が最適だと労働環境庁は結論し、以降の分析を進めている。

## ■費用の分析

本規制影響評価では代替案3により、発生する費用にチェーンソーの教育費用が分析されている。

既に教育は職業学校、工業高校等で実施されているが、更に検定試験を実施して、作業員の技能を保証する検定試験を実施しなければならない。その費用はA) 受講者（作業員）の負担と、B) 企業の負担する費用から成り立っている。

### A) 作業員の費用負担

検定試験を実施する際に生じる作業員にとっての費用負担は、a) 講座受講料とb) 受講中の所得欠損である。

#### a) 講座受講料：

労働環境庁は、検定試験を受験しなければならない作業員を35,000人と推定する。そして8,500人は既に資格、或いはその能力を持っていると想定している。すると資格検定を受けなければならない人数は  $35,000 - 8,500 = 26,500$  人となり、一人あたりの教育と検定試験の費用を5,000krとすると、作業員全員の費用は  $5,000 \times 26,500 = 132,500,000$  krとなる。

#### b) 受講中の作業員が失う所得計算：

受講、検定試験に3.5日を要すると仮定。時間給は251kr/時（経済地域発展庁のデータベ

ース、MALINから引用) とすると失われる所得総額は、  
 $26,500 \times 3.5 \text{日} \times 8 \text{時間} \times 251 \text{kr} = 186,242,000 \text{ kr}$ となる。

すると、 a)  $132,500,000 +$  b)  $186,242,000 = 318,742,000 \text{ kr}$ が作業員の費用負担となる。

#### B) 企業の費用負担

一方、企業側に発生する費用としては、a) 事務経費とb) 調査・リスク分析費、c) 対策費、事後調査費、が生じる。

##### a) 事務経費：

合格書の受理及び討論変更等の事務処理などで一人当たり10分かかると想定している。

管理職者の時間給を357kr/時 (MALINのデータベースによる) とすると、事務処理が必要となる作業員総数は35,000人なので  $35,000 \times 357/6 = 2,082,500 \text{kr}$

##### b) 調査・リスク分析費：

証書の確認、当人かどうかのチェック等で一人あたり30分を要する。チェーンソー作業員の林業、農業企業の数に45,964社である。この費用は知識向上の要求に応じるための費用であり、企業の規模によっても費用は異ならないと仮定している。すると総費用は、 $0.5 \text{時間} \times 357 \text{kr} \times 45,964 = 8,204,574 \text{ kr}$

図表4-10 林業、農業での雇用先の規模による雇用場所 (単位：社)

産業グループ	作業員規模					
	1~4人	5~9人	10~19人	20~29人	50~199	1~199計
農業	30,034	892	213	59	10	31,208
林業	13,971	511	186	68	20	14,756
全体	44,005	1,403	399	127	30	45,964

##### c) 対策費、事後調査費：

b) と同じ時間がかかると仮定するとb) と同じ結果となる。つまり、 $0.5 \text{時間} \times 357 \text{kr} \times 45,964 = 8,204,574 \text{ kr}$

従って、全部の企業の総費用は、a)  $2,082,500 +$  b)  $8,204,574 +$  c)  $8,204,574 = 18,491,648 \text{kr}$ となる。

C) 総費用

作業員の費用負担と企業の費用負担を加えた総費用は以下のとおりである。

図表4-11 規制案導入による費用総額

区分	費用	金額
作業員の費用負担	講座受講料	132,500,000 kr
	受講中の所得欠損	186,242,000 kr
企業側の費用負担	事務経費	2,082,500 kr
	調査・リスク分析	8,204,574 kr
	対策、事後調査	8,204,574 kr
合計		337,233,648 kr

■ 便益の分析

規制による便益については、教育の強化等がもたらす、職場の事故・疾病の減少による社会的費用の減少が指摘されているが、便益の推計及び便益の金銭価値化がなされておらず、定性的な指摘にとどまっている。規則の訂正は、作業員の安全確保、事故の減少が目的であり、規制案はこれに直接貢献するが、その影響については検証されていない。

■ その他

規制案導入によるその他の影響については以下のように整理・分析されている。

図表4-12 規制案導入によるその他の影響分析

区分	概要
規制導入による企業がとる別の対策	無し
競争に対する影響	無し
規制が企業に与える他の影響	無し
実施時期に対する配慮	教育の実施、文書化の必要から実施までの猶予期間に2年間を提案
特別な情報の配慮	多くの組織が関与しており、AFS2000:2は業界でよく知られているので、情報強化を要求する必要はないが、情報の強化はあったほうが良いと考えている。
中小企業への配慮	労働環境庁は特別、中小企業に配慮する必要はないと判断する。
罰則規定	資格導入を迅速にするためには罰則が必要と判断する。
他の法律との整合性	労働用の機械を利用する労働者の安全と健康に関してAFS2006:4が導入されている。AFS2000:2はチェーンソーの使用に関して規制であり、スウェーデンの他の法律と抵触していない。

## ■結論

チェーンソーを利用する作業員の事故を減少させるためには、代替案3の通りAFS2000:2の改正が必要である。労働環境庁は特に次の点に留意している。

- －AFS2000:2の付記2、2.4項には、“伐採する木の周囲には倒木の高さ以内に、チェーンソーを使う作業員以外の立ち入りは禁止する”と決められている。この項目を削除するよう労働環境庁は提案する。
- －AFS2000:2、12条には“チェーンソーで労働する者はチェーンソーの教育を受けなければならない、或いはそれに準じる能力を持っていなければならない。何故ならばこの種の作業には技能が必要だからである”と書かれている。これにチェーンソーを扱う作業員は作業に必要な能力を理論的、実践的テストに合格しなければならない項目を加える。
- －AFS2000:2でのチェーンソーの一般助言の内容が出されてから、新しい作業手段、新技術が開発され、今では妥当性を失っているケースが多くなっている。中でも労災防止の装備に関する説明は除去するように提案する。



## スウェーデン放射線防御庁「セシウム137、そして放射線の物質に汚染された、木材灰と泥炭灰の処理に関する規則の提案」2011年3月

### ■背景と目的

放射線防御法（1998年：法220）の基本的考えは、放射線照射から受ける影響を社会、市民にとってできるだけ小さくすることである。エネルギー利用のために燃焼する木材の灰には人為的にできたセシウム137が含まれ、このセシウムに汚染された灰の処理について規則SSMFS2008：16項に内容が定められている。自然界にはウラン238が存在しているが、セシウム137は1950－60年代の核実験と1986年に発生したチェルノブイリ原発の事故が原因である。後者では特にスウェーデンの北部に拡散し、現在も土壌や木材、泥炭に残留している。セシウム137の問題は半減期が非常に長いことである。

スウェーデン放射線防御庁（以後、「SSM」と言う）は、材木、泥炭を燃焼させる際に発生する木材灰、泥炭灰の扱いの規制を行い、社会、市民の受ける放射線照射量をできるだけ減少させようとしている。現在、スウェーデンでの放射線被曝許容量は年間0.3ミリシーベルト（mSv）を超えてはならず、セシウム137は0.01ミリシーベルト（mSv）を超えてはならないとし、基準はEU指令と一致している。環境全集（環境法典：日本の環境六法を一本の法律に整理してまとめたようなもの）では、廃棄物はできるだけ再利用されなければならないとされ、汚染灰も採用できるものは再利用し、そうでないものは投棄（永久保管）される。SSMの今回の提案は、リスクを考慮しながら、灰を排出する事業者と廃灰を受け取る事業者に対する法的規制を簡略化させることである。

セシウム137の排出を減少させるには、セシウム137が含まれる高濃度の材木の燃焼を制限することが効果的であるが、スウェーデンでは地域暖房が発達し燃焼を制限することは困難である。スウェーデンが輸入しているバルト諸国产の木材は問題が無いが、ウクライナ（チェルノブイリがある）、白ロシア、ロシア産の材木には高濃度のセシウム137が計測されているので、燃焼して発生する灰の検査は益々重要になっている。

なお、泥炭を発熱処理場で燃焼させる際に発生する泥炭灰には自然のウラン238が含まれているが、再利用にはごみ投棄場の道路等、限られた場所で使用されるコンクリートへの混入が考えられ、その利用方法は住宅庁が決定している。

現在のSSM2006:16項は内容が曖昧であり、この規制をより効果的に施行するために、簡潔で、事業者に責任を負わせる規則を新たに提案した。

### ■規制案の内容

規制案導入に伴う主な変更点は以下の通り

- 木材灰、泥炭灰に含まれるセシウム137の最大許容含有量を、現在の0.5キロベクレル/キログラムから1.0キロベクレル/キログラムに引き上げる。
- 規制が適用される燃焼炉のサイズを、今までの年間灰放出量30トンから100トンに引き上

げる規制の緩和。これはNORM基準（Naturally Occurring Radioactive Materials）の基準に合わせたもの。

- 放射線の計測回数を少なくする。事実上エネルギーを取得するために炉を稼働させている事業体に、燃焼によって発生する灰の放射線汚染度の責任を負わせることになる。
- 燃焼炉、投棄場、或いは設備設置を行う事業主に対して、周囲の土地、水源に対する放射性物質の適正漏出防止対策を取らせることを義務付ける。
- 木材、泥炭を燃焼させエネルギーを採取する事業主に、ごみ投棄場の周囲でのセシウム137の検査を行わせる。周囲の水源の放射線汚染の検査を少なくとも5年に一度は実施するように規則を緩和させる。
- ごみ投棄場での灰の汚染度が再利用可能な程度であれば、廃棄物に関する規則で十分カバーされていると判断されるため、投棄場での適正な漏出防止対策の条項を削除する。
- SSMは燃焼活動を行っている事業体と監督官庁の事務負担を軽減する効果があると判断するため、木材灰、泥炭灰の処理の規則を、個別ではなく一つの規則にまとめる。

#### ■代替案の検討

基準値は放射線量が0.3ミリシーベルト、そしてセシウム137が0.01ミリシーベルトを超えてはならない。規制案の検討においては、各事業者が独特であり、その場に即した基準を採用することは更に安全性を高めることになると考えられたことから、別の安全基準が代替案として考えられていた。だが、個々に合わせたモデルを作成するためには、対象地域の地質検査、土壌の放射能吸収係数の分析、地下水の流れの検討に余りに費用がかかり過ぎるとSSMは判断し、別の基準を採用する代替案を棄却した。従って、本規制影響評価では代替案が設定されていない。

#### ■費用の分析

費用分析において、木材灰と泥炭灰の費用計算では以下の点に配慮する必要がある。木材灰（木材を燃焼させた後に出る灰）ではセシウム137への配慮だけをすればよい。一方、SSMF20008:16項で規定されているが、泥炭灰（泥炭を燃焼させた後に出る灰）は、SSMF1988:2203項が適用されるので、あらゆる放射線に配慮しなければならないため、企業の経費負担が高くなる。木材灰と泥炭灰は、それぞれ区別して費用分析されなければならない。規制によってもたらされる、企業に対する費用負担やその他の費用負担についても、別に分析する必要がある。費用項目はいずれも文書作成や測定・記録等に係るものであり、規制案による設備投資等の費用負担は生じない。

## 1) 規制がもたらす木材灰の処理の直接の企業負担

木材灰の処理に関係する事業場所には二つのタイプがあり、一つは燃焼炉を持つ発熱処理場、もう一つは投棄場（永久保管所）及び土地埋め立て作業場である。

### (1-1) 木材灰処理企業（燃焼炉を持つ発熱処理場）に及ぼす費用負担

発熱処理場はスウェーデンに140か所あり、それぞれの発熱処理場には地域暖房設備（140）、製紙工場（37）、製材所（50）が設置されており、全て年間100トン以上の木材灰を出している。

活動に必要な初期投資費用について、最低年間に2時間の事務処理が必要と判断し、時間給を376kr（MALINデータベースから）とすると、事務経費は、227社（140+37+50=227）×2時間×376kr=170,704およそ171,000kr となる。

次に、規制改正による既存規定の書き換えに2時間、セシウム137のサンプル計測、文書化に1時間、セシウム137の許容値を超える木材灰の所在を確かめるために2時間かかり、灰を受けとる産廃業者に対する計測値の情報伝達の規則作りに0.5時間かかるとすると、初期投資に計5.5時間かかる。規則作りの初期投資の費用は、5.5時間×376kr×60か所（発熱処理場50か所、製紙工場10か所）=124,080およそ124,000kr、となる。

さらに、木材灰の事務経費（年間流動費用）については、年2回の灰セシウム137の計測、記録作成で年間6時間かかるとすると、費用は、6時間×376kr×60か所（発熱処理場50か所、製紙工場10か所）=135,360およそ135,000kr となる。

### (1-2) 投棄場（永久保管所）及び土地埋め立て作業場の費用負担

セシウム137を扱う投棄場、埋め立て作業場の初期投資を分析する。

規則に抵触するか否かの決定を行うためには、投棄場（永久保管所）及び土地埋め立て作業場の事業所全て（95か所）で規則の適用の必要性を事前に調べなければならない。調査に要する時間を1時間とすると、人件費は、95か所×1時間×376kr=35,720およそ36,000kr となる。

投棄場ではすでに十分な対策がとられているので、漏出に対する特別な措置は必要ないとされるが、5年に一度水質分析を実施する必要がある。水質を分析しなければならない投棄場は95か所のうち26か所であり、事務の規則づくりに8時間かかると予想すると、人件費は、26か所×8時間×376kr=78,208およそ78,000kr となる。

次に、セシウム137を扱う投棄場、埋め立て作業場の年間の事務経費（年間流動費用）を分析すると、水質検査には毎回2時間かかり、年に2回、5年ごとに実施するため、人件費は26か所×2時間×376kr×2回÷5=7,820およそ8,000kr となる。図表で示すと以下のようなになる。

図表4-13 木燃焼の灰の処理の会社の費用負担 (単位：kr)

区分	初期投資	年間費用
(1-1) 燃焼炉を持つ発熱処理場		
全社が規制をチェックする	171,000	
該当企業が規則づくり	124,000	
該当企業の事務経費		135,000
合計	295,000	135,000
(1-2) 投棄場と埋め立て作業場		
全ての企業が規則をチェックする	36,000	
該当企業が書類作成の規則づくり	78,000	
該当企業の事務経費		8,000
合計	114,000	8,000
総合計	409,000	143,000

上記の結果は新しい規制導入では現行の費用を下回ることが示されている。(但し、現行規制のコストは示されていない)

## 2) 規制がもたらす泥炭灰の処理の直接の企業負担

### (2-1) 泥炭燃焼使用の発熱処理場業者の費用負担

スウェーデンで泥炭を燃焼させ年間100トン以上の泥炭灰を出している発熱処理場は20か所あり、100トン以下の事業所は20か所、そして稼働を中止している発熱処理場は10か所存在している。新しい規制により排出灰を処理しなければならない。

A. 最初に全事業所で法律の検討を始めるために2時間要する場合、人件費は  
 $50\text{か所} (20+20+10=50) \times 2\text{時間} \times 376\text{kr}=37,600$  およそ  $38,000\text{kr}$  となる。

B. 新しい規則に対応するための規則作成作業が始まる。泥炭を燃焼させ年間100トン以上の泥炭灰を出している発熱処理場は20か所であり、人件費は  
 $20\text{か所} \times 2\text{時間} \times 376\text{kr}=15,040$  およそ  $15,000\text{kr}$  となる。

C. 効果的に泥炭灰を処理する規則作りは幾つかのプロセスから成り立つ

ー企業内で法律分析するために要する時間：6時間

ーセシウム137、トリウム232、ラジウム226、ウラン238、カリウム40のサンプル採取、  
 検査、記録作成規則作り：2時間

ー泥炭の出所、チェックの規則作り：2時間

ー汚染された放射性物質の情報を産廃業者（投棄場の業者）に伝達する規則作成：0.5時間  
 人件費は、 $10.5\text{時間} \times 20\text{事業者} (炭を燃焼させ年間100トン以上の泥炭灰を出している発熱処理場) \times 376\text{kr}=78,960$  およそ  $79,000\text{kr}$  となる。

発熱処理場での初期投資額は  $38,000+15,000+79,000=132,000\text{kr}$  である。

次に、発熱処理場の事務経費（年間流動費用）については、2つのサンプルの管理、記録作り、計測値の管理、木材・泥炭のチェック、産廃業者への情報連絡に年間6時間かかると、人件費は 20か所（炭を燃焼させ年間100トン以上の泥炭灰を出している発熱処理場）×6時間×376kr=45,120およそ45,000kr となる。

(2-2) 産廃業者、埋め立て業者の費用負担

次に、産廃業者、そして埋め立て業者の費用を分析すると、同様に初期投資と事務経費（年間流動費用）に二分される、産廃業者はスウェーデンに14か所（100トン以上を受け取る）あり、埋め立て（灰を特定の建物、道路に利用する）業者は10か所存在し、限界値を超えた汚染灰の処理等の規則作りに8時間かかると想定すると、初期投資の人件費は、24か所×8時間×376kr=72,192およそ72,000kr となる。

また、5年に一度、2回の水質検査を実施し、毎回の検査に2時間かかるとすると、事務経費（年間流動費用）は、24か所×2回のテスト×2時間×376kr/5=7,219およそ7,000kr となる。

図表 4-14 泥炭灰の処理の会社の費用負担 (単位:kr)

区分	初期投資	年間費用
(1-1) 泥炭燃焼使用の発熱処理場		
全ての企業で法律のチェックをする	38,000	
該当企業が泥炭の受け取り規則を作る	15,000	
該当企業が泥炭処理の規則を作る	79,000	
該当企業の経費		45,000
合計	132,000	45,000
(2-2) 投棄場と埋め立て作業場		
全ての企業が規則をチェック*	36,000	
該当企業が文書作成（規則を作る）	72,000	
該当企業の事務経費		7,000
合計	72,000	7,000
総合計	204,000	52,000

\*前頁「図表4-13 木燃焼の灰の処理の会社の費用負担 (単位:kr)」にて算定されており計算の対象外。

上記計算では泥炭の灰処理が新しい規則では、現行規制と比べて初期投資、経常費用が下回ることが示されている。（但し、現行規制のコストは示されていない）

## 2) 規制がもたらす他の費用負担

他の費用には年間にかかる費用として、木材灰を出す発熱処理場での灰のセシウム137の計測、泥炭での総合試験でのウランの計測、そして、水質のテストなどが含まれる。以下費用項目に沿って分析する。

### 木材灰、発熱処理場でのその他の費用：

毎回の検査費を400kr、毎年2回、燃焼炉でテストすると仮定する。スウェーデンには60か所の燃焼炉が存在するので費用は  $60\text{か所} \times 400\text{kr} \times 2\text{回} = 48,000\text{kr}$

セシウム137の水質検査は5年に一度実施すればよい。毎回テストには400krかかる。テストする投棄場は規制緩和により全国で60か所以下になり、埋め立て作業場では10か所以下、特に後者は規則により年に2回実施するため、投棄場と埋め立て作業場（道路建設に利用する）を合わせた費用は、 $16\text{か所}^{23} \times 400\text{kr} \div 5\text{年} + 10\text{か所} \times 400\text{kr} \div 5\text{年} \times 2\text{回} = 2,880$  およそ3,000kr となる。

従って、木材灰処理費用は  $48,000 + 3,000 = 51,000\text{kr}$  となる。新規制では、規制が適用される燃焼炉のサイズが今までの年間灰放出量30トンから100トンに引き上げられるため、総費用が安くなることを示している

### 泥炭灰、発熱処理場でのその他の費用：

泥炭灰の放射能計測には、セシウム137、ラジウム226、カリウム40、の計測が含まれる。検査費用は毎回3,000kr、燃焼炉での計測は炉内で2か所、1年に1回実施する。すると費用は、20か所（年間100トン以上の泥炭灰を出している発熱処理場） $\times 3,000\text{kr} \times 2\text{か所} = 120,000\text{kr}$  となる。

泥炭炭田で総合テストが実施され毎回3,500krかかるが、一度合格すると20年間有効であり、該当する泥炭炭田はスウェーデンでは40か所あるので、年間の費用は、 $40\text{か所} \times 3,500\text{kr} \div 20\text{年} = 7,000\text{kr}$  となるが、特にウランだけの計測費用では、マイナス5,000krとして2,000kr かかると判断している。

泥炭灰の投棄場、或いは埋め立て地の周囲の水質検査は5年に一度計測すれば良い。しかし埋め立て地での計測は、たまり水、飲料水、地下水の3か所で実施しなければならない。セシウム137はガンマー計測方法、その他の放射線物質の放射線計測はアルファ線計測方法を用いて実施する。前者は400kr、後者が4,000krかかる。すると年間費用は、14か所（100トン以上を受け取る産廃業者） $\times 4,500\text{kr}^{24} \div 5\text{年} + 10\text{か所}$ （埋め立て作業場10か所） $\times 3\text{か所} \times 4,500\text{kr}$ （同上） $\div 5 = 39,600$  およそ40,000kr となる。図表でまとめると以下ようになる。

<sup>23</sup> この法律7条では0.5マクロシーベルト/時以上の放射能を施設から出してはならないとされる。しかし、例外の特例（11条）を得て稼働している施設は水質テストをしなければならない。その対象数は投棄場が16か所、埋め立て作業場は10か所あると判断している。

<sup>24</sup> セシウム137の計測費に400kr、アルファ計測に3,000～5,000krかかり、レポートでは平均費用を4,500krとしている。

該当する企業は本規制の緩和により少なくなっている。

図表 4-15 木材灰、泥炭灰の処理でのその他の発熱処理場の費用 (単位:kr)

	木材灰、発熱処理場の費用	泥炭灰、発熱処理場の費用
燃焼炉の灰のセシウム137を計測費用	48,000	-
燃焼炉での灰のサンプルの放射能計測	-	120,000
総合テストでのウランの放射線計測	-	2,000
放棄場と埋め立て作業場		
水質の検査	3,000	40,000
費用合計	51,000	162,000
投棄場での放射線の漏出対策費用	20～50万	20～50万
投棄税の免除	-40万	-40万
燃焼炉での漏出防止対策費用	追加費用なし	追加費用なし

上記の例では木材灰を扱う発熱処理場の費用は51,000krであるが、規制緩和により、新規制の方が旧来の規制よりも費用が低いことが示されている。また、同様に泥炭灰を扱う発熱処理場の費用も162,000krとされるが、旧来の規制よりも費用が低くなることが示されている。

なお、上記図表のうち、投棄場での放射線の漏出対策費用は大まかの類推であり、投棄税の免除額は国税庁に申請した投棄物税の統計を使用して逆算した値である。

### ■便益の分析

規制案による簡略化により、木材灰、泥炭灰の処理が以前の規制より安い経費でできるようになったが、その負担軽減の絶対額は示されていない。

### ■その他

#### -競争への影響

発熱生産産業界はローカル企業が主体であり、自然発生的独占が大きく、競争は弱いので規制の影響は殆どない。

#### -小企業に対する影響

木材灰、泥炭灰を年間100トン以上発生させる発熱処理場は、従業員数から見て少なくとも小企業とは言えない。燃焼炉の投資が莫大であり、汚染物質である灰を受け取る産廃処理業者に的確に伝達できる能力を持っている。一方、汚染灰を受け取る投棄場はしばしば小企業が多く、例えば漏出防止対策をするための追加費用が負担になる。環境全集で定められている産業産廃の規則と灰の処理は類似しており、正確な木材灰・泥炭灰の汚染度の

情報により受け取り価格を決定したり、場合によっては受取りを拒否したりすることができることから影響は少ない。なお、木材所有者は小企業である場合があるが、木材の販売では灰処理の規制の影響は全く受けない。

#### -実施時期

時期については既に事業関係者の間で規制が周知されているので重要でないとしてSSMでは見ているが、情報伝達は重要であると考えられる。

#### ■結論

費用負担の計算により、規則の簡略化による事業主に対する負担が軽減することが証明されたため、以下の点が導入された。

- 木材灰、泥炭灰に含まれるセシウム137の最大許容含有量を、現在の0.5キロベクレル/キログラムから1.0キロベクレル/キログラムに引き上げる
- 規制が適用される燃焼炉のサイズを今まで年間灰放出量が30トンだったのを100トンに引き上げる。
- 放射線の計測回数を少なくする。事実上エネルギーを取得するために炉を稼働させている事業体に、灰の放射線汚染度について責任を負わせる。
- 燃焼炉、投棄場、或いは設備設置を行う事業主に対して、周囲の土地、水源に対する放射性物質の適正漏出防止対策を取らせることを義務付ける。
- 木材、泥炭を燃焼させエネルギーを採取する事業主に、ごみ投棄場の周囲でのセシウム137の検査を行わせる。周囲の水源の放射線汚染の検査を少なくとも5年に一度は実施するように規則を緩和させる。
- ごみ投棄場での灰の汚染度が再利用可能な程度であれば、廃棄物に関する規則で十分カバーされていると判断されるため、投棄場での適正な漏出防止対策の条項を削除する。



## 財務省「輸入付加価値税の手続き変更に対する変更」2013年1月

### ■背景と目的

現在、輸入付加価値税（関税ではない）の扱いが関税局と税金庁により二分されて管理されている。関税法（2000年:法1281）により輸入業者は海外からの商品を輸入する時には輸入手続きを行い、その時に“受取り付加価値税”をまず関税局に支払い、その後輸入業者が卸業者、小売業者に販売する際に“支払い付加価値税”を含めた金額で請求する仕組みになっている（付加価値税法1994年:法200）。すなわち、納税申告の際に“支払い付加価値税”として業者から受けた金額から輸入時に関税局に支払った“受取り付加価値税”を差し引いて、その差額を税金庁に納付している。だが、関税局に支払った額が顧客から受けた額よりも大きければ、マイナス差額、すなわち税の払戻しを税金庁から受けることができる。その流れを示すと次のようになる。

まず、3月に輸入業者が、輸入費用が80万kr（保険代+輸送費+関税を含める）の商品について、“輸入受取り付加価値税”（25%）から算出した $80万kr \times 25\% = 20万kr$ を、関税局に“受取り付加価値税”として納付し輸入品を受けとる。すると業者の輸入の全体の費用は $80万kr + 20万kr = 100万kr$ である。

次に4月に輸入品を卸売業者に販売し、その商品に利益を20%上乗せすると、卸売業者には $80万kr \times (1 + 0.20) = 96万kr$ で売り渡すことになる。付加価値税率は25%であり、 $96万kr \times 25\% = 24万kr$ を上乗せして請求書を出す。請求書の請求額は $96万kr + 24万kr = 120万kr$ である。取引の翌月に付加価値税を申告する時の内訳は次のようになる。

図表4-16 輸入付加価値税の計算例

卸業者に請求した支払い付加価値税（4月）	24万kr
輸入時に支払った“受取り付加価値税”（3月）	-20万kr
差引	4万kr

そして差引額の4万krを税金庁に5月に支払うことになる（この場合は、関税局に支払った“受取り付加価値税”は、輸入業者が受け取った“支払い付加価値税”より少ないため）。このような差引がない現状では、輸入業者は、関税局に先払いする“受取り付加価値税”20万krを資金調達しなければならない。もし仮に税金庁が輸入“受取り付加価値税”の業務を引き受けることになると輸入時の“受取り付加価値税”も同時に申告し、4万krだけを払えば良いことになり、輸入業者にとって資金地用達面において大きな負担軽減になる。そこで財務省は付加価値税の一元化を図り、税金庁に一任する提案を行った。

### ■規制案の内容

輸入業者で、税金庁に付加価値税申告者として登録する業者は、輸入の際に“受取り付

加価値税”を支払わずに、“受取り付加価値税”と“支払い付加価値税”を一度に申告することにする。すなわち、“受取り付加価値税”から“支払い付加価値税”を差し引いた額を納税することになる。同時期に申告するので誤りが少なくなり、輸入業者の事務手続きも簡略化される。しかし、税金庁に納税登録をしてない輸入者、例えば輸入をする個人は、従来通りに関税局に“受取り付加価値税”を納税しなければならないものとする。

### ■代替案の検討

関税局から税金庁に事務手続きを移管させる規制案に対して、他に4つの案が出された。最初の案は、輸入関税は関税局に残し、支払い期日を遅くするもの、2案は関税局の請求書を遅らせる案であり、3案では関税局の請求書への支払い期限の期間を長くするというものである。しかし、この3案とも販売時期によっては輸入業者からの関税局への支払いが行われる前に税金庁から払戻しされる恐れがあり、更に事務手続きが煩雑になり、輸入業者の財政負担の軽減よりも弊害が大きすぎるとされて棄却された。4つ目の案は、関税局が引き続き輸入付加価値税の決定を行なうが、支払いは税金庁が代行するという案だった。ここでは付加価値税の支払いの据置きになるので、クレジット許可を関税局から得なければならず、申請の事務手続きが輸入業者と関税局に発生し、効用が犠牲と比較して少ないと判断されて、棄却された。

以上から本規制影響評価では、“受取り付加価値税”と“支払い付加価値税”の徴収を税金庁に一元化する案のみが分析されている。

### ■費用の分析

規制案である付加価値税申告の一元化は企業、そして監督官庁の関税局と税金庁に影響を与える。

#### 企業の費用：

##### ○企業の金利負担

企業を賃金支払いの大きさに分類すると下図表のように4つに区分される。マイクロ企業は100万kr以下、小企業は100～500万kr、中企業は500～5,000万kr、大企業は5,000万kr以上の輸入付加価値税を支払った輸入業者である。これらの企業が規制の対象となる。

図表4-17 年間での輸入付加価値税支払額

企業サイズ	輸入付加価値税扱金額（単位100万kr）	比率
マイクロ企業（24,938社）	4,239	8%
小企業（9,934社）	4,500	8%
中企業（7,708社）	16,349	30%
大企業（1,823社）	28,920	54%
合計 44,403社	54,008	100%

（出典） 関税局、税金庁

大企業は輸入業者の数が少ないが、扱う輸入付加価値税の半分以上を占めている。マイクロ企業は会社数が最も多いが、輸入額に占める割合は小さい。だが、マイクロ企業でも高級品等を輸入する企業においては輸入頻度が少ないと（貴金属商）、輸入の際の付加価値税の支払いが大きくなり、財政的負担が大きくなる。

輸入業者は最初に“受取り付加価値税”を支払わなければならないので、その後“支払い付加価値税”との相殺により、払い戻しを受ける迄の期間中、先払いの税額分を財政調達しなければならない。関税局の統計によると、2011年には年間の輸入“受取り付加価値税”の払込み総額が520億krだった。金利計算の指標にはスウェーデンの10年物国債の金利がよく利用される。その金利を3%とすると $520\text{億kr} \times 3\% = 15\text{億}6,000\text{万kr}$ となる。輸入から取引が実施されるまでの日数を34日とすると輸入業者全体の資金調達の費用は、 $15\text{億}6,000\text{万kr} \times 34\text{日} \div 365\text{日} = \text{およそ}1\text{億}4,500\text{万kr}$ 、2011年には44,401社が存在していたので、平均すると1社あたり毎年約3,300krの利子負担だった。だが、付加価値税の事務の一元化でこの費用は全て無くなる。（2011年税金庁の統計）

#### ○事務手続き費用

輸入業者は、今まで輸入時に関税手続きを行い、同時に“受取り付加価値税”を支払っていた。その手数が省かれ、34日後に一度に“受取り付加価値税”と“支払い付加価値税”を同時に申告することで事務が簡素化される。また、輸入業者の代理人、或いは輸送業者が税を一時立て替えることがあり、その業者の資金調達の事務負担が無くなる。

以前の関税局の調査では、500名以下の社員を有する輸入業者では年間1万krの事務費用がかかり、500名以上の大手輸入業者では年間63万krの事務経費がかかったと報告されている。

上記の図表の区分から計算すると、 $1\text{万kr} \times 42,580\text{社}$ （マイクロ企業、小企業、中企業）+  $63\text{万kr} \times 1,823\text{社}$ （大企業）=  $15\text{億}7,429\text{万kr}$ の費用が事務経費全体にかかっていた。だが、輸入業全体の経費の中での付加価値税に要する事務の時間の割合は僅小なので、企業活動に余り影響はないと考えられる。特に大手輸入業者では税専門家がいるので付加価値税の手続き一元化にはあまり影響はないが、零細企業にとっては手続きの変更により負担になると考えられる。

#### 政府機関の費用：

##### ○関税局の費用への影響

輸入“受取り付加価値税”の事務手続きの関税局から税金庁への移管は、より密接な情報交換が必要になる。関税局では事務変更に伴うITシステムの変更のための初期投資として  $9,000\text{時間} \times 500\text{kr}$ （時給）=  $450\text{万kr}$ 、そして、事務規則の変更の初期投資に  $1,000\text{時間} \times 500\text{kr}$ （時給）=  $50\text{万kr}$ を予定している。すると、初期投資は全体で500万krとなる。

同時に事務手続きの簡略化、削減による労働時間の節減が2,900時間と試算し、年間2,900時間  $\times 620\text{kr}$ （時給）=  $\text{およそ}180\text{万kr}$ の節減効果を期待している。従って、差し引きで初年

度に320万krの費用負担が生じるが、労働時間の節減効果は毎年発生するので、長期的には初期投資の費用は回収される。

なお、今まで密輸を取り締まってきた関税局の検事の仕事には事務一元化は影響を与えないと考えられている。

#### ○税金庁の費用計算への影響

税金庁では輸入“受取り付加価値税”と“支払い付加価値税”の相殺の事務による費用負担の増加には、ITシステム変更費用（初期投資）に140万kr、そして税金庁内部、外部への情報伝達費用に40万kr（一回限り）が必要と判断し、初期投資総額は140万kr+40万kr=180万krとなる。なお、業務の増加による毎年の事務費として年間220万krを予定している。

#### 費用計算の小括：

上記を踏まえると以下ようになる。5年の期間を想定すると政府では880万krの費用が増加するが、企業においては7億2千5百万krの負担軽減（便益）となる。

図表4-18 費用計算の全体像 （単位：kr）

	初年	2年	3年	4年	5年計
企業					
金利負担	-145,000,000	-145,000,000	-145,000,000	-145,000,000	-145,000,000
事務手続き費用	0	0	0	0	0
企業計	-145,000,000	-145,000,000	-145,000,000	-145,000,000	-725,000,000
政府					
関税局投資	5,000,000	0	0	0	0
関税局節減	-1,800,000	-1,800,000	-1,800,000	-1,800,000	-1,800,000
税金庁投資	1,800,000	0	0	0	0
税金庁事務	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000
政府計					8,800,000
全体計					-716,200,000

#### ■便益の分析

上記の通り、本規制案の導入により企業の金利負担が毎年、1億4,500万kr、平均すると1社あたり毎年約3,300krが軽減される。また、政府部門においては、関税局の事務負担が毎年180万kr軽減される一方で、税金庁の事務負担の増加が毎年220万kr発生するので、差し引くと事務負担に関してはコストが上回る結果となる。

#### ■その他

##### ○競争への影響

現在のスウェーデンの輸入では、輸入業者の“受取り付加価値税”の申告は関税局、輸入業者の“支払い付加価値税”の申告は税金庁が行っており、事務手続きが煩瑣になり、企業の競争上、負担になっている。業務を一本化すれば、輸入業者は不必要な金融調達を避ける

ことができる。他のEU諸国との貿易取引では一元化させているが、EU以外の国からの輸入では関税局にまず付加価値税を支払わなければならない。輸入業者にとって、同じような製品をノルウェーから輸入するよりも、EU諸国から輸入するほうがはるかに魅力的になる。同時にスウェーデンが北欧全体の物流の中心になろうとしても、現在のシステムを採用している限り、財政負担がかかり過ぎるので魅力がない。

付加価値税の事務の一元化は、EUと他の国からのスウェーデンへの輸出を同じ条件にし、競争を付加価値税の観点から中立的にする働きがある。

#### ○政府の資金調達への効果

付加価値税の事務の一元化により、輸入業者が輸入する際の付加価値税の収入がなくなると、その一時的な歳入減を政府は他で財政調達しなければならなくなる。しかし、輸入業者よりもはるかに有利に財政調達ができるので、社会全体の資本調達の費用が減少する。これは社会資源利用の効率化を意味する。

#### ○脱税への効果

付加価値税の事務手続きの一元化は税詐欺の可能性を少なくする効果を生み出すことになる。最初の例では売上による“支払い付加価値税”が24万kr、“受取り付加価値税”が20万krであり、差額の4万krを税金庁に納税する例が説明されていた。だが、実際に売上があっても、「無い」と虚偽申告したらどうなるだろうか。税金庁から逆に20万krの払戻しを受けることになる。税金庁は関税局で受け取った20万krが事実かどうかを知ることが重要となり、関税局と税金庁の間での情報交換が決定的に必要となる。だが、付加価値税の事務を税金庁が一手に引き受けることで、一つの組織での整合性の確認が可能となるため、税金詐欺（“受取り付加価値税”を高くして国税庁に申請したり、売上をゼロにしたりすると返済を受けることができる）の可能性を少なくすることができる。しかし、関税局との情報交換は、輸入関税などから“受取り付加価値税”の金額の信ぴょう性を確かめる上で必要であることに変わりはない。

### ■結論

付加価値税の一元化は輸入業者の財政負担を軽減し、それに伴い発生する関税局と税金庁の費用負担の増加よりはるかに大きい効用をもたらす。また、政府の財政調達の金利費用は、輸入業者が支払わなくなる利子よりもはるかに低い金額で調達できるので社会全体の資本調達の必要性を少なくすることになる。同時に今まで見られた付加価値税申告時の脱税の可能性を少なくするという利点が存在するため、本規制案は採用される。

企業・エネルギー・コミュニケーション省「エネルギー市場監督庁のレポート”電力市場での消費者の影響力強化-最高63アンペア契約の電力客の時系列計測について”」 2010年10月

## ■背景と目的

2008年にEUからの指令2009/28/EG（再生エネルギー指令）及び同指令2009/72/EG（第3電力市場指令）が出され、その中で環境改善を図るためにCO2を20%削減し、再生エネルギーの比率を20%に高め、全体として20%のエネルギー効率化の実現が目標に掲げられている。スウェーデン政府はその目標を実現することを念頭に置き、スウェーデンの電力市場の機能の改善をするために2010年10月1日にエネルギー市場監督庁に対して改善策を出すように要請した。

政府からエネルギー市場監督庁に出された条件は

- 現在のインフラストラクチャー、技術を出来るだけ維持し、
- 変化による費用を出来るだけ少なくし、最大の社会効用（便益）を実現し、
- 現在の電力市場の枠組、ルーチンを出発点とし、
- 実現可能な、実践的な案を出すことであった。

スウェーデンの電力市場では供給側は電力を生産する電力会社、電力網を提供する配電会社、電力を取引する会社、電力のバランスをとる会社、スウェーデン電力網公社（最終的に電力市場を監視する官庁）から成り立ち、消費側は一般消費者と大口消費者で構成されている。規制案の見直しによる社会費用、効用（便益）はこのこれらのグループが対象になっている。

現在の電力市場は規制が1996年に見直されてから、電力市場では二つの種類の電力契約を消費者は結ぶようになった。一つは配電会社との電力網使用に対する契約であり、もう一つは電力会社との電力使用契約である。前者は電力線を使用することに対して支払うもので、専門の配電会社が電力線保持の責任を負い、電力メーターの設置、計測責任を負っている。独占事業であり、それぞれの地域で一社が担当し、料金が高くないようにスウェーデン電力網公社が監督している。もう一つは電力会社との契約であり、電力消費に対して電力利用者が支払う。請求書に一つにまとめられて電力網利用料金と電力消費料金が含まれている。

また、電力の使用契約には二種類あり、一つは“継続契約”と呼ばれるもので、継続してそのまま電力を利用する契約であり、特別に電力会社を積極的に選択しない電力利用者に対しては配電会社が提携する電力会社の電力が供給されることが普通である。しばしば一番料金が安い契約であり、積極的な選択をしない消費者に対して不利に機能している。もう一つは、契約改革で導入された制度であり、電力利用者自らが積極的に電力会社を選択して契約するもので、その中に更に選択できる契約の種類が二つあり、一つは“固定価格契約”と呼ばれるものであり、契約期間を1年、2年あるいは半年といった具合に決めてその期間

の電力料金が固定され、契約期間が満了になると、新しい更新条件で契約が更新される契約である。もう一つが“流動価格契約”である。電力市場の価格の変動で料金が決定される。現在、スウェーデンの電力市場は需給関係により時間ごとに価格が決定されていて、北欧の共通の電力売買を行うノルドプール（国際電力取引所）の価格の影響を受けている。厳寒期には電力需要が高まる場合や、エネルギー危機など供給が不安になる場合には電力価格が高くなる。夏には電力需要が下がるのは普通で、電力価格も安くなる。また、長期的影響が考慮され、先物取引の対象になり、夏に降雨量が高まると秋の電力価格が安く取引されている。しかし、現在の“流動価格契約”でも、消費者は請求されてから価格変動を知るだけであり、事前に知ることが出来ない。消費者が合理的に市場で行動をするためには、電力価格の傾向を確認できる時系列メーターは不可避となる。

普通の電力利用客の最大電力消費の概念にアンペアが使用され、しばしば63アンペアのヒューズが利用されている。63アンペアは歴史的に決定されたものであるが、普通一般電力利用客と大口消費者を区別する基準に利用される。瞬間的に63アンペア以上の電力を使用するのは大口消費者であり、利用者は、普通産業界、工場等である。

電力使用量の計測は二つの方法があり（測定機器も2種類）、一つは時系列で時間ごとに消費量を計測し、月の終わりに集計して支払う時系列支払い方法であり、63アンペア以上の大口消費者に既に適用されている。別の方法は月の初日の00時から時系列で時間ごとに計測するが、月の平均値を計算し、月の予想消費電力を元に請求し、月の終わりに最終消費量で最終料金を決めて清算する月払いの方法がある。1996年での電力市場の改革で“固定契約”と流動契約“が導入され、消費者が積極的に電力会社を選択することが期待されたが、電力消費者には電力のピーク時等の情報が伝達されず、積極的に需要、供給に応じて電力使用のパターンを利用できない弊害があった。例えば数時間前に厳寒で電力料金がピークになると予想されるならば、暖房温度を下げるとか温水シャワーの利用を控えることで自らの電力消費を抑え、或いは消費を引き伸ばして、電力料金を低くすることが可能になる。グループとして消費者が同じような行動をすれば需要全体のピークを緩和させ、ピーク時に必要な火力発電所（しばしばか責任量を使用）の稼働を少なくさせ、環境に改善にも役立つ。

また、電力全体の総使用量を示す方法として電力消費量kWhの概念があり、年間8,000kWhを消費する消費者は主として電気暖房を施している個別住宅が多い。アパート、マンションは地域暖房を利用しているところが多いので8,000kWhを使用することはまれである。

## ■規制案の内容

消費者の省エネルギーに向けての消費行動のパターンに積極的影響を与えるためには、自らの電力価格の特徴・傾向を事前に知る必要があり、そのためには、電力価格の動きを知ることができる刻々と変化する電力価格を時系列に記録するメーターの設置が必要になる。本規制案では、時系列に記録する計測メーターの設置を普及させることで、消費者が

電力価格を事前に予想できる環境を整えることを意図している。

### ■代替案の検討

時系列メーターを設置する際に、規制案の提案機関であるエネルギー市場監督庁は3つのシナリオを考えて、社会の費用と便益を分析し、その差分分析を行い、社会経済便益を分析している。シナリオでは時系列メーター導入が2012年に始まり、新時系列メーターの寿命を15年と想定し、計算利子を4%、15年間に生じる総価値を現在価値に変えて様々なシナリオを作成している。

図表4-19 代替案の内容

区分	内容
代替案1	電力利用者が自発的に随時、時系列メーターを設置するケースであり、一度に利用者全員が時系列メーターを設置せず、例えば現在のメーター（63アンペアのメーターでは時系列可能となっている場合が多いが新しいシステムに対応できるか保証はない）の経済的寿命が来てから更新するケースが考えられる
代替案2	63アンペア以下の電力消費者で且つ、年間8,000kwh以上の電力を消費する消費者に強制的に時系列メーターの設置を義務付けるもの
代替案3	年間8,000kwh以下の電力消費者も含めた全ての電力消費者に時系列メーターの設置を義務付ける案。

分析においては、それぞれの案ごとに普通のケース（Sannolik utfall）と悲観的ケース（Pessimistisk utfall）、そして楽観的ケース（Positiveat utfall）の3つのパターンによる結果が表示されている。結論を検討する際には、これらのうち「普通のケース」の結果が採用されている。

### ■費用の分析

本規制導入による費用として対象となったのは、企業の設備投資費、メーター管理運用のための経常費用、電力利用者の費用等である。それぞれ、以下のような方法にて費用の単位、全体の費用の計算が行われた。

#### ○電力会社の設備投資費用

電力会社（若しくは配電会社）において、新たに電力価格を時系列に記録するメーター設置のための設備投資費用として、「時系列メーター交換費用」、「時系列メーターからの情報、収集コレクターの費用」、「中央情報収集システム」の費用が見込まれる。



図表4-20 電力会社に生じる費用項目

費用項目	代替案1	代替案2	代替案3
時系列メーター交換費用*	45万台、1計測地点あたり2,000krかかる。 2,000kr*45万台=9億kr	30万台、1計測地点あたり2,000krかかる。 2,000kr*30万台=6億kr	45万台、1計測地点あたり2,000krかかる。 2,000kr*45万台=9億kr
時系列メーターからの情報、収集コレクターの費用	25,000台、1計測地点につき4,000krかかる。 4,000kr*25,000台=1億kr	1億kr（左と同じ）	1億kr（左と同じ）
中央情報収集システム	計測地点につき100krかかり、全国500万か所の70%が必要。500万*70%*100kr=3億5,000万kr	3億5,000万kr（左と同じ）	3億5,000万kr（左と同じ）

(注) 代替案1の「時系列メーター交換費用」は電力利用者の費用

代替案1では配電会社にかかる費用として初期投資に45万台の時系列メーターを交換する費用に9億kr（電力利用者の費用負担）、時系列メーターからの情報を収集するコレクターの費用に1億kr、中央情報収集システムの導入に3億5,000万krかかる。代替案2では8,000 kWh以上の大口一般電力利用者に時系列計測メーターの強制設置の費用であり、代替案3よりも少ない場所（30万台）に時系列のメーターを設置すると仮定されている。

○メーター管理運用のための経常費用（電力会社の経常費用）

代替案1は徐々に計測メーターを導入するので配電会社にとって手間がかかり、経済の規模の利点を生かすことが出来ない。最初の4年間において費用が50%増加すると考えられる。費用の面で一番魅力的なのは代替案2で、月ぎめ計測（115kr）である。一番費用が高い解決策は代替案3の時系列支払いの計測メーターの維持費用（400kr）である。

図表4-21 計測メーターの維持費（電力利用者所帯あたりの維持費）

発生する維持費用	代替案1	代替案2	代替案3
月ぎめ支払いの計測メーターの維持費用	代替案2よりも50%増加 <sup>25</sup>	115kr	125kr
時系列支払いの計測メーターの維持費用	代替案2よりも50%増加 <sup>26</sup>	300kr	400kr

○その他、電力関係企業等の費用

配電会社の費用には時系列メーターの維持費用、電力のバランスを制御する費用、そしてスウェーデン電力網公団にかかる時系列メーター導入による電力網公団の総合管理費が考慮されている。しかし、本規制影響評価書には、スウェーデン電力網公団のこれらの費

<sup>25</sup> 導入最初の4年間は費用がかかる。各利用客が自由の設置を要求するため。その後は徐々に下がり代替案2の水準に収束する。

<sup>26</sup> 導入最初の4年間は費用が掛かる。各利用客が自由に設置を要求するため。その後は徐々に下がり代替案2の水準に収束する。

用は僅小なので計算結果が示されていない。

#### ○電力利用者の費用

代替案1の場合には、時系列メーター交換費用が電力利用者の負担となるため、45万台\*2,000kr=9億krの費用が生じる。

その他、電力利用者の費用としては電力契約の検索費用、電力利用のパターンの変化による節電によって犠牲となる費用（電力が高くなれば消費者は節減を強いられるがその犠牲となる費用）、エネルギー効率化の費用（例えば人がいなくなれば自動的に消灯する節減装置の導入費用）が挙げられる。しかし、本規制影響評価書には、これらの費用に関する計算結果が示されていない。

#### ■便益の分析

一方、便益については、費用の節減、効用の増加を便益としてとらえて、以下のような方法にて便益の単位、全体の便益総額の計算が行われた。

#### ○配電会社

時系列メーターの導入でピーク時での需要に影響を与えることが出来るようになり、ピーク時の需要軽減により計測地点につき100krの価値が発生すると考えられる。更に時系列の電力需要情報が入手できる結果、顧客サービス、稼働費用の減少、投資計画作成の簡素化をもたらすことで更に一計測地点につき15krの価値が発生する。配電会社はローカルの独占会社なので各社の時系列メーターの導入の速さで便益の規模が違ってくる。

#### ○電力利用者の効用価値

電力利用者の得る直接の効用価値は（1）価格ピーク時での電力節減効果、（2）需要を制御することによる電力消費の削減、（3）エネルギー利用の効率化、である。これらの便益は代替案1, 2, 3全てで見られる。

（1）価格ピーク時にはスウェーデンでは一年当たり10時間～40時間発生し、その際、節電することが可能となる、スポット価格を5kr/kwとすると一家庭当たり5kr\*10時間～5kr\*40時間を得ることになるが、節電に応じる家庭数は経験的統計で計算している。

次に、（2）需要を制御することによる効用は朝のピーク時の4時間、夕方の4時間で実現すると考えられる。それはデンマークでのジェリー島の実験で明らかであり、実際電力価格が下がったのでスウェーデンでも時系列の請求で同じ成果が挙げられると期待される。需要を制御により電力利用者にとって100kr/kWhの価値があると考えられる。どのくらい家庭が含まれるかどうかは実験的数値を利用している。

そして、（3）エネルギー効率化による効用は各代替案で発生するが、主に代替案2と3で見られる。スポット価格（北欧の共通電力市場ノルドプールで瞬時に決定される市場価格）

に連結して電力を供給され、常に価格を把握できるので電力使用を効率化する動機が生じ、その経済価値は一家庭当たり年間で255krとされる。更にエネルギー効率化ではスポット価格ではなく、時系列価格で電力を供給されるため価格に反応するので経済価値は年間98krと評価されている。全効用はスポット価格による電力契約と時系列価格による電力契約を結ぶ家庭の比率で決定される。代替案2, 3では一般家庭の数字が想定されそれぞれの効用がシミュレーションされているが、その具体的計算の詳細内容はレポートには明記されていない。

#### ○電力会社の効用価値

時系列の計測による契約は電力会社が結んでいる電力取引人（電力市場）に支払うリスクプレミアを下げる効果がある。現在の電力契約は固定料金制であり、需要が電力価格の変動に反応しない。しかし突然の消費者の需要増に対処するために電力会社から電力取引人にリスクプレミアが支払われている。時系列計測による新契約が結ばれてからリスクプレミアの減少価値を絶対額で計測することは難しいが、一家庭当たり50kr/年のリスクプレミアの減少が電力会社に発生するとエネルギー監督庁では今までの研究結果をもとに試算している。だが、対象となる家庭は時系列メーターを導入する家庭に限られ、時系列メーターの導入の契約に応じる家庭の増加傾向は今迄の経験的な数値を利用し、電力会社全体の便益を計算している。レポートではその便益は数字で出されておらず、直接、費用・便益を合わせたシミュレーション結果に含まれている。

#### ○社会経済に対する影響

スウェーデンでは電力消費のピーク時に主に火力発電所が化石燃料を使用して電力を供給している。電力消費節減で化石燃料の消費を減少させれば社会効用が発生するのだがスウェーデンではピーク時に火力発電所が年間に数時間しか稼働していないので、規制導入による環境に対する影響は僅かである。理論的にはスウェーデンでの二酸化炭素排出量に排出権（1トン当たりの排出権は150kr）をかけて社会経済便益を出す考えがある。だが、計算方法は専門家間で論争があり、火力発電はピーク時以外でも原発の修理や貯水水の不足による水力発電停止の代替に利用されることがあり、時系列メーターの導入による便益だけではないので今回の便益分析では考慮されていない。

#### ○電力市場に対する影響

定量化出来ない便益、費用が考えられる。例えば電力を効果的に利用できることによる環境改善といった便益、更に費用ではシステムへの要求が高くなる結果、小さい配電会社、電力会社が市場から淘汰される危険が考えられる。それは競争の弱化を意味する。同時に価格競争を各電力会社が意識するようになり、適正価格の設定が行われるという便益が予想されるが、今回の分析には加えられていない。

以下、3つの代替案ごとの費用・便益分析の計算結果を示す。その総括を示すものが下図表である。各代替案ともに縦軸は普通のケース（Sannolik utfall）、悲観的ケース（Pessimistisk utfall）、そして楽観的ケース（Positivat utfall）での社会効用（便益）が示されている。

“普通のケース”では予想の平均値を採用して費用と便益の差を示されている。導入する計測メーターの経済寿命が15年とし、2012年に実施すると予想し、計算利子は4%で計算している。ストールム市での電力会社が実験的に始めた時系列による支払の新しい契約に75%が応じたこと、（それは小口消費者の70%が電力価格の変動に反応したとされる）などを参考にして消費者のサイズを決定している。更には代替案2と3を採用した際に15年後には時系列のメーター支払いの電力利用者の利用率は70%になると予想している。参考のために極端なケースとして“悲観的ケース”と“楽観的ケース”をシミュレーションしたものも示している。“悲観的ケース”では費用が“普通のケース”と比較して10%過小評価され、収入が20%過剰評価されたとの想定で計算した結果であり、“楽観的なケースの分析”では費用がそのまま変わらないが、収入が“普通のケース”よりも20%過小評価され、計算金利は4%のままとして計算した結果である。

図表4-22 シミュレーションの結果

	代替案1	代替案2		代替案3	
		時系列支払い	月ぎめ支払い	時系列支払い	月ぎめ支払い
普通のケース	1,541MSEK	-576MSEK	<u>1,989MSEK</u>	-19,000MSEK	-3,400MSEK
悲観的ケース	-200MSEK	-2,800MSEK	-500MSEK	-20,000MSEK	-8,400MSEK
楽観的ケース	2,700MSEK	1,500MSEK	3,900MSEK	-15,000MSEK	-1,500MSEK

単位 MSEK= 100万スウェーデンクローナ

代替案2、3には時系列による支払と月払いの二つのケースが考えられているが代替案1では全て月払いの請求書しか考慮していない。何故ならば時系列メーターを設置するのは配電会社であるが、代替案1ではメーターの設置の有無にかかわらず配電会社が時系列払い、或いは月極払いを一方的に決定するので、普及の状況にもよるが、普及していない場合には基本的には月払いとなるからである（分析では月ぎめ払いを前提に計算）。

代替案1では普通のケースでは社会的便益はプラス15億4,100万krになると計算されている。悲観的分析には費用が10%過小評価され、収入が20%過剰評価されるとの想定のもとで計算した結果であり、総合的には社会的便益はマイナス2億krとなる。楽観的分析では逆に費用がそのまま変わらず、収入が20%過小評価され、計算金利は4%のままとして計算されている。社会的便益は27億krのプラスとなる。

代替案2では月払いで19億8,900万krのプラスになる。代替案1と比較すると4億krの違いがある。代替案1では利用客の自発的なメーター交換なので普及は遅くなり、導入当初は月ぎ

め払いによる請求がベースとなるので、積極的な電力利用は比較的になくなるので消費者の利益は、代替案2と比較して低くなると考えられる。

代替案3では時系列払いの費用・効用（-19,000MSEK）が月ぎめ払いの費用・効用（-3,400MSEK）と比較して悪い結果を生んでいる。同じことが代替案2でも指摘される。代替案3では電力利用者全員に強制的に時系列メーターが取り付けられる。その費用は時系列支払いと月ぎめ支払いの電力利用者で同じである。だが、便益は、時系列払い制度ではあまり伸びない結果となっている。時系列払いの場合、元々電力消費量が少な消費者が大口径消費者のように大きな電力節減効果が期待できず、節電、エネルギー効率などの便益向上の取組に熱心でないことが原因である。

なお、定量化されていない費用、収入が考えられるが、3つの計算例の分析では全く考慮されていない。

図表で示されている結果からは、代替案2の月ぎめ払いのシステムが、社会的に最も大きな便益（19億8,900万kr）をもたらす結果となった。

#### ■その他（競争環境、中小企業への影響）

競争環境、中小企業等への本規制の影響については、既に8,000kHh以上の電力を使用している企業に対しての影響はなく、63アンペア以下の電力消費をしている企業に対して同じ条件が適用されるので競争中立的である。

その上に定量化出来ない便益、費用が考えられる。例えば電力を効果的に利用できることによる環境改善といった便益、更に費用ではシステムの要求が高くなる結果、小さい配電会社、電力会社が市場から淘汰される危険が考えられる。それは競争の弱化を意味する。同時に価格競争を各電力会社が意識するようになり、適正価格の設定が行われるという便益が予想されるが、今回の分析には加えられていない。

#### ■結論

エネルギー市場監督庁は以上の分析を踏まえて結果、代替案2を採用して、以下の提案を政府に行った。

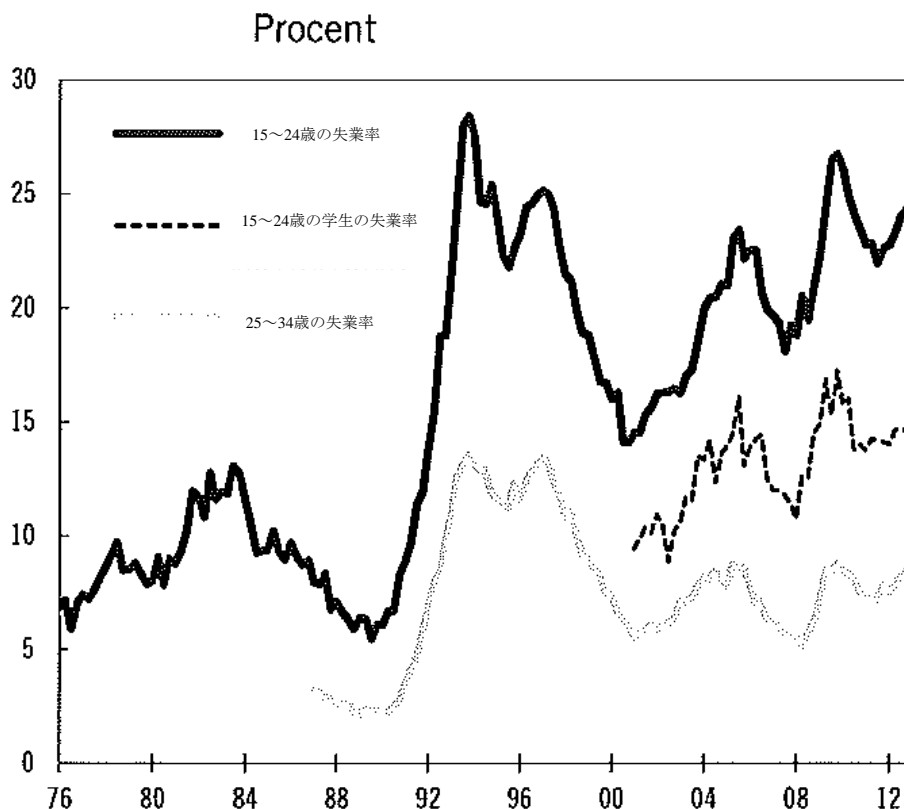
- ・時系列メーター（月ぎめ）を年間8,000kWh以上消費する利用客に設置し、
- ・年間に8,000kWh以上消費した利用客にも時系列メーター（月ぎめ）を設置し、
- ・一時的に63アンペア以上の電力を消費する利用客にも節電の刺激を与える為に時系列（月ぎめ）による請求を行い、
- ・時間に間に合わない、或いは実施する能力のない配電会社に時系列メーターの設置（月ぎめ）義務からの特例申請の権利を与え、
- ・時系列メーター（月ぎめ）設置の為に準備期間に1年半の予告期間を与え、同時に北欧の電力市場の導入を更に進める為に、周辺地域と整合した新しい電気法の導入を提案した。

■背景と目的

スウェーデンは近年15～24歳の若者の間で高い失業率が見られている。2000～2012年に15～24歳の失業率は20～25%で推移し、特に2008年の金融危機以後は一時25%にまで達した。それと比較して25～34歳の間では10%以下になっている。

下記グラフは失業率の推移を表したものであり、15～24歳の失業率（学生含む）、15～24歳の学生の失業率、そして25～34歳の失業率を示している。2008年の金融危機後から急激に15～24歳の失業者が急増している。24～34歳でも同じパターンが見られるが、失業率は相対的に低く推移している。

図表4-23 スウェーデンの失業率推移



(出典) スウェーデン統計庁

この若年労働者の失業率増加については幾つかの理由がある。高校卒業の資格の欠如、外国生まれ、スウェーデン語での会話能力の欠如、障害者、更に高校卒業と職業生活の移行での生活環境のギャップなどが挙げられる。制度的問題としては初任給がスウェーデンでは高いこと、それに見合う能力、職務経験の欠如から雇用者側が若年層の採用を避けて

いることが指摘される。

そこで、若年層の雇用に係る企業側の負担を軽減させ、若年層の雇いを促進させるために雇用者税の軽減が財務省から提案された。雇用者税とは企業が雇用者の俸給に合わせて支払う税で、定率税であり、7つの項目から成り立っている。雇用者税の内訳は以下の通りである。

図表4-24 スウェーデンにおける雇用者税の税率

1. 疾病保険料	4.35%
2. 両親保険料	2.6%
3. 老齢年金料	10.21%
4. 遺族年金料	1.17%
5. 労働市場料金	2.91%
6. 労災保険料	0.30%
社会（サービス）税	21.54%
7. 一般賃金保険料	9.88%
雇用者税計（賃金保険含む）	31.42%

例えば、月給給与総額が100万krとすると、雇用者税は100万kr\*31.42% =31万4,200krとなり、企業は給与を支払った翌月に同額を税金庁に払い込むシステムとなっている。納付金は国家の歳入となり、社会サービスの財源に充当されている。疾病保険は罹病の欠勤期間中の所得欠損を補償する保険であり、両親保険は産休手当、幼児の病気で自宅介抱の際の所得を補償する。遺族年金は寡婦年金と孤児年金を含み、労働市場料金は労働市場での失業対策等に利用されている。労災保険は職場での事故などの治療費等に利用される。老齢年金は年金財源に使用されるが、年金は政府の一般財源から切り離されている点が他の料金と大きく違っている。年金資本が運営され、景気が悪化すると年金支給額が下がるようになっている。雇用者（企業）は給料の10.21%を年金基金に払い込んでいる。

政府は若者の失業を緩和させようとして既に2007年7月1日から18～25歳未満の勤労者の社会税を下げている。緩和の内容は、老齢年金（10.21%）を除外した、残りの項目に対する支払率を1/4に引き下げるというものである。18～25歳未満までの勤労者の雇用者税は、 $(31.42\% - 10.21\%) / 4 + 10.21\% = 15.5125\%$  およそ15.50% となる。そして、政府は更に2009年1月1日から25歳未満までの年齢制限を26歳未満まで拡大させた。しかし、2008年に発生した金融危機の影響もあり、雇用者税の減税策の効果は縮小し、結果として失業率は増加してしまった。

#### ■規制案の内容

若い高学歴の青年グループ層、すなわち大卒者は比較的に卒業後の最初の就職がスムーズであり、雇用者側の信頼も厚い。一方、低学歴の職業経験のない若者には初任給とそれに見合う能力とのギャップがあり、そこが問題となっている。雇用者側の採用を刺激するために、政府は23歳以下の若者に有利になるように、社会税の規則変更を提案した。それ

は23歳以下の若者を採用する時に、既に15.50%に軽減されている社会税をゼロにして老齢年金(10.21%)だけを支払うようにし、同時に26歳以上の勤労者の社会税の優遇を無くし、普通通りとした。すると23歳以下の若者を雇用すると減税になり、26歳の勤労者への社会税は逆に増税となる。24歳から25歳の勤労者の雇用者税は変化がない。若い層が最初に労働市場に参入することが容易でないのは、低学歴の職業経験のない若年層では職場経験や能力がないことが障害になっているからである。25歳以下に減税を制限したのは26歳以上の者は労働市場に既に参入している者が多く、余り援助を必要としていないからである。

### ■代替案の検討

現在の減税をそのまま維持するか、それとも上記の提案を採用するかどうか考えられるが、その他の代替案は本規制影響評価では検討されていない。若い層の最初の労働市場入りを援助しようとする政治的決定・意図が明確であるからだと言える。

### ■費用の分析

費用分析では、「企業への費用負担」「公共財政の負担」について分析されている。

### ○企業への費用負担

企業にとって社会税の減税は人件費の変化を意味する。だが、規制案が企業の人件費削減になるか、それとも増加になるかは企業の被雇用者の年齢構造に影響される。人材が若い会社で、多くの勤労者が採用時に23歳以下であり、26歳以上の雇用者が少なければ社会税負担は減少する。現在の社会税と提案されている社会税の企業への負担の変化について、22歳、24歳、26歳の勤労者の社会税の金額は次のようになる。

図表4-25 若年層における減税措置後の各年齢別による社会税の変化 (単位: kr)

年齢	月給	現在の社会税 (一律15.50%)	提案されている社会 税。カッコ内は社会 税率	社会税の負担の 変化
22歳	25,000	3,873	2,553 (10.21%)	-1,320
24歳	25,000	3,873	3,873 (15.50%)	0
26歳	25,000	3,873	7,855 (31.42%)	+3,982

(出典) Mer fokuserad nedsättning av socialavgift för de yngsta, 17page, 2013 November

上記のように企業にとって23歳以下の若者を採用すれば社会税の軽減は一人当たり1,320krになる。26歳以上を雇用すると一人あたり月3,982krの税負担増になる。これに基づき、23歳以下の若者を採用する時の社会の企業全体の賃金の減少が32億2,000万kr、一方、26歳以上を採用した際の人件費増加は29億5,000万krと説明されている。(ただし、計算内容



の詳細は示されていない)

### ○公共財政の負担への変化

政府にとって社会税の軽減は歳入の減少をもたらす。長期的に賃金水準が上昇し、雇用が高まれば、雇用者税、所得税の上昇が期待される。また、社会税の軽減が会社の利益をあげれば法人税の増加にもつながる。財務省は、これら公共経済に対する負担を次のように試算している。

図表4-26 公共経済に対する雇用者税の変化の影響  
(ただし雇用増大による効果は含まれていない)

	2014	2015	2016	2016	その後
財政の増減	-0.14%	-0.27%	-0.26%	-0.25%	-0.27%
金額単位	-1.4億kr	-2.7億kr	-7.6億kr	-2.5億kr	-2.7億kr

(出典) Mer fokuserad nedsättning av socialavgift för de yngsta, 23page, 2013 November)

税金庁の負担では、社会税の申告の規則変更により、事務処理を見直すために庁内のITへの投資が必要になり、初期投資に165万kr、その後のIT維持費用に年間235万krがかかると試算している。

### ■便益の分析

便益分析では、「雇用効果」「所得分配効果」について分析されている。いずれも定性的な説明で定量的な分析はなされていない。

### ○雇用効果

規制案による雇用効果は正確に予想することは困難である。今までの経験的観測によると減税分が賃金上昇分に振り分けられる傾向があるが、社会税を更に減税しても23歳以下の雇用の増加となるか否かは不明である。また、25歳以上になってから、減税が全て廃止されるが、俸給が減額されることは考えにくく、失業の増加になる可能性も低いと考えられる。

### ○所得分配効果

新規に採用される23歳以下の勤労者は、所得を得ることで福祉向上につながり、同時に失業会計（半年以上勤務すると加盟できる）に組み入られるので、失業後も一定の所得を得ることが可能となる。規制案は、所得の下方層に有利に機能する。

## ■その他

### ○男女間の性差問題

15～19歳では男子のほうが女子よりも失業率が高く、20～24歳になると逆転し、女性のほうが失業率が高くなるが、規制案は中立的と考えられる。

### ○競争への影響

提案によると、企業の雇用者税の減額で23歳以下の青年での雇用が期待できる。企業間の競争は中立的になると考えられる。

## ■結論

23歳以下の青年の雇用促進が目的で、雇用者税の減税が特に優先されることになった。同時に26歳に与えられていた優遇減税が一切廃止された。23歳以下の青年での雇用効果が見られることが期待されるが、正確な分析がされていない。この点は“より良い規制委員会”の意見においても指摘されている。

本規制以外にも政府は、職場研修、3か月以上失業している若者に職場を保証する制度、6か月以上失業している若者に企業ニュースタート制度を提供して、若年者の労働市場入りをサポートし、若年失業者対策を行っており、その一環とし今回の減税案が提案された。

## ■背景と目的

ストックホルム市はロンドンの混雑税の取組を参考にして、2007年から市内に乗り入れる、或いは郊外に出る自動車（公共輸送機関のバスは免税）に対し混雑税を導入して、ラッシュ時の交通渋滞を緩和させる効果を挙げてきた。

図表4-27 ロンドンの混雑税

ロンドンにおける混雑税は、2002年2月に導入が正式に決定され、制度の運用は、2003年2月17日から始まった。ロンドンの混雑税の目的は、自動車交通量を減らすこと、公共交通機関や自転車など代替的な移動手段へのシフトを促すことにある。この制度によって、ロンドンの中心部、約21平方キロメートルのエリアに流入する自動車に対して、混雑税が課される。混雑税が課されるのは平日（月曜日～金曜日）の朝7時から夕方6時30分までの時間帯に限定される。税額は、車種を問わず、一律5ポンド（約950円）、ただし例外規定がある。

混雑税の支払いは、電話、インターネット（携帯電話からのEメールも利用可能）、郵便局、小売店やガソリンスタンドのカウンターで行うことができる。支払いは、課税地区を通行する日の90日前から当日午後10時までに行う必要があり、1週間ごと、1ヵ月ごと、1年ごとにまとめて支払うことも可能である。混雑税の支払いの履行状況は、市内数百ヵ所に設置されている固定式・移動式のカメラで監視されている。エリア内に流入する車両のナンバーをカメラで読みとり、税の支払いに際して登録される車両ナンバーと照合して、支払い状況を確認する。支払いが遅れると、£80の罰金が課せられ、それでも支払われない場合（3回以上の未払い）には、輪留めや撤去という措置がとられる。

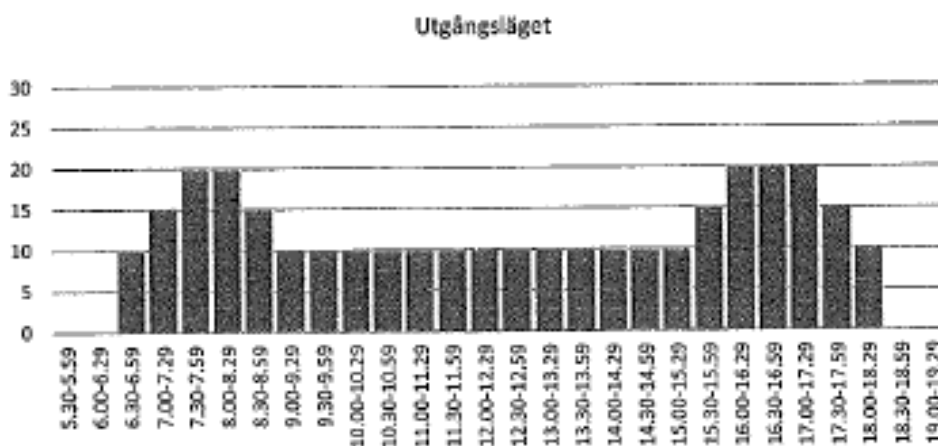
ロンドン交通局は、この6月、混雑税導入から3ヶ月の成果を発表した。モニタリングの結果によれば、課税地区内の交通量は、前年度の同時期と比較して、16%減少したことが明らかになった。当初、交通量の減少は10～15%と見込まれていたため、これを上回る好成績だと評価されている。なお、車種ごとの流入量を見た場合、特に乗用車の減少は著しく、38%の減少が確認された。

（出典） 「ロンドン交通混雑税」 <http://www.eic.or.jp/library/pickup/pu030717.html>

流入する自動車の監視、登録システムはストックホルム市がIBMとの提携で開発したものであり、ロンドンと同様に、特定の関所で流入する自動車、出て行く自動車のナンバープレートを自動的に読み込み、月末に請求書が自動車オーナーに届けられる仕組みである。ユニークなのは感知センサーを自動車に取り付ける必要が無い点にあり、ラッシュ時の混雑税は高く設定され、交通の流れを平準化させようとしている。

ストックホルム市は急激に人口が拡大中であり、地下鉄、インフラ拡張、そして“ストックホルム・バイパス計画”を市が計画し、その財源に混雑税（交通庁が担当しているので歳入は国税となる）を充当するように政府との間で合意されている。混雑税は道路の効率的利用、道路投資の必要性の軽減、自動車利用者の利便性の改善をもたらす。下図表は現行の混雑税の料金表である。深夜は無料、朝夕は相対的に高い料金が設定されている。月曜日から金曜日の06:30-18:29の間に、市内18か所（下図表）にある料金ステーションを通過すれば、車の登録番号によって自動課金される仕組みになっている。

図表4-28 混雑税（時間帯による料金表）



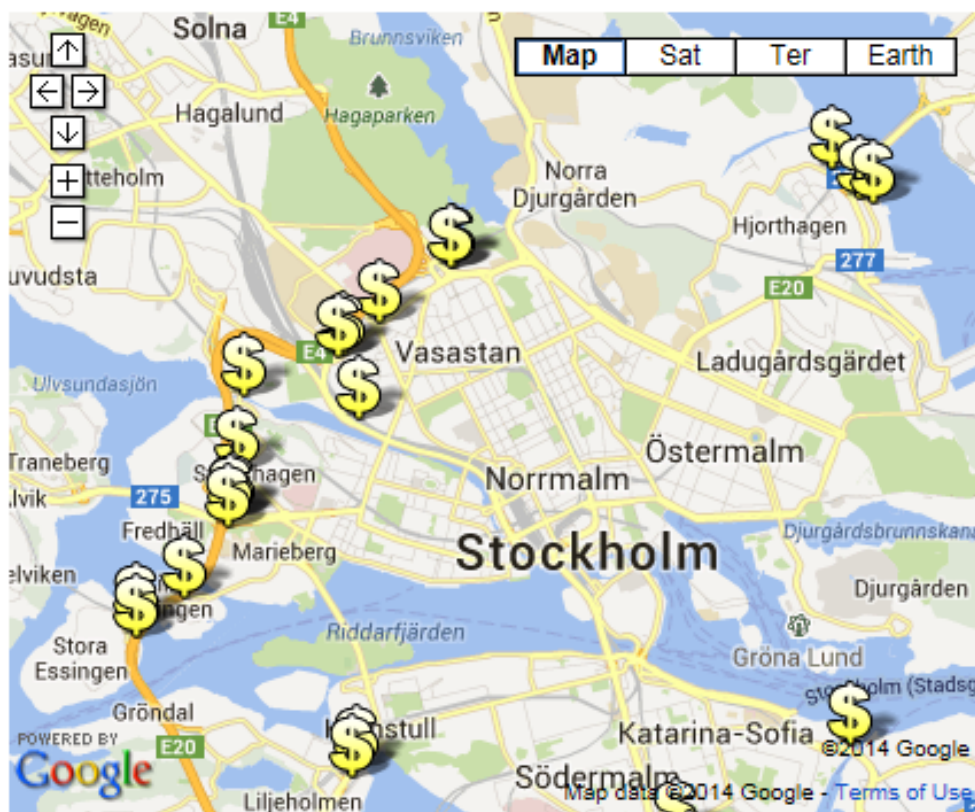
Figur 3-2. Trängselskattnivåer på befintlig innerstadsring för utgångsläget.

料金表

06:30-06:59: 10kr、07:00-07:29: 15 kr、07:30-08:29: 20 kr、08:30-08:59:15 kr、09:00-15:29:10 kr、15:30-15:59 :15 kr、16:00-17:29 :20 kr、17:30-17:59 15 kr、18:00-18:29 :10 kr

(出典) 評価書

図表4-29 ストックホルムにおける課金地点



(出典) HokuoWatch 北欧Watch [http://hokuo.blogspot.jp/2007/11/blog-post\\_22.html](http://hokuo.blogspot.jp/2007/11/blog-post_22.html)

だが、現状は、市内への乗り入れを避けて、市の脇の抜け道を通り混雑税を避けようとする乗用車が急増し、市内に乗り入れる前の街道での渋滞がひどくなってきた。そこで市内に入らず通り抜けする自動車にも混雑税を導入する考えが出てきた。政府は対策に向けて調査を実施することになり、交通研究センターCTC、工科大学、ストックホルム市、ストックホルム県（成長・環境・地域計画（TM））が中心となり、混雑税の改定案を検討した。

### ■規制案の内容

既に市内に乗り入れる自動車に対する混雑税は導入されている。今次の見直しでは、市内に入らずに通る抜け道の要所に監視カメラを設置して、新たに混雑税を徴収することを計画している。交通量の予想は2020年までの台数推計を念頭に置き、2016年からの新混雑税導入を計画している。

### ■代替案の検討

通り抜け街道に対する混雑税には3つの代替案A、B、Cが考えられた。

#### ○代替案A

- ・“エッシング街道”（通り抜け街道）にも現行の市内乗り入れと同じ混雑税を適用するシナリオである。それは“ストックホルム・バイパス”が完成する前の2016年から徴収するものであり、本来の計画では2022年に導入する考えであった。前倒して徴収する理由には、ストックホルム・バイパスが2022年に完成するとエッシング街道の交通量が減少すると予想されるからであり、その前から実施することで社会的経済便益を得ることを念頭に置いている。

混雑税のもたらす影響：

- 南部～北部への交通が迅速になる
- 午前での“エッシング街道”での渋滞列が緩和される
- “エッシング街道”の午前、午後のラッシュ時の交通量が6～7%減少する
- 同街道を走るバスの交通が容易になる
- 公共交通機関への影響は僅差である

- ・代替案Aでは、市内での輸送量が多少増加し、“ストックホルム・バイパス”が完成するまで、2016～2022年の歳入が約10億krとなる。

#### ○代替案B

- ・“エッシング街道”の混雑税をA案より高く設定する。すると以下の点が指摘される。
  - 現在の混雑税は時間帯により10kr－15kr－20krが徴収されているが、その幅を15kr－22kr－30krとする。そして1日券は現在の60krから90krに引き上げる。“ストックホルム・

バイパス”が完成すると歳入が減少する。

- “エッシング街道”の交通量の減少と、市内での交通量の増加はシナリオAと比較して大きくなり、午前のラッシュ時ではエッシング街道の交通量は10%減少し、一方で市内の交通量は約7%増加する。
  - 混雑税の大幅な引き上げに渋滞の列は少なくなり、運転時間は短縮され、交通網全体に影響を与える。
  - 市内でのバスの交通が改善される。
  - 市内での公共交通機関の需要が1%高くなる。
  - 県全体での交通業務の必要性が減少する。
  - 市内の交通量の増加はシナリオAと同じになる。
- ・ 代替案Bでは、歳入はシナリオAと比較して高くなり、2012年で38～51億krになると予想される。これを財源にすることで、想定される40億krの投資は2036年前に返済されると考えられ、投資額が高騰し60億krであるならば2040～2059年までに返済される。

#### ○代替案C

- ・ シナリオBに加えてサルトショーバーデン～メーラレン街道にも混雑税を導入する案。シナリオCは前者シナリオAとBをより拡大させたものであり、ストックホルムノソーデルマルメの北の橋にも課税する案が含まれる。交通渋滞の列を減少させ、環境を改善させる効果がより大きい。サルトショーバーデン～メーラレン街道の混雑税は15krとし、これよりも高い料金が社会的経済便益を高めると考えられるが、その場合には更に分析が必要と考えられている。
- 交通の減少傾向はシナリオAとBと同じだが、サルトショーバーデン～メーラレン街道での交通量の減少はより大きくなり、“エッシング街道”での混雑は14%減少する。
- サルトショーバーデン～メーラレン街道の混雑税は市内の交通渋滞を減少させ、シナリオAとBと比較して南行きの出口で更に交通量を減少させる。
- 運転時間がさらに短縮される。朝のラッシュでは特にホーンストルと北メーラレ通りの間の運転時間が6分短縮される。
- バスの市内の交通が楽になり、路線バス4が改善され、南から来るバスのストックホルムのシティーターミナルへの交通が楽になる。
- 市内の公共交通機関の需要が午前中に1.5%高まる。
- 公共交通機関の利用度がシナリオAとBと比較して高くなる。
- 交通業務は市内、郊外で減少し、市内での業務は2%減少する。
- フリードヘムプランでのドロットニング通りとセント・エリクス通りの間での交通はシナリオAとBと比較して半減する。

## ■費用の分析

既に市内乗り入れ自動車の監視カメラ、ITシステムは完成しており、初期投資には監視カメラを設置するだけで費用は僅かとなるため、特に検証されていない。

## ■便益の分析

代替案Aでは

- ・分析によると混雑税の導入により年間5億krの社会経済便益が発生し、交通の迅速化により毎日、7,000時間の労働時間が節減される。混雑税による歳入増加は毎年2億5,000万krとなる。

代替案Bでは

- ・分析によると混雑税の導入により社会的経済便益は年間7億krになり、毎日10,000時間の労働時間が節約される。混雑税による歳入増加は毎年5億krになる。

代替案Cでは

- ・分析によると混雑税の導入により社会的経済便益は、A案、B案より更に高くなる。社会的経済便益は年間9億krになり、毎日13,000時間の労働時間が節減される。混雑税による歳入増加は毎年7億krになる。

社会経済便益及び労働時間の節減効果の計算方法に関する評価書での記載内容は、以下の通りである。

### ○社会経済便益の計算

混雑税導入による交通量の減少は、6～7%であることが指摘され、これを基に公共交通機関、環境に対するプラスの影響が金銭価値化され算定されているが、分析内容の詳細については、評価書には含まれていない。

### ○労働時間の節減効果の計算

評価書に記載なし。

## ■その他

代替案A、BそしてCでは社会的便益を試算しているが、これらは企業にとって中立的であり、中小企業に対する影響は特に指摘されていない。

なお、本評価では上記3つの代替案を基にして、各代替案に対して更に複数の検討オプションによる分析が行われる等、感度分析的な検討が行われている。

### ○オプション1. 3月から9月まで（7月は除外）に混雑税を引き上げる。

- ・夏は冬と比較して交通量が高まるので、交通量が多くなる期間に混雑税の額を引き上げ

る案が考えられる。環境上の理由からも大気の子量が増える。理由は冬に使用したスパイクタイヤによる粒子が舞い上がるからである。スウェーデンでは、スパイクタイヤは10月1日～4月15日まで使用が許可されている。交通量の減少は大気の改善に貢献する。なお、7月にはスウェーデンでは産業休暇となり交通量が激減するので、混雑税の値上げは必要ではなくなる。しかし、7月だけ免税とすると事務経費が高くなると予想されるので、最良の解決策として3月から6月まで高い混雑税を導入することが得策と考えられる（従って、7月から2月は低い混雑税とする）。これにより交通量は3月から6月まで更に2%減少する。

・歳入は2012年度のレベルで年間1億1,500万kr増えると考えられる。

○オプション2. 混雑する交通方向の混雑税を高くする。

・混雑税はできるだけ最適な効果があるように設定しなければならない。普通、朝は市内に向かう道路が混雑し、夕方は郊外に向かう道路が混雑する。渋滞を緩和させるためにラッシュ時に混む道路には毎回の通過に35kr、反対方向の道路には25krとすることが考えられる。具体的には“エッティング街道”では朝は北向きの道路、午後は南向き道路を35krにする。この結果、社会経済便益は高くなり、歳入は年間2,000万kr増加すると考えられる。

○オプション3. 大型車に高い混雑税を課す。

・大型車（3.5トン以上）は乗用車の1.8台分の空間を占有し、排出ガスは乗用車の2.4台分であり、また、加速が遅いので交通の流れを阻害する。このような弊害を考慮すると、大型車には混雑税を倍にすることが妥当とされる。環境上の配慮からの税設定は後述のオプション5で検討される。ヨーテボリで行った試算では乗用車の3倍が妥当とされる。

・“エッティング街道”では昼の交通量の10%が大型車であり、混雑税を導入しても通行台数減少への影響は僅かであると考えられる。大型車にとっては通行が必須で、かつ時間節約の利益が大きいためである。しかし、同街道における車両通行の利用度が進み、混雑がひどくなれば大型トラックの交通に影響を与えると考えられる。

・社会経済便益は、単に資金の交換（トラック会社から国に移転される）に過ぎないので大きな効果はないが、多少プラスになる。環境への影響は、大型車の排出ガスが減少するが、影響は僅かになると見られる。混雑税を倍しても需要が下がらないので、年間1億kr弱の歳入増となり、現在価値に換算すると12～17億krとなる。

○オプション4. “エッティング街道”で中間時間帯を無料とする。

・朝と夕方のラッシュ時以外の中間時間帯は混雑が余り見られない。朝10時～午後2時まで無料にするとこの時間帯を利用しようとする動機が働く。運転する時間帯に制約の無い利用者は、混雑せずかつ費用負担のない時間帯を利用しようとするだろう。



- ・弊害は、昼間を無料にするとこの時間帯に交通が集中するようになり、混雑税の効果が薄れ、周辺の環境が多少悪化することである。
- ・予想ではラッシュ時の交通が少なくなり、無料の時間帯の交通が増加する。社会経済便益は僅少するが全体としてはプラスとなる。
- ・環境への影響は、昼に交通量が高まることから全体の交通量の増加となり、僅かであるが否定的な結果になる。歳入は年間5,000万kr増加する。現在価値に換算すると6~9億krとなる。ストックホルム・バイパスが2022年に完成すると3億kr歳入が下がる。

#### ○オプション5. 環境に対する差別化

- ・排出ガスに対して効果的に影響を与えるには、混雑税を差別化することが考えられる。クリーンな自動車には減税或いは免税とし（電気自動車）、ディーゼル車、大型車は増税する。課税は登録リストを元にするので、その手続きの調査が必要になる。
- ・同時に環境に負担を大きく与える自動車のオーナーは、利用する道路の選択を迫られ、あるいは新しい環境車の購入を検討することになるかもしれない。ストックホルムで最初に混雑税が導入された時には環境車を選択することが多かった。特にタクシー業界では競って環境車が購入された。
- ・予想される交通量と混雑は、導入される混雑税の内容により決定される。環境への影響は車両の排出により異なり、新しい自動車、新技術が採用されるかどうかにより決定される。従って、差別化は自動車の登録による車両の環境影響度合いにより決定される。
- ・社会経済便益は道路網での混雑が増大せず、外部への二次的影響が減少するようになれば、プラスになる。歳入は料金体系次第である。

#### ○オプション6. 南方面への連絡道の混雑税

- ・混雑税を変化させると南方面への連絡道での混雑が大きく変化することが示された。このことから南方面への連絡道の混雑税を分析すべきである。望まれない波及交通を引き起こすことなく、小規模で混雑税を導入できる最適地は、ナッカに近いトンネルである。分析では朝には西方向で導入すべきである。予想される交通量と混雑は混雑税の導入で多少減少する。
- ・予想される社会経済便益は、混雑税の導入で僅かだがプラスになる。歳入は年間15億kr増加し、現在価値に換算すると2億krとなる。

## ■結論

提案されているシナリオA、BそしてCは全て社会にとって有益である。シナリオCには3つの提案が含まれ、混雑税の前倒し、市内乗り入れへの混雑税の増加、“エッシング街道”の混雑税の導入、そしてサルトシューバーデン～メーラレン区間の混雑税導入であり、社会に最も効用を与えるシナリオになっている。

さらに、オプションでは3月～6月までの期限的な混雑税の引き上げ、大型車両への増税、混雑する方向の道路への追加混雑税が最も社会経済便益をもたらすことが説明されている。現在、規制案について検討中であるが、評価書においては、いずれの代替案であっても便益が生じるため、特定の代替案を支持する内容の記載はない。

## 第5章 まとめ

以下、スウェーデンにおける規制影響評価の現状についてまとめる。

### ■規制影響評価は主に企業活動に対するコスト負担、影響を中心に分析

スウェーデンでは2007年の政令において、規制影響評価においては費用、便益の双方について分析を行うことが求められているが（現行の規制影響分析に関する政令第6条）、運用においては各省庁の規制影響評価は、主に規制による企業に対する負担の増加、競争環境への影響を通じた企業への負担についての分析が中心となっている。規制影響評価をチェックしている、企業・エネルギー・コミュニケーション省傘下のより良い規制委員会、産業界の団体であるより良い規制のためのスウェーデン産業商業委員会（NNR）においても、規制影響評価は費用面、特に規制による企業への負担、影響のみを確認しており、改善勧告についても規制案、規制影響評価の費用に関する事項、すなわち、規制影響評価において費用分析を適切に行うべき、という点と、規制案の内容が費用過多になっているのを見直すべき、という2つの側面からの改善提案が中心となっている。

スウェーデンでは、規制影響評価が導入され、本格実施に移行した1998年以降、企業の費用面への影響についての分析を行うことを基本としている。また、政府も規制による企業への負担軽減を減らす等、阻害要因を排除して、企業活動、産業発展への貢献を重視する方針を政策として示しており、現行の規制影響評価において費用面の分析を重視することは、このような背景、経緯によるものと考えられる。

ただし、規制影響評価の現状を分析したところ、おおよそ半数は費用を定量的に示しているが、残りの半数は費用について定性的な分析にとどまる等、運用面では未だ発展途上の段階にあるといえる（より良い規制委員会の規制影響評価への支持も約4割程度に留まる）。なお、インタビューを実施した省庁においては便益の分析についての重要性も認識しており、今後は費用面のみならず便益面の分析についても注意が払われるようになると思われる。とはいえ、我が国のように便益が費用を上回ることを求めるようなことはないようである。そのような観点から、スウェーデンの規制影響評価は、企業に対する規制遵守費用の負担軽減、企業の競争力強化を実現するツールとして位置付けられていると言える。

### ■規制影響評価の主な担い手は各省庁の担当者が中心

スウェーデンでは、規制影響評価は、法律、政令と規則で策定プロセスが異なる。

省による法律、政令の検討の場合には、省が独立組織である委員会（政治家、法律の専門家、業界関係者、省内の関係者が参画）を設置して、規制案の検討のタイミングで同委員会において規制影響評価の原案が作成され、次に省内での規制案及び規制影響評価の検討の際にそれが継承もしくは修正されるというプロセスになっている（場合によっては、省において再度、規制影響評価が実施されることもある）。一方、庁の規則については、

規制案及び規制影響評価を検討する庁内担当者による作業チームが設置され、同チームにより規制案の検討と規制影響評価が実施される等、我が国同様に規制案の担当が規制影響評価を実施している。インタビューによれば、多くの場合、規制影響評価には、規制影響評価の経験が少ない者が従事しているようで、専門的な知見、経験を持つ者が実施している状況ではない。また、各省庁において規制影響評価の専任組織はない。従って、分析を担当する者の分析能力（専門性等）において我が国と大きな差異はないと思われる。また、多くの場合には非常に限られた時間と労力で規制影響評価が実施されており、我が国との比較において分析内容、質の面においても大きな差異はないように思われる。

なお、インタビューによれば、一般的には委員会で作成される規制影響評価の内容、質は省庁が作成する規制影響評価と比較して低い水準のようであり、これは、経済学的な知見を持つ者が委員会に参画することが少ないことが背景にあるようである。NNR へのインタビューや OECD の資料によると、その対応策として、委員会による規制影響評価の実施において経済学的な知見を持つ外部者による支援の導入が指摘されている。

#### ■コンサルテーションを通じて規制案、規制影響評価の内容、質を充実化

スウェーデンでは規制影響評価を実施する際、企業におけるコスト負担の軽減のために企業と公式・非公式のミーティングを開催したり、広くアンケートを実施して企業意見を聴取したりする等、規制案の検討、規制影響評価の初期段階から企業との情報交換を積極的に実施している。また、政令に基づき、規制案・規制影響評価の検討の際にはコンサルテーションを通じて、政府・企業等の利害関係者から広く意見を収集し、規制案・規制影響評価の内容の見直しを進める等、規制による影響の実態を正確に示すための実施、調整が行われている。

このように利害関係者とのコミュニケーションを重視し、その意見を重視する調整はスウェーデンの政策形成において一般的かつ重要な方法と見られている。その上で、官民のコミュニケーションによって様々な意見を収集・整理し、規制案、規制影響評価の内容の調整と充実化が図られているという点に特徴がある。

我が国では、規制影響評価は、多くの場合、規制案が確定された後に作成されている。そのような状況と比較すると、規制案の検討過程において規制影響評価が実施され、かつ規制案とともにコンサルテーションの過程を通じて、必要に応じて見直しが行われているスウェーデンの取組は、参考にすべきであると考えられる。

#### ■チェック機関による規制影響評価のチェックが特に費用面の内容、質の改善に貢献

スウェーデンでは、政府機関として独立した立場で規制影響評価にコメントする、より良い規制委員会が設置されており、企業活動に影響を与える全ての規制案、規制影響評価はより良い規制委員会のチェックを受けることになっている。また、産業界の組織である NNR も規制案、規制影響評価をチェックしており、両機関とも共通して、企業に対して規

制が過度な負担になっていないか、規制影響評価は政令に従った内容で分析されているかをチェックしている。

この両機関によるチェックの内容は、いずれも勧告、意見であって、規制案を作成する省庁は拘束されないが、大半はそれらを踏まえた改善対応がなされており、規制影響評価の内容、質の改善、特に費用面での分析の充実化に貢献している。ただし、インタビューによれば、より良い規制委員会の指摘内容の一部については、対象となる業界や企業の実情を踏まえていない、非現実的な指摘であるような場合も少なくなく、全ての指摘が省庁に受け入れられているものではないようである。

なお、スウェーデンにおける規制影響評価について、インタビューを実施した有識者は、次のような制度的問題点を指摘しており、これらの改善が内容・精度の高い規制影響評価の実施には必要である、との指摘があった。

- より良い規制委員会に拒否権限が付与されていない： 現行の制度は、より良い規制委員会が規制影響評価をチェックする機能を有するが、内容、質に問題があるものであっても、それを拒否することができず、勧告、意見の扱いになっているので、各省庁においても本気で規制影響評価に取り組むような姿勢にならない。改善するのであれば、より良い規制委員会に規制影響評価を拒否できる強い権限を与えることが重要である。
- 規制影響評価の推進体制の見直しと人材育成が必要： 現状、より良い規制委員会は企業・エネルギー・コミュニケーション省の傘下に位置付けられている。一方、諸外国を見ると、チェック機関の制度的な位置づけがスウェーデンとは異なっており、ドイツ、米国、英国では、内閣府等の中枢機関において規制影響評価のチェックを行っている。先進的な国では制度的な位置づけがスウェーデンとは異なり、推進体制がより整備されている。さらに、企業・エネルギー・コミュニケーション省には規制影響評価に精通した優秀な人材が十分に配置されておらず、ガイドライン等を含めた各省庁に対する指示、支援体制が十分に整っていないことが問題である。

#### ■実務的なマニュアル等は確認できず、研修内容も制度中心で実務的な内容ではない

インタビューにおいて、規制影響評価の実務的なマニュアル等の有無について調査したが、政府全体向けのもの確認できなかった。インタビューを実施した省庁の一部には、実施手順等を示した手続き規定（内規）のようなものは存在したが、規制影響評価を行う際の計算方法や原単位の特典等において参考となる実務的なマニュアルとして整備されているものは確認できなかった。全省庁的には、経済地域発展庁が規制導入による企業の管理コストへの影響を計算するソフトをインターネット上で公開しているのみで、他には実務支援のツールは確認できなかった。

また、規制影響評価の研修についても、その内容は規制影響評価の意義、考え方、基本的な進め方等が中心の初心者向けのものになっており、実際に計算をする等の実務的な内容のものではないことが確認された。